

してそれを実現していくか、そういうことを明らかにしていくのが畜産に関する新農政検討の方針だというふうに考えております。

ますが、銅鑄規模に関してはほぼEC水準まで達している、かなり短期間に急速な発展を遂げてきたわけでござります。

しかしながら、その酪農経営の内容ということを見ますと、ただいま先生から御指摘ありました通り、特に最近の問題といったしましては、牛肉の自由化の影響等もございまして、副産物価格ということに評価されるわけでございますが、ぬわ子の価格が低落したという問題もございまして農家の酪農経営の所得が対前年で減少する、そ

いう現象もあったわけでございます。それを取り返すためにいわば頭数を拡大して一生懸命撑るの、御指摘のとおり労働時間が大変過重になつていく、こういうような問題も抱えてるわけでござります。

やはり将来の展望として後継者が酪農といふものに魅力を感じて従事していく、そういう環境をつくっていくという意味からも所得水準なり労働時間などして、なかなかいい方向で進んでいくと見ていい

聞の水準、そういうものについて望ましい展望をいうか、こういうものが五年後、十年後に望めるんであるというものを示して、それに至る政策の道筋を明らかにしていただきたい。こういうふうに思つておるわけでござります。

この段階でお聞きしても時間がもがけないなりますのでござりますのでこれ以上質問はいたしません。

しかも、規制強化によって相当の借入もあって規模を縮小することもできないというふうな大変厳しい状況に置かれておるわけで、そういうたとえころを脱していくためには乳価を上げていく以外に方法がないと痛感するわけでございますけれども、どうなんですか、頭数とかあるいは現在の駆

農の方々の長時間労働の関係ですね、そのあたりについてはどのような考え方をお持ちなんでしょうか。
○説明員(中須英雄君) 我が国の酪農経営につきましては、御承知のとおり非常に短い期間の中でかなりの規模に発展してまいりました。特に北海道等におきましては、よく言われるわけでござりましても、御承知のとおり非常に短い期間の中でござります。

ことしの一月に農政審議会が「今後の中山間地域対策の方向」という中間的な取りまとめをなしました。それに基づいてこの国会に活性化の手

流通にわたる各種の施策の強化を含めて中山間地域における富産の振興努力をしていきたい、これが
いうふうに思っております。

山間地域では地域の活性化ということを図っていく、そういう場合に何が一つのシンボルになる、目玉になるようなものを中核にして地域の活性化を図る。そういう場合に畜産の分野というのは大

めの基盤整備の促進に関する法律案という、いわゆる中山間対策の基盤整備についての法律案も提出されておりますけれども、中山間対策の中で畜産

醍醐をどのように位置づけていくかということがこれまで農政の中で見えてこないわけでございます。非常に重要な問題だと思いますが、そのあたりのことはいかがなんぞございましょうか。

○説明員(中須男雄君) 御指摘のとおり、中山間地域というのは、農業全般という目から見ましても農家数とか農業生産で全国の約四割を占める大

す。
非常に初步的な質問ですけれども、中山間地域

國二種地の併合によるものでございまして、そ
様な役割を果たしているわけでございまして、そ
の活性化を図ることは農林水産省として極めて重
要だと考えているわけでござります。

とおり、中山間地域の農業生産の中での畜産とい

うのはかなり大きなウエートを占めしております。特に戦後における畜産、規模拡大を初めさまざま

な発展を遂げていく中で一つの特徴としてかなりの立地移動ということがあるわけでござりますが、その立地移動が進む中で中山間地域における畜産の生産額というものが着実に伸びている、こういうような状況にあるわけでござります。

申しましようか、そういう中山間地域に賦存して

いる資源を畜産的にどう生かしていくか、それを中山間地域の活性化と結びつけていくこと、が一番畜産の目から見て中山間地域問題といつたときのポイントになるような気がいたしております。つまり、中山間地域の活性化と畜産の活性化を併せて考えなくてはいけないと思います。

す。今後とも桂鋼料の生産基盤の整備、そういうことを中心としつつ新しい法律も御審議を国会にお願いしております。そういう中で生産から加工、流通にわたる各般の施策の強化を含めて中山間地域における畜産の振興努力をしていきたい、こういうふうに思っております。

変活用がしやすいと言つとおかしくござりますが、例えば卑近な例で申しますと、乳用牛と言つてもいろいろな乳用牛がおります。日本では比較的少ない例えはジャージー牛というのを一定の地域で、中山間地域の酪農の主力飼養対象家畜にいたしまして、そういうものを売り物にして、もちろん農業生産、酪農生産というものを発展させていくと同時に、観光だとか都市との触れ合いだとか、そういうことを通じて中山間地域の活性化を図る。

題、あるいは企画管理労働、生産管理費の問題等について、ことしから相当前進していただいたことはありますけれども、しかし、家族労働についてもつと改善をしていただきながらちゃんとならないと思うわけでございまして、全くちやならないと思います。すなはち、家族労働についてもつと改善をしていただけます。そこで、今回の家族労働については、建設業、製造業、運輸・通信業の五ないし二十九人規模（管理労働者を含む）を基準にして、一時間当たりが千二百九十四円ということをお聞きしているわけでございまして、それどころか、ただこの一時間当たりの数字ではどう

統計を集めております賃金構造基本統計、全産業統計でいくんだと。それでいつて、地域によるけれども大体一億六千万から二億ぐらいの賃金收入を上げるんだということをお聞きしておりますが、それでいきますと平均月収で三十四万円ぐらい稼がないといけないという問題が一つございます。そうしますと、ただいま御説明のありました二十六万円に比べてどれらい差があるわけとして、新政策を実現しようと思えば家族労働の評価をもつともつと他産業並みに接近させてもらわなくちやん

をやつてきておるわけでござります。そういううえで申しますと、五年度のお話についてはまだ申請で上げる能力ないわけでござりますが、昨年といふか現在の四年度の保証乳価の算定の際でござりますと、労働費としては時間当たり一千五百七十九円、こういうような単価を用いて評価がえをしている、こんな状況にございます。

それはそれといたしまして、先生御指摘になりましたとおり、いわゆる新農政プランと申しますが、酪農経営の将来展望ということを考え

そういったことは、最近御承知のとおりいなブランド、例えば銘柄牛あるいは鶏なんか地鶏とかいろいろ上に名前をつけましたそれが多數出ております。そういったものが中山間地域の活性化というような形でつながる、多様な畜産とそれとの地域の活性化うことでつながっていくなんというのも一つでございまして、そういう面では今度の法なんかも大いに活用できるのではないか、そふうにも思っているわけでございます。

○井淳治君 今回の中山間地域対策の法律おつくりになるに当たって、関係方面に説明ために「特定農山地域（中山間地域）における業等の活性化に向けて」という資料をおつくらでけれども、畜産・酪農について触れられ

もんがなないが、林檎をぐる形案なう

うもどういつた方をイメージしているのかということがわかりませんので、月収に直した場合は大体どれくらいになるのかということをまずお聞きしたいと思います。

○説明員（鳴田道夫君） 今回の生産費の見直しにおきましては、今先生の方からお話しありましたように、家庭労働評価を従前の農村雇用賃金から労働省が調査を行つております毎月勤労統計調査の製造業、建設業、運輸・通信業の賃金で評価する方法に変えていたところでございます。加工原料乳地城でございまして北海道の平成四年の労賃単価、今先生言われましたようにこの新しい方式で計算しますと千二百九十四円というふうになつておりまして、従前の農村雇用賃金で計算した労賃単価は千百五十円になりますので、今回の毎勤統計を使ったことによりまして一三%の上昇というふうになつてきます。

それからもう一つは、他産業並みの賃金を確保するためには、他産業の場合は退職金がございまして、退職金が統計によると大体二千万弱ですね。農水省の方では一千万から二千万という御説明をされておりますけれども、実際には二千万に近いわけです。そういうた退職金分も乳価に割り振っていかなくちゃいけないという課題があると思いますけれども、そのあたりについてのお考えはいかがでございましょうか。

○説明員（中須勇雄君） 加工原料乳の保証乳価の話をかと思いますので、私の方からお答えを申し上げたいと思いますが、加工原料乳の保証乳価につきましては、実は從来から統計情報部がただいま生産費調査というものをまとめておられる、そ

る際には、昨年六月に示された基本方向の中にござりますように、生涯賃金の水準で他産業といふものと遜色のない水準、これを確保しなければならないわけでござりますので、その点につきましては、おむね十年後ということを中途に算定というか作業をしようと思っておりますけれども、十年後ぐらいに想定をされます技術の水準であるとか、あるいは設備や機械がどういうものが考えられるか。それと同時に、また自給飼料生産の面で言えばかなりの大規模化なりあるいは共同化とか、あるいは乳牛についても大変改良が進んでおられます。それがどの程度まで進展するか。そういうような十年後の各諸元と申しましようか、そういうものの上に立てて経営の姿を描いて、その中でただいまお話をございました生涯所得であるとか、あるいはもう一つの大きな要素としての年間労働時間の問題がございます。これが新農

るのはミートバンク事業というんですか、肉を会員制の宅配事業していくとかいうことが二、三行書いてあるだけでして、それ以外は何にもないわけでありまして、やはり中山間対策というのは酪農をかなり重視していかないと立派な中山間対策事業にならないと思いますので、その点を御配慮いただきながら立派な政策をこれまた早急につくっていただきたいことを要望いたしたいと思います。

次に、加工原料乳保証価格の算定の問題でござりますけれども、生産費調査の関係でこれまでたびたび要望をしておりました家族労働の評価の問

○一井淳治君 今、農水省は新政策を挙げてやろうというお考えのようでござりますけれども、新政策のポイントは他産業並みの賃金を確保するということにあるわけでござりますけれども、生涯所得は二億から一億五千万に持っていくなくちゃならない、そして、賃金部分については労働省が百九十四円という単価を、例えば仮に一日八時間労働、月に二十五日というようなそういう仮定を置いて計算いたしますと、一月当たり約二十六万程度になるんではないかというふうに考えております。

の生産費調査を基礎データとして、物価を最新段階に修正すると、か、一定の作業をいたしまして乳価を計算する、こういうことをやつてしまひました。その過程の中で、実は生産費調査の中の家族労働費のうちのいわゆる飼養管理労働、この部分に関しては從来から統計情報部の方で計算に使つておられます労賃単価といふものを乳価算定の際には評価がえをする、こういうことをいたしております。

具体的にどういう評価がえをしておるかと申しますと、その地域におきます製造業五人以上の規模の労賃、これに評価がえをする、こういうことま

政の基本方針で示されたようなものにうまく構成できるかどうか、そういう形で作業を進めていきたいというふうに思つてゐるわけでございます。
○一井淳治君 大変長い答弁をいただいたんですねが、ポイントは、一つ言い忘れておられますか、退職金ですね。退職金を割り込んでいかなくちゃいけないんじやないかと、そういう点が第一点ですね。
それからもう一つは、これは衆議院の予算委員会での上野官房長の答弁だったと思いますが、单年度で八百万円と言つておりますね。これは年収だと思います。そういうものに近づけていくためには、現在のものではとてもいけない。ですから、

これを上げてもらわなくちゃいけない。それから、退職金のある程度加味した貯金構成してもらわなくちゃいけない。その二点ですね。

それについて、新農政を実行するんだつたら、新農政なんかもう紙に書いただけで、あれはもうどつちでもいいというんなら別ですよ、本気で実行するんであつたら、具体的にやるようにならないといけないと思うんです。そのためにはどういうお考えでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 御指摘のとおり、農業の場合には退職金という概念は現在のところないわけでございまして、そういうものを他の面でカバーするということを含めて生涯貯金で他産業と遜色のない水準と、こういうことで考えていかなければならぬと思っております。

同時に、先ほど申しましたように十年後はどういうような水準と申しますよう、技術の進歩なりあるいは生産性の向上なり、どの程度考えられるのか、そういう全体像の中でそういう所得なり労働時間というものを考えていただきたい、そういうふうに思っております。

○井淳治君 もう一つ考えてもらわなくちゃいけないのは、生涯所得は老後の年金も入っていません。農業者年金は、同じゲートボールしておつても、厚生年金の人は随分多いけれども、農業者年金の人は非常に肩身が狭いような状況ですから、農業者年金が非常に少ないと、それによって生涯所得がうんと下がってくるということもやっぱり考えてもらわないと、実際に他産業並みは確保できないわけですから、そういうことも考えて、ぜひとも思い切った、この点は本当に思い切らないと、新農政はどうかへいってしまうと思いますから、重大な決断をしていただきたいと思います。

次に、これは各農民団体の方々あるいは多くの方々から繰り返し繰り返し要望されているわけでございますけれども、生産性の向上が毎年確実にあるわけです。これは本当に酪農農民、畜産の方々の大変な努力の成果であると思います。ただ、これが乳価を低くすることによって持つていかれて

しまうということでは非常に酪農民は生産意欲をなくしてしまって、将来頑張ろうという気力をなくしてしまいます。そういうことで、どうしてそういうことを通じまして適正にコストを積み上げて行なうべきであります。

そこで、この際申し上げておきたいことは、酪農経営安定等緊急特別対策事業ということでいろいろ御配慮いただいておるだけですけれども、こ

れについても継続拡充をお願いしたいわけでござります。これは要望として申し上げるだけでござりますけれども、生産性向上の還元について御意見を賜りたいと思います。

○説明員(中須勇雄君) 加工原料乳の保証乳価の関連のお話でござりますが、平成五年度の加工原料乳の保証価格につきましては、言うまでもございませんが、法律の規定に従つて、一定のルールに従つて試算値を畜産振興審議会に示して、そこで御審議を経た上で決定する、こういうことで

今年度についても実施していく、こういうふうに思つております。

○井淳治君 これもよく言われることでござい

ますけれども、昭和六十年から考えますと、消費者物価は一三%上昇している、それに對して加工原料乳保証価格の方は約一五%ぐらい下がっています。したがいまして、この事業そのものについてはその継続は大変困難であると、これはそういうふうに申し上げざるを得ない事情があるわけ

でございます。

○井淳治君 これもよく言われることでござい

ますけれども、昭和六十年から考えますと、消費者物価は一三%上昇している、それに對して加工原料乳保証価格の方は約一五%ぐらい下がっています。それだけでも大変なことがありますけれども、特にことしの特徴といいますのは、これは農水省も生乳需給表をつくるに付けては責任があると思

いますけれども、生乳需給表あるいは生産計画等々に従つて、酪農民の方々はまじめに生乳をふやすために一生懸命努力してきた。そういう経過があるわけです。

ところが、最近では急速に需給緩和が起こつたと、そういう現象もあるわけですから、需給緩和を理由に保証価格とかあるいは限度数量を抑制されるようなことが起つた場合には、もう酪農民の方々は何を信用していいかわからぬというふうになつてくるわけでございます。そついたところで、需給緩和といつことが今あるわけですがけれども、これを今年度の保証価格や限度数量を抑制する方向に使われたら困ると思いますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○説明員(中須勇雄君) 先ほどもお話し申し上げましたとおり、来年度の保証乳価、あるいはお話

ことと、これも先ほど御説明いたしました飼養管理労働費については一定の評価がえを行なうと、こうすることを通じまして適正にコストを積み上げて算定をすると、こういうことがこれまでの基本的なルールであつたということでございます。

なお、酪農経営安定等緊急特別対策事業とい

ることに關しましては、これは昨年三月、今年度の保証乳価を設定する際に、ぬれ子等個体販売価格の急落ということが大変酪農経営にとって所得の急減という激変をもたらしている。こうしたことから、平成四年度限りの臨時異例の措置ということでこの事業を設定したと、こういう経緯がござります。したがいまして、この事業そのものについてはその継続は大変困難であると、これはそういうふうに申し上げざるを得ない事情があるわけ

でございます。

それにはさまざまの理由があるわけ

でござりますが、ただ、我々としては、基本的な政策運営というか方向といったままで、需給の変動に応じて実は生産自体も生乳については計画生産を行つてているわけでございまして、そういうものに適切に対応しながら、需給という問題を頭に置きながら考えていかなければならない、一般論でございますが、その点についてはそう思つております。

○井淳治君 ただ、需給の一つの大きな柱とい

いますか、これは農水省が畜産振興審議会にお出しになる生乳需給表によるわけでございまして、

平成四年度は相当大幅な輸入もせにやいかぬ、そ

うしないと需給が迫つかねど、そこまでやつてゆきますか、これは農水省が畜産振興審議会にお出しになる生乳需給表によるわけでございまして、

○説明員(中須勇雄君) 先ほどもお話し申し上げましたとおり、来年度の保証乳価、あるいはお話

のございました限度数量の問題につきましては、現在政府部内におきまして、どのような形で畜産振興審議会に対する試算値といつもの提示するか、なお調整中でございまして、ここで具体的にお答えする用意はないわけでございます。

ただ、今需給の問題のお話が出たわけでございました。需要に対しても必ずしも国内生産が十分追いつかない、もっとたくさん牛乳をつくりうるでは

ますが、需給につきましては、確かにここ数年基本的に牛乳・乳製品の需給は逼迫基調でございました。需要に対しても必ずしも国内生産が十分追いつかない、もっとたくさん牛乳をつくりうるでは

ないか、こういうような時代でございました。ところが、昨年後半ぐらいからそこが大きく転換をいたしまして、現在客観的に見て、率直に申し上げて需給はかなり緩和基調であると、こういうふうに言わざるを得ないと想います。

それにはさまざまの理由があるわけ

でござりますが、ただ、我々としては、基本的な政策運営といつか方向といったままで、需給の変動に応じて実は生産自体も生乳については計画生産を行つているわけでございまして、そういうものに適切に対応しながら、需給という問題を頭に置きながら考えていかなければならない、一般論でございますが、その点についてはそう思つております。

○井淳治君 ただ、需給の一つの大きな柱といいますか、これは農水省が畜産振興審議会にお出しになる生乳需給表によるわけでございまして、

平成四年度は相当大幅な輸入もせにやいかぬ、そ

うしないと需給が迫つかねど、そこまでやつてゆきますか、これは農水省が畜産振興審議会にお出しになる生乳需給表によるわけでございまして、

このところは酪農民の人たちが希望を持てるよ

うに、乗り切つていてるようにしてもらわなく

ちゃいけないと思いますけれども、その点はいか

がでしようか。

○説明員(中須勇雄君) お話を御趣旨自体は大変私自身もよくわかるわけでございますが、ただ他方、需給事情というのは現実の数字で見ますれば、平成四年度、これは昨年の四月からことしの一月までの中间的な数字ということになるわけでござりますが、生乳生産自体は三・七%程度の増加、ところが、飲用牛乳の消費量というの、昨年度もそうだったわけでござりますが、ことしもトータルで見てプラスの〇・五%ということで、大変伸びが小さいというか横ばい状態でございます。したがいまして、ふえた生乳といふものは必然的に乳製品の原料になるわけでございまして、乳製品の生産量は、昨年対比で申しますと一〇%弱ぐらいの増加と、こういうことになつてゐるわけでございます。

一方、ちょうど間が悪くというか運が悪くとい

うか、景気後退等の影響でございまして、バター、特にミルク等はかなり大幅な需要の減退と、こういうことが今年度に入つてから出でおりまして、在庫も積み上がって大変厳しい需給状況にある、私どもは、だからといって決して一舉に在庫増をすべて解消するかどうか、そういうことまであるかどうかというのは別でござりますが、ただ、こういう状況にある以上、やはり基本的にその年度で食べるもの以上の量をつくつて、倉庫にそれ以上たくさん量を積んでも仕方がないわけでござりますので、生産者団体ともお話を申し上げまして、生産者団体自体の計画生産も大変厳しい数値を現在打ち出しております。できる限り需給の緩和基調の中でこれ以上の緩和というか需給の緩和がひどくならないよう努力をしていきました、こういうことであります。

○井淳治君 酪農民の方々も生産抑制をすると

いうことで大変な努力をしているわけですね。で

すから、この自主的な努力に対してもぜひともこ

たえていただきたい。そして、価格面では、あるいは限度数量の面では農水省の方で消費拡大等を図

りながら何とか酪農民の希望を失わせないよう

に、ここは本当に頑張つていただきたい

というふうにお願いしたいと思います。

それから、牛乳・乳製品の需給緩和の関係でお尋ねいたしますが、バターの在庫が五ヶ月近くになつておる、あるいは脱脂粉乳が二・七ヶ月くらいになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言われているところは本当なんでしょうか、どうなん

なつておる、あるいは脱脂粉乳が二・七ヶ月くらいになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況というこ

とで比べてみると、先ほど一部御指摘のあつた

とおりでございますが、生産量については当初予

測、私どもの予測の上限が三・五でございました

ので、それが現在の途中経過でござりますが三・

七ということでわざかにふえたということであり

まして、まあ上回りぎりちょっとを超えたところ

でござります。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 先ほども御説明申し上げ

ましたとおり、確かに悉皆調査によりまして民間

在庫量を完全に把握するというの

は、一年に二回と申します

と申します

か、正確には。

○説明員(中須勇雄君) 本年一月現在の推定でござりますが、バターが三万三千トン、脱脂粉乳が五万トン、こういう数字でござります。

○井淳治君 今回の需給緩和の原因ですけれども、一つにはメーカーの消費拡大の努力が十分で

なかったという、これがやはり一つの原因である

と思います。また、バブル経済の崩壊というよう

なこともあつたと思いますけれども、農林水産省

の見通しの誤りと、これは生乳需給表にも生産伸

縮率を一九から三五%としており、輸入も相当

確保しなくちゃいけないという需給表をおつくりになつたわけでござりますけれども、農林水産省

の見通しが甘かつたということも率直にお認めに

ならざるを得ないと思うのですが、いかがでしょ

うか。

○説明員(中須勇雄君) 今年度の需給につきまし

ては、ただいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

で、たゞいま御指摘のとおり昨年の三月の加工

原料乳の限度数量を決める際に、参考とした形

でもって生乳の需給計画、今年度一年間を見通し

た計画を立てまして、それと現在の状況とい

うになつておるといふことが言われておるわけでござりますけれども、在庫量について世間で言わ

れていますけれども、在庫量はどうな

んでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもいたしましては、

ちょうど三月というの

ですし、また乳製品についてもそうですが、需要拡大に真剣に取り組んでいただきたいと思うわけでございますけれども、いかがございましょうか。

○説明員(中須英雄君) 御指摘のとおり、牛乳・乳製品につきましては需要拡大、これは国民の健康というか食生活の改善というか、そういう観点からも重要でございますし、酪農の健全な発展と申しまして、ようやく安定的な消費の拡大という意味でも重要だということでこれまでいろいろやってまいりました。

特に、御承知のとおり飲用牛乳については、從来から学校給食におきます牛乳飲用の促進を図る、こういうことをメーンにしながらやっていると同時に、社団法人の全国牛乳普及協会というものがござりますが、これが中心となつて牛乳・乳製品に関する基礎的な知識の普及であるとか各種のフェアのようなイベントの開催であるとか、小中学校における牛乳の飲用促進は国としてそういう形でやつていています。幼稚園その他周辺部分での集団飲用の促進、そういうものをおこなう協会が行なうなど消費拡大対策を実施しているところでございます。

にほんとんどんかあるいは赤字になるような状況ということで非常に厳しい状況でございます。そういうことで、国内対策ですね、繁殖、肥育双方含めまして肉用牛対策について、特にこれまで畜産物の価格安定等に関する法律でいろいろと価格対策などをやってきたわけでございますけれども、どうも最近の基本的な経済状況が変わった中ではこういったものが十分に機能していないんじゃないかなうかという感じもいたしますので、どうか新しい肉用牛対策を打ち立てるというぐらいの気概を持つて新しい畜産や酪農家の保護を考えいただきたいという点が第一点でございます。

それから、第二点はここで改めて申し上げますけれども、ウルグアイ・ラウンド交渉が最近は余り進展はないわけでございますけれども、バターや脱脂粉乳などについて輸入制限措置を今後とも厳重に堅持していただきたいという二点を要望させていただきまして、質問を終わりたいと思います。

○菅野久光君 きょう畜産審議会の酪農部会が開かれているわけですが、政府の方のあれはまだでないですか。

○説明員(中須英雄君) 御指摘のとおり、本日十時半から畜産振興審議会の酪農部会を開催していただきまして、そこに政府の試算値を提示いたしまして御議論を願う、こういう予定にいたしておりますが、その政府試算値に關しまして政府部

内での調整がおくれております。まことに申しあげないわけでございますが、そういう状況にあるということを御報告させていただきます。

○菅野久光君 それじゃちょっとお聞きしますが、

事務当局の案とそれから政党政治ですから与党の

方とのいろいろすり合わせといいますか、それをつくるに当たってのいろんな議論がなされていることは私ども承知をしておりますが、その際に出された農林水産省当局としての考え方、特に保証乳価の関係についてはどのような考え方で出されて、そしていろいろ与党との間でやられている

のか、そのところはいざれわかることですからはつきりしてください。

○説明員(中須英雄君) 私ども、保証乳価あるいは加工原料乳の限度数量に関しましても、ただいま御指摘のとおり、一つは財政当局との間の議論もございますし、与党との間の議論もございます。

ただ、それはいわば政府案、政府試算値を收めさせていく過程での話でございますして、お互いに案というものを出し合つてどうこうする、こういう性格のものではございません。したがいまして、現段階ではいわば集約された形での試算値というものの作成、その調整がまだできていない、

こういう状態だということでございます。

○菅野久光君 調整ができるいないことはわかつてゐる。だけれども、畜産局でいろいろやつてゐるわけでしょう。事前にあなたと私どもとで会つて話をしたときにも、統計情報部の中間報告、これでもつて乳価は下がるというようなことを言つてゐるわけでしょう。だから、あなたたちの基本的な与党とのすり合わせの考え方、そのぐらい出しなさいよ。

○説明員(中須英雄君) 御指摘のとおり、私どもの加工原料乳の保証価格と申しますのは、統計情報部で作業していただきました生産費調査の結果に基づいて、その生産費調査に一定のルールに従つた修正、物価修正なり評価がえ、そういうこ

とを加味しながら行う、こういうことであります。

○菅野久光君 それで、まだ審議会に提出する用意が整つております。まことに申しあげないわけでございますが、そういう状況にあります。

○菅野久光君 それじゃちょっとお聞きしますが、

事務当局の案とそれから政党政治ですから与党の

方とのいろいろすり合わせといいますか、それを

つくるに当たってのいろんな議論がなされていることは私ども承知をしておりますが、その際に出された農林水産省当局としての考え方、特に保

証乳価の関係についてはどのような考え方で出されて、そしていろいろ与党との間でやられている

内部でそれはもちろんいろいろな可能性を含め

て検討はいたしますが、外との間では具体的な数

値を擧げての議論と、こういうことはそういう事

柄の性格上できないし、やっていられないわけでござります。

○菅野久光君 やつて、ないとかなんとかと言つ

いわゆるキロ二円、これがあつたので農家の人た

ちも少し助かったというのが実態ですね。しかし

これも一年限りだ、先ほどの答弁のとおりですね。

それで、もう毎年毎年こんなはらしながら

やつてはいけないというような思いをしている人

たちが離農していくというような状況なんです

よ。

○農業本來のあれからいくと、A、B、C、Dとい

う皆さん方に今資料をお配りいたしましたが、こ

れは北農中央会で調査をしたものですね。その

ことではないかというふうに思うんですよ。だから、

このことについてはこれ以上は言いませんけれども、与党の方たちもやっぱり政治家ですからいろいろ現地の状況、お話を聞いて、ある意味で

は私ども本当に同じ思いで共通して言われてい

る部分も私ははあるというふうに思うんですね。そ

れで私は聞いたんですよ、与党とのすり合わせは

当然だと。

それで、きのうの夕刊に、「金属大手一齊回答」

ということで、「電機三・六%鉄二・六五% 各業

界二千五百円程度ダウン」と表に、そして二面に

金属回答のこのことについての解説が載つており

まして、「危うい実質賃金維持後続の交渉に影

響必至」、その中で「九三年度の消費者物価は政府

見通しで二・一%の上昇が見込まれる。雇用労働

者にとって、実質賃金を維持するには、それに定期昇給相当分の二・〇%を加えた四・一%程度が、

計算上は欠かせまい。」「四%弱の賃上げでは実質

賃金の維持さえ危うく、生活向上は望めそうもない」、こういうような解説が載つてているんです。

(三) のところを見られるところをわかると思うんですけど、

これが、経済階層区分別、もうどうにもこうにもなら

ないD階層、そこのところを見てください。平成

元年には一・五%であったものが平成四年度は一

二・四%。A階層、最もいい階層が平成元年には六

六・九%だったものが平成四年度では三三・九%

半分ですね。こういうような状況になつてているん

です。

○農業本來のあれからいくと、A、B、C、Dとい

う皆さん方に今資料をお配りいたしましたが、こ

れは北農中央会で調査をしたものですね。その

ことではないかというふうに思うんですよ。だから、

このことについてはこれ以上は言いませんけれども、与党の方たちもやっぱり政治家ですからいろいろ現地の状況、お話を聞いて、ある意味で

は私ども本当に同じ思いで共通して言われてい

る部分も私ははあるというふうに思うんですね。そ

れで私は聞いたんですよ、与党とのすり合わせは

当然だと。

それで、きのうの夕刊に、「金属大手一齊回答」

ということで、「電機三・六%鉄二・六五% 各業

界二千五百円程度ダウン」と表に、そして二面に

金属回答のこのことについての解説が載つており

まして、「危うい実質賃金維持後続の交渉に影

響必至」、その中で「九三年度の消費者物価は政府

見通しで二・一%の上昇が見込まれる。雇用労働

者にとって、実質賃金を維持するには、それに定期

昇給相当分の二・〇%を加えた四・一%程度が、

計算上は欠かせまい。」「四%弱の賃上げでは実質

賃金の維持さえ危うく、生活向上は望めそうもない」、こういうような解説が載つてているんです。

(三) のところを見られるところをわかると思うんですけど、

これが、経済階層区分別、もうどうにもこうにもなら

ないD階層、そこのところを見てください。平成

元年には一・五%であったものが平成四年度は一

二・四%。A階層、最もいい階層が平成元年には六

六・九%だったものが平成四年度では三三・九%

半分ですね。こういうような状況になつてているん

です。

○農業本來のあれからいくと、A、B、C、Dとい

う皆さん方に今資料をお配りいたしましたが、こ

れは北農中央会で調査をしたものですね。その

ことではないかというふうに思うんですよ。だから、

このことについてはこれ以上は言いませんけれども、与党の方たちもやっぱり政治家ですからいろいろ現地の状況、お話を聞いて、ある意味で

は私ども本当に同じ思いで共通して言われてい

る部分も私ははあるというふうに思うんですね。そ

れで私は聞いたんですよ、与党とのすり合わせは

当然だと。

それで、きのうの夕刊に、「金属大手一齊回答」

ということで、「電機三・六%鉄二・六五% 各業

界二千五百円程度ダウン」と表に、そして二面に

金属回答のこのことについての解説が載つており

まして、「危うい実質賃金維持後続の交渉に影

響必至」、その中で「九三年度の消費者物価は政府

見通しで二・一%の上昇が見込まれる。雇用労働

者にとって、実質賃金を維持するには、それに定期

昇給相当分の二・〇%を加えた四・一%程度が、

計算上は欠かせまい。」「四%弱の賃上げでは実質

賃金の維持さえ危うく、生活向上は望めそうもない」、こういうような解説が載つてているんです。

(三) のところを見られるところをわかると思うんですけど、

これが、経済階層区分別、もうどうにもこうにもなら

ないD階層、そこのところを見てください。平成

元年には一・五%であったものが平成四年度は一

二・四%。A階層、最もいい階層が平成元年には六

六・九%だったものが平成四年度では三三・九%

半分ですね。こういうような状況になつてているん

です。

○説明員(中須英雄君) ちょっととその前に事務的

にお答えを申し上げたいんでございますが、実は、

今度ちょうどシーザンということでございまし

て、まさに先生がお示しになりましたデータ、北

農中央会との間でも私ども議論をいたしまし

た。また、私どもは私どもで農家経済調査あるい

は生産費調査等のデータもあるわけで、それをま

れば実態とかけ離れた要素でやっているんじゃないかというふうに思われるを得ないんですよ。乳価を下げるために何かそういう数値を使っていいるんじゃないのかと。いや、そんなことはありませんとあなたたちは言つことはわかっていますよ。それから、統計情報部もちゃんと決まりに基づいてやっていますと言うのはわかるんだけども、実際に、酪農家の人たちにしてみれば自分たちのそういう実感と違つうことで決められているのではないか、私も決めているんではないかというふうに思うんですが、そういうふうに思われるを得ないんですよ。

計算をされている。そのデータを受け取った私どもが、飼育管理労働というものは、その労働がとにかく家畜が相手だ、乳を搾るということが入っているという意味におきまして年間全く休むことができない拘束的な労働だと。

これは他の労働、もちろん他の労働と言つても、ほかにも周年拘束的な労働はあるかもしれません。が、いわゆる農業一業一般というもののと区別され、より高度の労働というか、そういう特殊性を持つてゐるということで、その部分について先ほどお話しございましたとおり毎月勤労統計等のデータを使いまして、主要加工原料乳地域における製造業五人以上規模労賃、これは具体的により高い労賃ということになるわけでございますが、それで評価がえをして、いるということでおございまして、私どもは私どもなりにその労働の性格に着目して

るということになつて、飼料作物労働費というのと飼育労働費と別々になつてゐるんですね。同じ人間が作業していくてどうしてこんなに別々なもののが用いなきやならぬのか。例えば、審議官がここで答弁している時間の賃金と役所へ戻つて作業しているときの賃金と違うなんということが、考えれば同じ人間ですよ、考えられますか。

より高い評価がえをしている、こういうふうに思つてゐるわけでござります。

○菅野久光君 北海道の北見という地区があります。支厅ということで言えば網走支厅なんですが北見地区と言つております。そこの農民連盟の事務局の人がどうも安過ぎるんじゃないかといつていろいろ勉強された資料を私のところに送つてきました。

ですから同じ資金を用いるべきではないかという
のが、これはだれが考えてみても私はそうだと思
うんですが、この仕事をやっているときには一時
間当たり幾ら、この仕事をやっているときには一
時間当たり幾らと、そんなやり方というのは私は
ないんじゃない。これはもう前々から言つていい
ことなんですが、どうしてここのところはちや

平成三年のものをやられているんですが、一戸当たりの通年換算の搾乳牛の頭数が三十九頭、三・五%換算の搾乳量が七千二百七十七キロ、それで生産量は二百八十三トン八百三キロ。就業者は二・七人、専從一人当たり労働時間二千八百二十七時間、家族総労働時間は七千六百三十三時間である。

○説明員(中須勇雄君)　ただいまもお話しございましたとおり、かねてからのいろいろな乳価をめぐる議論の中の一つの争点というか、そういうお話をございます。

生産費調査そのものにおきましては、飼育管理労働であろうと自給飼料生産労働であろうと、一定の決まりに基づいた同一の労賃でもってそこは

そうすると、今、全産業の五人以上の規模の平均労賃は二千三百三十四円五十銭ですね。これをそのまま使うとすると、労働に対する対価は千六百二十九万一千六百三十九円になる。生乳一キログラム当たりの労働対価は五十七円四十一銭。それに第二次生産費から家族労働費を引いた四十七円九十五銭を足すと求める乳価は百五円三十六銭、約百六円ぐらいになりますかね。そのぐらいにな

る計算になる。
だけれども、このようすに飼育労働費だとそれから飼料作物労働費だとかということで分けられると、調査産業計の全国五人以上の平均賃金が二千百三十四円五十銭ですね、それに対して四年度の保証乳価算定労賃は飼料作物労働費で五三・四%にしかならない。飼育労働費で七四%ですね。
また、北海道の調査産業計五人以上の平均賃金、これは平成三年でござりますが、それでは飼料作物労働費が六四・三%、飼育労働費で八九・二%にしかならない。だから、労働費一つとってもそういうことになるわけです。
これは新政策の中でも普通の労働者並みの賃金ということをうたつてあるわけですから、少なくともことしの段階からその考え方方が生かされていかなきやならないんじやないかと思うんですよ。その点はどのようにお考えですか。
○説明員(中須勇雄君) 私どもは、もちろん最終的な結論がまだ出ていない状態だと先ほどもお話を申し上げたわけでございますので、結論といふわけではございませんけれども、基本的に来年度の乳価についての労賃問題については従来のルールに基づいて今年度も計算をするという考え方で一応臨んでいるということです。
○菅野久光君 ことしも從来どおりの考え方で乳価を決定したいということですか。
○説明員(中須勇雄君) 家族労働費の評価の部分についてはそういうふうに思つておるということです。
○菅野久光君 それじゃ、乳価そのものについてはどうですか。
○説明員(中須勇雄君) それは、先ほど申し上げましたとおり現在なお調整中でございまして、具体的な内容をお話しきる段階にないということでお許しをいただきたいと思います。
○菅野久光君 それで、コストが下がったから乳価を下げるということなのか、内外価格差があるから下げるということなのか、そこの考え方はど
うですか。

○説明員が具体的な価格差を思つておられるが、一つの地盤に於いては、その地盤の具体的な価格差を確保できているわ。
○菅野地区は、それから地盤の下げるところの人たちは、会社が命働いての上で分離農家の負債をでな生活を引き下げる。私もましい努力をしていくといふ肝心の乳牛活できました。それです。

（中須勇雄君） 基本的な考え方は、乳価がにどうこうということではなくて、内外でできる限り縮小するというの私どもも施策の考え方 方向であるというふうにあります。これまで御説明申し上げており、加工原乳の保証価格については具備して、それはあくまでもコストの問題としていく、コストの段階でもつて再生産ができる水準を確保する、こういうふうに思つけてあります。

光君 再生産ができない状況になつていません方が大変な思いをしているわけです。算定してコストが下がったから乳価を下げるため農家が一生懸命努力をするわけですね。これについて私はそうだと思うんですよ。一生懸命働いて利潤を得たものをどのように資金分配するかということになるわけですね。人々ちは、働いて、そして利潤を上げて、きるだけ早く返して、そして幾らかましに足を運んだり、それからトラクターや自動車の車検の問題を何とかしてくれといふとおつき合いをして、本当にもう涙ぐめですよ。生産資材価格の引き下げで関係者が下がっちゃうわけだよ。それじゃ生じんじやないかというふうに思うんで

（例えはコストを一〇引き下げるに努めしたら、コストを引き下げるために努

力をしたわけだから、そうでしょう、その努力分をどれだけ見ることを今までやつてきたのが、今回はどうなのが、その辺の考え方はどうですか。
○説明員(中須英雄君)　ただいま先生が御指摘になりましたとおり、生産性の向上というか、コストの引き下げというのには、当然生産者の皆さんのが、その裏打ちとしてあるわけでございまして、そこはそれこそ血のにじむような努力の中でコストの引き下げが行われている、そのこと 자체

を私ども全く否定するつもりはございません。
ただ、加工原料乳暫定法、昭和四十年にできまして、もう約三十年近い歴史がございます。その中で、もちろん幾つかの途中段階での議論に基づいてルールの一部について変更するということはございましたけれども、基本的な考え方として、農林水産省でやつております生産費調査を基礎にしてそのコストの動向というものを乳価に反映させていく、それは内外価格差の是正だとか、そういうまた別の次元でのいろんな政策的な要請、そういうことがあるんだろうと思います。そういう

○菅野久光君 その認識がおかしいんじゃないかなと思う。今までやつてきたことを変更するような状況ではない、今までどおりでいいんだというのが事務当局の考え方だということなんですね。

先ほどの私が言つた一〇コスト引き下げのために努力したと、努力したら努力した分がそのメリットが還元されなきやいかぬですよ。それじゃ、あなた、働く喜びも何もないじゃないですか。そうでしょう、ね。ねと言つてもあなたは納得できないんだよな、今までどおりでいいと言うんだから。その努力の努力した分を、メリット一〇があつたとしたらどのくらい今まで還元したのかと、いうことを私は聞うているんですよ。

○説明員(中須英雄君) 具体的に各年度の保証乳

価、加工原料乳の乳価を決定するに当たりまして、生乳生産費調査を基礎としていろいろ先ほど申しましたようなルールに従つて評価がえなり物価修正を行う。もちろんこれは、計算機があつて、ある要素を入れれば自動的に計算結果として答えるが出てくるというのではなくて、それはさまざまなお答えできないわけでございますが、基本の考え方として私どもは、生産費調査であらわれたコストの動向、それを乳価に反映させていく、これがこの法律、制度における考え方だと、こういうことでやっているということになります。

○菅野光亮君 それじゃ、先ほど資料で示しましたけれども、A階層はこれだけ減ったということをどのように認識されますか。

○説明員(中須英雄君) どういうふうにお答えすればよろしいのか私もよくわかりませんが、私どもの乳価の算定に当たつて用いておりますのは、農林水産省が調査、集計をしております生産費調査でございます。その生産費調査というのも、よく議論が出るわけでございますが、例えば北海道なら北海道の地で二百数十戸というのが調査対象農家としてございまして、各階層別にその分布状況に応じてサンプルになる農家が選ばれる、その個別のデータ自体は、生産費の状況で言いましても非常に高いコストの農家あるいは安いコストの農家、それは千差万別というかたくさん入つてゐるわけでございます。それをいわば加重平均いたしまして、平均概念として、生産費調査といふふうに私ども申しているわけでございまして、具体的な数値としては、それを用いて私どもがやるところまでございます。それをいわば加重平均いたしまして、平均概念として、生産費調査といふふうに私ども申しているわけでございまして、農家の一つ一つ、これは確かに置かれている状況も違います。ですから、千差万別と言うと大きさでございますが、たくさんあるわけでございまして、その一つ一つにどうかということは、率直に言つて申し上げられないというか、平均概念に対しても

○菅野光久君 平均概念、そういう何というのかな、数字とるのは何の心も持たないものなんですよね。だから、平均的なあれでこうだという、行政というのは心を持たない数字だけでやるというのは間違いなんだよ。そこに今日の酪農の置かれている状況があるんだというふうに私は思はざるを得ないんです。

だって、平成元年にA階層の農家が百三十戸のうち六六・九%もあった。それが平成四年で三三・九%と半分近くに減つてしまつたということは一体どういうことなのかということをつかり見なくちやいけないんじゃないでしょうか。

だから、数字でコストが下がつたから価値も下げました。そのことで一・五%しかなかつたD階層が一二・四%にまでふえていった。これはもちろんA階層、B階層ぐらいまで含めてコストは確かに下がりますよ、ここは一生懸命努力しているんですから。ところが、C階層とかD階層というのはなかなかコストを下げるといつてもいろんな条件があつて下がらない。下がたからといって価値を下げていく。そういうところにこういつたような問題がやっぱり出てくるのではないかということふうに私は思うんです。

私は酪農家の人のいろいろ話を聞いて、コストを下げるのももう限界だと言うんですよ。そうでしょう、二千八百二十七時間も働いていれば、一般の労働者というのはもう二千時間切つたんですよ。そうした中で、本当に新政策が言うようなゆとりある生活、豊かな何というんですか、きれいな言葉が出ていますけれども、それにことしは一步でも向けるような政策、価格、それをやつてもらえるかどうかということが、これから酪農を続けていくか、あるいはほかの農業も同じですけれども、その分岐点だ、ことしはそれを見きわめる年だと、こう言っているんですよ。そのときに価格を引き下げるというようなことを仮にやつたとしたら、本当にこれは大変なことになつていくん

だから、数字だけでやっちゃんじゃないと思うんです。私は先ほど質問いたしましたが、どこの会社も一生懸命働いて、働いた分はやっぱり労働者に還元をしていく。農家の人たちも負債を早く返さなきゃならぬ。負債の元利償還というのは大変なものですよ、農家経済に占める位置というのは、そして、幾らかでもましな生活をしたいということで一生懸命働いた。働けば働くほど、牛だから乳を搾るんですけれども、搾れば搾るほど乳が出てくる、昔の生かさず殺さずといいますか、そういうようなやり方ではないかと思っている酪農家の人たちがたくさんいるわけですよ。

だから、一生懸命働いた分をどこで見てくれるのか、コストを下げた分をどこで見て、幾らかでもとにかく経営が楽になる、そういう方向に行くのか、それはまさに新政策元年のことだと。だから、先ほど言いました「新政策元年に向けて牛舎からのメッセージ」、その中にやっぱりそういう思いがあるのではないかでしょう。

農業パリティ指数は、昭和五十年を100として平成四年度は153・6ですね。ところが、加工原料乳保証価格は、昭和五十年を100にして平成四年度は95・6ですよ。はさみ状になつちやつしているんです。それでも価格を下げて搾れば搾れるから、まだ乳の価格を下げようとするのか。どうもあなたたちの考えでは、統計上から來たあれでは下がるというようなことをあらかじめ新聞等にも出しておるわけですが、そんなことで本当に日本の酪農を守ることができるのが今どちらか。私が先ほどからいろいろ言いましたけれども、私の質問やら意見なども聞いていて、政治家との政務次官、いかがでしようか。

○政府委員(須藤良太郎君) 政治家としてといふことでありますけれども、確かに労働時間、労働内容、あるいは単価問題、こういうものが今こちらでやっている問題と相当食い違うのかどうか、その辺はひとつ十分また検討させていただきたい、こういうふうに思います。

○説明員(中須勇雄君) ただいまの先生の御指摘に反論するという意味ではなくて、若干申し上げたいことは、事実関係いたしまして、北農中央会の「北海道の酪農経営実態」というデータは、中央会にお聞きしたところ、いわゆる組勘と申します。しかし、あれをベースにして、いわば経営と生計、家計と申しましょうか、それが込みになつた段階ということと、現金收支ベースでの出し入れ、そついう中で負債がどういう状況になつていて、こういうことをA、B、C、D階層であらわしたものと、こういうようなデータでございます。

そういうことと、実は生産調査と申しますのは、酪農経営というものをその部分だけ純粹にいわば取り出して、家計とか他の部門というのとは完全に切り離し、コスト計算をするという意味において、減価償却を行うとかそういう現金收支ベースとは別の形でもって計算をしております。ですから、そういう意味でのかなり基本的なそこということはあるわけございます。

それでも確かに、この北農中央会の百三十戸のように具体的に借入金の返済が十分できない農家がふえていると、こういうことがこのデータからだけは出てくるわけでございますが、もちろん我々、実態すべてがこういうものに代表されるかどうかは別にして、冒頭ちょっとほかのところでも申し上げたかも知れませんが、短期間に規模拡大をしたために借入金が重圧になつている農家はかなりあるわけでございます。そういう農家の問題といふか別個の対策として、それはそれとして考へていかなければならぬ。

そこはそういうふうに思つておられるわけでございまして、保証乳価というものがすべてが解決しない。もちろん先生もそうおっしゃつておられるわけでございませんけれども、それとあとの諸対策をどう組み合わせていくか。それで、北海道なら北海道の酪農をどう発展させていくか。その気持ちは私ども基本的に持つておるわけでございま

して、そついうふうに乳価とほかの対策の組み合せというか、そういうように考えてまいりたいと思つておられるわけあります。

○菅野久光君 もちろん、酪農の経済をあれしていく主流は何といったて、酪農はやつぱり乳でどれだけ収入があるかということが一番基本なんですよ。副産物なんというものは働く者で言ってみればボーナスみたいなもので、景気がいいときにはボーナスも高いし悪いときはボーナスも低いというようなことで、私は乳代がどうなるかということが非常に重要なんだというふうに思うんですね。

現在の状況の中でこれだけ乳代を下げてきて、五円上げてもらいたいという切実な要求はあります。それはぜひ要求を入れるべきだというふうに私は基本的に思つておりますが、同時に周辺対策、これをどのように考えておりますか。

○説明員(中須勇雄君) 私の方からそういうことを申し上げておきながら大変恐縮なんありますが、畜産振興審議会にお示しをする肝心の保証乳価及び限度数量その他の部分についての内容がまだ固まっておりません。

そういうことで、今回、三月段階ですべてといふことはございませんが、一定の対策というふうを考えたいとは思つておりますが、まだそこまで具体的にお話しするまでに至つていないという状況でございます。

○菅野久光君 北海道の農民連盟を初め、北農中央会とかそういう団体から周辺対策事業としていろいろな要求があります。豊かな酪農づくり特別対策事業とか、あるいは優良乳用牛安定生産対策事業とか、あるいは搾乳牛群資質向上等奨励対策事業、あるいは草地等地域支援活用推進事業などなどあります。それらは皆さん方のところにも行つておると思うんですね。これらについてはございませんけれども、それとあとの諸対策をどう組み合わせていくか。それで、北海道なら北海道の酪農をどう発展させていくか。その気持ちは私ども基本的に持つておるわけでございま

うですか。

○説明員(中須勇雄君) こういう価格決定に際しまして、北海道であれば北農中央会あるいは農民連盟その他の方々から限度数量の要請と同時に閑連対策の要請も承つております。私どももできるだけそういうお話を聞いて、可能なものは生かします。私はこのとおりだとうふうに思うんですね。

今、金利が下がりました。それで、せっかく七十年積んでその基金の果実でやつていただけども、今日これだけ利子が下がれば従来のどのぐら

うですか。

○説明員(中須勇雄君) こういう価格決定に際しまして、北海道であれば北農中央会あるいは農民連盟その他の方々から限度数量の要請と同時に閑連対策の要請も承つております。私どももできるだけそういうお話を聞いて、可能なものは生かします。私はこのとおりだとうふうに思うんですね。

特に、周辺対策事業の中で新政策とのかかわりもありますが、先ほど言いましたように労働時間が二千八百二十七時間というのは平均で、それどころじゃない、もう三千時間超えているよという話もあります。この労働時間を短縮する、あるいはひとりのある生活をということで、酪農ヘルパー制度を山本大臣のときに基金七十億をつくつて、そしてその結果で運営をするといいますか、そういうようなことで始めたわけですが、昨年八月時点で全国で利用組合が三百四、それから四年度末では三百五十六組合、こういうことになつております。

北見地区では二十一の農協区域で十七の利用組合が設立されているということが報告書の中になります。しかし、対象となるこの地域の酪農家に對して加入率は五三・三%、これは全国比ですが、ここにとどまっている。しかも、その利用は定期型利用といふのは少なく、冠婚葬祭などの不定期利用が主となつておるということです。

だから、これは今日、生活大団への前進として労働時間短縮が国民的課題となつておつて、さらに新農業政策で打ち出された労働時間短縮に向けて何とかしなきいかね。加えて後継者確保対策も兼ねて酪農ヘルパー利用者への利用料金助成、さらに酪農ヘルパー事業における人件費への助成

が実現できるかどうか検討して、できるだけのことをやっぱり政府当局としてはやるべきだとうふうに思つておりますが、その辺のところはど

容認・基金の積み増しなど酪農ヘルパー基金の拡充を行つて、ヘルパー利用に対する生産者負担の軽減措置が求められるというふうにこの北見の農民連盟からいただいた資料の中には載つています。私はこのとおりだとうふうに思うんですね。

今は金利が下がりました。それで、せっかく七十年積んでその基金の果実でやつていただけども、今日これだけ利子が下がれば従来のどのぐら

二分の一、利用される方々初め団体の出捐といふことで合計百億ちょっとというような基金が各都

そして、数字についても先生がお示しになつた
とおりでございまして、こういう制度の上で急

速に利用組合等の数もふえております、三百四組
合といふお話を昨年の八月現在で先生からあつた
わけで、二三ヶまでは、実は二の一月現在で新たに

調べてみたところ三百三十八組合ということで、また一段とふえているということでござります。酪農におきます労働問題、これが大変大きなネックというか重大な事態になつていいるという意味で、今後も育てて、普及をさらに進めていかなければならぬ事業だらうというふうに私どもも思つております。

ただ、ここまで言つてきて消極的なお話をする

がつたことによつて確かにおっしゃるとおり一定の果実は減るわけでございますので、そういう面での相対として酪農ヘルパーを支援するものが薄まるということは否めないわけでござりますが、実はこういう形で基金を設けてその運用益で活動するという形の事業というのはほかにもたくさんあるわけでございまして、そういうこととの横並び等を考えると、今の段階で金利が下がつたこととを理由に増資をするというのはなかなか難しいと、いうふうに考えております。

いと思ひます。
○菅野久光君 政務次官の一つの大きな仕事を確
したという実績をぜひつくつてもううように私からも強く申し上げておきたいというふうに思ひま
す。
もう時間が来ましたのであとは半端になりま
す。たくさん問題があります。ふん尿処理の問題から、それからバターや脱粉の輸入の問題、ウルグアイ・ラウンドの問題もありますし、酪農をめぐる、あるいは畜産をめぐる問題というのは数多くあります。先ほどから言いましたように、こ
としが新政策元年ということでこどしの施策はどうなのかと、いうことがこれから日本の農業、日本
本の酪農に大きな影響を与えていく。ことし希望の光がちょっとでも見えるようになるのかどうか
というようなところが私は大事なところだといふうに思いますので、冷たい数字ばかり眺めていい
ないで、数字を生かしてひとつ酪農の方が安心して営農できるよう、そういう政策をぜひやつてもらいたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。
○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度と
し、午後一時まで休憩いたします。
午後零時一分休憩

○委員長(吉川芳男君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。
午後零時一分休憩

もらいたいということを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

ふうに思いますので、冷たい数字ばかり眺めていいで、数字を生かしてひとつ酪農の方が安心して営農できるような、そういう政策をぜひやつて

の光がちょっとでも見えるようになるのかどうかというようなところが私は大事なところだといふ

としが新政策元年ということでことしの施策はどうなのかということがこれから日本の農業、日本本の絡みに大きな影響を与えていく。二とし希望

ぐる、あるいは畜産をめぐる問題というのは数多
くありますが、先ほどから言いましたように、こ

す。たくさん問題があります。ふん尿処理の問題から、それからバターや脱粉の輸入の問題、ウルグアイ・ラウンドの問題もありますし、結農をめ

もう時間が来ましたのであとは半端になりま

○菅野久光君 政務次官の一つの大きな仕事を残したという実績をぜひつくってもらうよう私からも強く申し上げておきたいというふうに思います

いと 思 い ま す。

ただ、一つ一つの各都道府県ごとに実情等があると思います。そういうところのお話を聞きながら、どういうような施策が可能なのか考えさせていただきたいと思っております。

○菅野久光君 まあ、考えるのは何ば考えてもいいんですけども、ぜひ平成五年の畜産価格決定方に当たって、このことだけはもう何としても、やろうと思えば私はやれる問題だというふうに思いますが、その辺政務次官の責任が大変私は重いと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(須藤良太郎君) 御要請はよく承りますので、そのようにひとついろいろ考えてみた

○委員長(吉川芳男君)　ただいまから農林水産委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、農林水産政策に関する調査のうち、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○谷本龍君　畜産物価格問題等について伺う前に、お手元の方に今配付させてもらいました、「大潟村　あきたこまち」というものをひとつ聞いていただきたいのであります。

実は、これとは別な話であります、今から三日ほど前でありましょうか、富山地検が、無許可

で米を販売し、一昨年十一月食糧店に押しかけておれを告発しろと言つておった川崎商店社長の川崎信さんですか、の起訴に踏み切つたという報道を承つております。食管についてはいろんな議論があつて私はいいと思うのでありますけれども、現在の秩序というのはきちんと一定程度決まっておるわけありますから、いたずらにそれに挑戦をし混乱をさせるということは、これは許すことができないわけでありまして、富山地検それからまた食糧庁がこの川崎商店社長に対してやつてまいりました方針、これはまさしく的確なものであつたのではないかといふふうに思ひます。

きょう、私が冒頭に伺いたいと思いますのは、秋田県の大潟村の涌井徹さんという方が大潟村あきたこまち生産者協会というのをつくつておりますして、大量に不正規流通米を扱つております。その証拠物件の一つのがこのチラシなのであります。大潟村全体で見てみると七十五万俵ほどの流通量だと言われる。そのうちカントリーエレベーターの方のベースに乗つかつてきましたのが三十五万俵、これが正規流通米ですね。残りの約四十万俵というのが不正規流通米と言われておるのだが、この涌井さんらが扱つているのが四十万俵のうち十一万俵だといふふうに言われております。

このチラシをちょっと見ますと四世帯の皆さんのがいわゆる手づくり型産直とも言いましょうが、そういう米のような印象を受けるのであります。実はそうではないのであります。かなり組織的な集団的なものだといふふうに言つていいと思うのです。問題はそれだけじゃなくて、ここには書いてありませんが、郵便法で二十キロ程度なら外国へ送ることができますから、外国へあきたこまちを売りましようというよくな呼びかけもやつておるのでね。

こうした問題をこのままにしておいてよいのかどうなのか。この大潟村というのは、これまでもこここの委員会でも若干問題にしたことがあります

が、食管連守派と食管くそくらえ、要らぬといふ二つのグループに分かれて、言うなれば村の中でのしきを削り合うような状況もあるわけです。そうした点も踏まえてみますといふと、どうもこのままにしておくことができないのではないかとうふうに私は思います。食糧局当局、どんなふうに考えておるか伺いたいのです。

○政府委員(永田秀治君) 様答を申し上げます。

食管法違反事件は経済法規的違反することを考慮いたしますと、第一義的には行政指導、それから行政処分によつてその是正を図ることが必要であるというふうに考えております。それによりましてもなおかつ是正が困難ないのじやないかと思われる場合には告発をすべき、あるいは告発すべきではないかどうかということについて検討することになると思います。

このため、大潟村の不正規流通問題に対しましては、秋田県、それから秋田食糧事務所、秋田経済連等関係者がこれまで一体となつて不正規流通に対する中止指導を継続的に行つてしまひました。それからまた、輸送省等の関係機関にこれも協力を願いいたしまして、宅配便等の輸送業者に対する不正規流通米を取り扱わないよう要請してまつてゐるところであります。

それから、このほか大潟村の不正規流通米取り扱いグループの一つであるたいまお話のありました大潟村あきたこまち生産者協会、これの不正規販売につきましては、本人に対する中止指導を行つとともに、チラシの頒布につきましては、チラシの製造、配達元への中止要請、それから各地の新聞、広告代理店等に対しまして頒布中止を要請しているといつたいろいろな措置を講じているところでございます。

今後とも、大潟村の不正規流通問題につきましては、これらの措置を初めとして厳正な行政措置を講じ、その是正に努めていく所存でござります。

○谷本義君 そうしますと、行政指導、食糧局としてはやれるだけのことはやつておりますといふことですね。

○政府委員(永田秀治君) はい。そういうことですね。よろしいですか。

○谷本義君 そういふことですね。ようございます。

○政府委員(永田秀治君) ただいま申し上げたよ

うな措置を通じまして諸般の行政措置を講じてい

るところであります。

○谷本義君 行政指導をやつても指導どおりにやつ

てくれない、応じてくれないとこになれば、そ

うこととして行政処分はせざるを得ない、そ

うことになつていきますね。

○政府委員(永田秀治君) ただいま申し上げまし

たように、行政措置というのはこれにも増してな

お層やつてまいりたい、こいつふうに思つて

おります。

○谷本義君 この際、政務次官にもお話を伺つて

おきたいのです。

実は、この問題というのは、言つなければ食管要

らぬぞというグループの問題だけじゃなくて、こ

れはやっぱり農林水産省にも私は一定の責任があ

ると思うのです。

とりわけこの場合、直接的な問題はカントリーエレベーターの問題ですね。これは補助金を出し

て設置をしたわけですが、稼働率が私の伺つてい

るでは五十四%。農家別の利用率で見ますとい

うと五割を超すか超さないかぐらいいの程度ではない

のかというふうに聞いております。やみ米派と食

管遵守派。やみ米派はカントリーエレベーターを

全く使わないといふんですね。そのため、カン

トリーエレベーターがせつから設置されながら維

持することができないといふ状況が生じておるわ

けです。

問題は、不正規流通米をなくすことができる

カントリーエレベーターも維持することができる

見通しどおりにならないという状況が出てきておりません。それから、そういう意味でも、まあ直接的には言えないまでも間接的な責任もあるわけですか。このカントリー・エレベーターの問題も含めてひとつ政務次官の御見解をいただきたいのです。——政務次官、答えられないの。
○政府委員(永田秀治君) いや、私も一度よろしくおざいますか。——大潟村の問題につきましては大変長い歴史もありまして、ただいま申し上げましたよなことで現地の食糧事務所、それから県経済連あるいは農協中央会等が一致協力いたしまして、これまで今私が御説明いたしましたような諸措置を講じておるところでござります。先生が今御指摘のとおりで、不正規流通米をなくさなければ利用効率は上がりませんので、何としてもそういうことをやりたいというふうに考えております。

○政府委員(須藤良太郎君) 原因が不正規流通米の問題にありますので、これはひとつ厳正に行政措置をとつていかなきやいかぬというふうに考えております。

○谷本義君 ありがとうございます。

なお米の問題についてはいろいろ伺いたいことがあります。

あるのでありますけれども後刻に譲ることにいたしまして、早速畜産問題に入らせていただきたいと思います。

まず、初めに政務次官に伺いたいのです。

それは酪農の現状をどう認識しているかといふことについてであります。午前中の我が党の同僚議員からの質問に答えて政務次官が言つておられたのは、一つは規模拡大も順調でありますと。それから一頭当たりの乳量ですね、これもふえておりますというような点に触れながら、収益の

增加しておる、そういうことで後継者問題等も含めまして労働時間の短縮問題が大きい課題になつておる、こういうふうに思いますし、環境問題もいろいろ出てきているのではないか、そういう認識をしておるわけでござります。

○谷本義君 政務次官が言つたおしまいの部分

が私は一番大事なことなんじゃないのかと思うの

です。牛肉が自由化されましてから副産物の収入が激減してしまつたという状況の中で、多くの酪農家は乳代をふやしていくために多頭飼育に入つたんですね。例えば、北海道で言いますと、

酪農というのは前途遠遠だという感じになつちやがつてやつたはずなんですから、ところがその

うんですよ。私はそんなものじゃないと思うんです。とりわけ急激な無理な規模拡大をしてきただけにゆがみもまた非常に大きくなつてしまつたのです。午前中の話の中では政務次官は数字の話だけしておられましたけれども、中身の問題についてどのように踏まえておられるか、考え方を伺いたいのです。

○政府委員(須藤良太郎君) おっしゃるように、私が午前申し上げましたのは、近年の酪農につきましては、乳用牛飼養戸数が小規模層を中心に減少し、飼養頭数はおむね横ばいなし微傾向にある、そういうことで一戸当たりの飼養頭数は着実に拡大している、したがいまして、規模拡大の進展、一頭当たり乳量の増加等によりまして生産性の向上が図られている、これを一点申し上げました。

それから収益性につきましては、六十二年以降、乳用種雄子牛、ぬれ子ですけれども、価格の上昇から高水準で推移しておりますが、その後、平成二年から三年にかけましてぬれ子価格が低落しましたため収益性は低下したということになりますけれども、最近は以前よりは改善されていると見られます。

労働時間でござりますけれども、搾乳牛一頭当たり労働時間は減少しているわけでありますけれども、搾乳牛頭数が規模拡大でありますから大きくなるておりますから、一戸当たりの労働時間は

増加しておる、そういうことで後継者問題等も含めまして労働時間の短縮問題が大きい課題になつておる、こういうふうに思いますし、環境問題も

やつぱり原因があるわけですね。そうしたもろもろのゆがみを持った形の中での規模拡大であった

非常につまづいているところの若い人たちが出でつてしまつていうのは何なんだよ。ですから、午前中菅野先生からも話があつたように、経営が非常にうまくいっているところの若い人たちが出でつてしまつていうのは何なんだよ。そこにはいろいろ出てきているのではないか、そういう認識をしておるわけでござります。

○谷本義君 政務次官が言つたおしまいの部分

が私はいかがでしようか。

○説明員(中須勇雄君) 午前中の御議論でも幾つか出ましたように、確かに我が国の酪農、特に北海道の酪農が極めて短い時間の中に大きな規模に育つてきた。それに伴いまして、技術的な問題あ

るいは施設に対する投入資金の問題、その辺を含めまして順調な発展と同時に幾つかの問題を抱え

ている。それは御指摘のとおりだらうと思います。ただいま幾つか出されましたが、牛の共済の加入率が大変高い水準に北海道があるというのも御指摘のとおりでございますし、平均の牛の耐用年数、これも若干とはいえ短くなつてきている、数量的にもそういうふうに把握しております。

そういう意味におきまして我が國の酪農を、外からいろいろ市場開放等の問題はござりますけれども、やっぱり内側の問題としても、後継者を確保し将来への発展をここで考えていくには、じつくりと将来のあり方というかそういうものを考え直さなくちゃいかぬ、そういうような時期に来てゐる。それが新農政で酪農について新しいプランをつくっていく、そういうことの作業を始めていい私どもの内心というか動機の一つであるわけであります。

的には近年順調に、近年というか昨年後半以降順調に伸びてきているわけであります。そのほんのちょっと前は大変伸び悩んだ。それは実は、御指摘のとおり夏場の天候が、二年前でございましょうか、大変悪かつた。それが草の生育不足といふことにつながって乳量が落ちたということございました。確かに、自然を相手にする産業でございまして、天候の影響を決して無視できないわけでございます。

えているものでありまして、世間並みの労働によってですね、これを一つの前提にする。それから、二つ目に勘案いただきたいと思つたことは、環境保全にかなう酪農ということですね。北海道などで言いますと、草地一ヘクタール当たりについて牛が何頭といふよなことを基準にしながら一定のものを出していくということを含めていく必要があろうと思います。それから三つ目の問題としては、過疎化を避けねばならないということを前提とした規模拡大でなければなりません。ところというのはみんな今過疎の脅威にさらされていますね。北海道の場合で言いますと、Dランクの農家が多いところなどはがさゝと酪農をやめていったらおれの村はもたないという声が会えておりますね。

が、例えば北海道の場合でしたら多く聞くのは「一
万八千円ですね。乳代の所得の方からします」とい
うと一万八千円は高過ぎて、合わない。ところが、
そういう制度を維持していくかなぎやならぬからどう
うしているかというと、伺いますというと割と多
いのがいわゆる割り当てですね。そして、「ヘル
パー」を使ってもらわないといふとこの制度も維持
できないからということで、無理して今度はヘル
パーに来ていただくというような状況すら見られ
るわけであります。

○谷本義君 それはいい面と悪い面と両方二つが競合しながら出てきた事態なんですね。これから先酪農のどういう経営像というかあるべき姿というのを新農政の中で描いていくのかが、そこが問題だと思うのですね。農家の皆さんにわざわざでも言いますよ、「貧乏には耐えてみせる、しかし将来が見えてこぬことに耐えられないんだ」とですから、こういう酪農をやっていきや何とか経営が成立しますよ、そしてそのために政府はどういう助成などという助成をするから酪農家は、やつてくれというやつをやつぱり描いていかなければなりません。それを描いていく上で若干今から注文を申し上げておきたいと思うのは、まず第一点は労働時間の問題ですね。これは、今の二千八百時間を超えるような状況というのはちょっと常識の範囲を超えておきたいと思います。

めてつくるだけの農政から村社会をどうするといふ農村政策に足を踏み込んできたわけですからその辺のところも含めた検討をいただきたいということをこの際お願いしておきたいと思うのが、いかがでしようか。

○政府委員(須藤良太郎君)　おっしゃるとおりでありますて、新政策と酪農、畜産の問題は非常に重要だと思います。御承知のように、新政策は耕作と中山間地等の問題を具体化で先行しているわけでありますけれども、これに余り跛行があるのはいかぬわけでありますから、畜産にもぜひ先生のおおっしゃるようなこれからビションが描かれる、そういうものを早く出したい、こういうことを進めたいと思います。

○谷本觀君　そこで、もう一つお願ひしたいのはヘルパーの問題であります。

基金の運用益等を主体といたしまして、実際に仕事をやっておられますヘルパーの利用組合、その活動費と申しますか、例えば事務所の借り上げ料であるとかヘルパーの活動車、その燃料、あるいは通信機器のリース料、ちょうど今お話をあつたが、人件費以外の各経費につきまして幅広に助成対象にする、そういうことを通じて最終的には利用者の負担の軽減ということをねらいといふか、そういう効果を期待してやっているわけでございます。

確かに、実際にヘルパー事業を利用されておられる方々等から人件費についても助成できなさいという声があるのは事実でございます。ただ、これは私どももいろいろ考えてはみるわけでございます。率直に言つて、一つの産業部門についてその労働というものを他人の労働に一部分か

る、その場合雇用労働にかかる、そこに対する助成をするというのは直接的な形ではやはりなかなか現状では難しいのではないか、これはもう率直にそう思つております。

したがいまして、現在やつておりますそういう人件費以外の部分でござりますが、運営経費を幅広く助成対象にしていく、こういうものの運営状況、充実等を見守りながら、どういうふうな形で次の手が打てるのか将来の課題として考えてまいりたいと思うわけでございます。

それから第二点目の話でございますが、実はこれは先生から大変有益な御指摘があつたわけでございます。実は、実際にも現在臨時ヘルパーの方はある程度活動しておられるわけでございますが、その中に占めるお話のございました酪農の後繼者、後を継ごうと思っておられる方が臨時ヘルパーになつておられる割合が割に高いわけでございます。ですから、そういうものを育てながら、酪農ヘルパー自身もうまくいくし、後繼者がスムーズに経営を継いでいくその修練をしていく、そういうふうな意味で、どうやっていけばそれがより進んでいくのか少し私ども考えてみたいというふうに思うわけでございます。

○谷本義君 その辺のところは鷹とまたお願ひをしておきます。

統いて、肉牛の問題、とりわけ乳用牛の問題について伺つてまいりたいと思います。

初めに伺いたいのは、牛肉の自給率がどんな状況になりつつあるかについてであります。

平成四年度で見てみますと、肉牛全体でいつた場合の離脱農家は五%程度でしたか、これに対して乳雄肥育の方は大分高かった、一七%になつたといふ話を伺っております。そうしますと、三月末の自給率は五〇%を切るのでないかといふうにも言われているわけですが、その辺どう見ておられますか。

が続いている一方、現在は国内生産は伸び率でいえば二、三%ということになりますが、依然として伸びている。そこに一方牛肉の輸入がかなりの増加傾向で来ている、こんなふうな状況でございます。そのために、ならしてみると自給率は低下傾向で推移をしておりまして、先生の御指摘になりましたその一つ前、平成三年度で見ますと、概算でございますが五二%，こんな水準でございます。

それが平成四年度どういうことになるかということでございますが、まだ数値的には残念ながら一月までもしか私ども把握してございません。したがいまして、最終的な数値としてどうなるか確定的に言えないわけでございますが、この平成三年度の五一%をやや下回る程度、こんなふうな水準ではないかな、おおよその感じがその程度になるのではないかなど見ております。

○谷本義君 五二%をやや下回る程度というのは何でしょう。結局四月一日から閾税率が五〇%に下がっていく、そのため二、三月なんというのは輸入する側が手控えをするというような状況もあるので、五〇%を割るということとはまずなかろうという見通しでしかないんじゃないですか、どうなんですか。

○説明員(中須勇雄君) 確かに閾税率が四月一日から下がるということで、それを控えた二、三月に数量的には減ると、御指摘のとおりでございます。

ただ、それはちょうど昨年も七〇%から六〇%へ落ちる段階で、昨年度、三年度の一、二月というのは輸入量が極端に減りまして、その分が本年度の四月にどどと入ってきた、こういうような経過でございます。したがいまして、それは各年度で合計しますとならざりますので、もちろんこの二、三月数量的には減ると思いますが、そういう通常の後ろ倒しというんでしようか、そういうことが毎年行われるベースで比べても五一%をやや下回る程度かなと、こんなふうに見てているということでございます。

○谷本義君 そうしますと、結局ことしの四月を

私は見るべきだろと思うのです。それで、長期見通しでは平成十二年の牛肉の自給率四九%でしたね。それを割るような状況がことしの年度内に生じてくるのではないかというふうに思われるのですが、長期見通しとの関連からしてもここでもってぎつと自給低落に歯どめをかけて、長期見通しの見通しを割ることはないと書いています。

○説明員(中須勇雄君) 確かに長期見通しにおける数字はそのような形でございまして、その実現に向けて努力をするというのが我々行政の任務であろうというふうに思っております。

ただ、長期見通しの数字と現状との乖離と申しますようか、その辺につきましてはちょっとと今詳しく数字で申し上げるだけの準備がございませんが、国内生産は先ほど申しましたように年率二〇数年で平均で言えば三%程度は伸びているわけでございます。一番違うのが総消費量、消費量がかなりの高い伸びがこのところ続いているということをございまして、国内生産はそれなりに伸びているんだけども、それを超えて需要が伸びている、それが輸入によって賄われているという形でもって自給率の低下が長期見通しで目標として考えたものを相当早いテンポで上回っている、こんなふうな状況になつてているということだろうと思います。

したがいまして、そういう最終的な目標の數値というのは、国内消費の伸びがかなり予想外に伸びておりますので、このまま十年先実現するかどうかという問題はあるわけでございますが、やはり基本は国内生産を安定的に今後とも伸ばしていく、そういうことを基本的な目標にして頑張っていきたいと思います。

○谷本親君 問題は、頑張るという決意表明はいいんですけども、どういう施策をやっていくか、この中身で勝負が決まっていくと言つてもいいわ

そこで、施策問題の初めに伺いたいのは、事業団による買い支え、つまり需給調整の問題ですね。この点について若干伺いたいと思います。

一つは、肉の価格で一番下がったのは乳雄であります。二月で言いますと七百円台になります。基準価格をこれは割っておられますね。ところが、和牛と乳雄を合算しちゃっておられますから、この方の値段で見ると一千円ということがあります。二月で言いますと七百円台になつておる。したがつて、調整保管が活動するという状況になつてこないというような状況が生まれていたわけです。もともとは乳雄と和牛と分けていたわけですね。一緒にしゃべったわけですね。分離をすれば乳雄の方が買い入れ対象になつたはずなんですね。そのところ再検討する考え方があるのかないのか、伺いたい第一点はこの点。

それからもう一つ伺つておきたいのは、事業団が買い入れをやつた場合の実効性が果たしてどの程度得られるのかどうかということであります。以前は事業団が一元輸入をしていました。ですから、事業団の買い入れでもつて確かに需給調整、市場調整やれたわけですね。ところが、今度は調整保管をやつたとしてもやつた分だけまた輸入物がふえたんじやどうにもしようがないといった問題等もあるわけでありまして、そういう意味では畜農法のあり方自身が問われるような一側面が生まれてきているわけですが、そうした問題も含めて皆さんの考え方を聞かせていただきたいのです。

○説明員(中須英雄君) 第一の和牛と乳雄の統一と分離と申しましようか、そういう問題についてでございますが、先生から御指摘ございましたところ、昭和六十三年に実はそれまで価格安定制度は和牛去勢とその他牛去勢と二本立てであつたものが一本化したわけでございます。

このときの考え方と申しますのは、ちょうど六年の四月から牛肉の枝肉の格付規格を抜本改正いたしました。その考え方というのは、すべての牛肉、和牛とか乳雄とかを問わず、牛肉を歩どまり等級と品質等級という大きな二つの物差しに

よつて分類し、統一的に評価をし、適正な価格形
成ができるようについてことで、いわゆるA、B、
Cの歩どまり等級と一から五までの肉質等級との
組み合わせでそれ以降評価が行われているわけ
でございます。

その際、それまでは要するに和牛は特選、上、中、

並みというような区分だったわけでござります
が、和牛と乳雄というので、そもそも値段の発表
を初めすべて分けてある。それをA、B、Cと一から五で統一的にやろうじゃないかと、そういうあ
る意味では非常に革新的な理想的なそういうふう
な改正だったわけでございまして、その精神を受
けて統一して、B2、B3の去勢牛を省令規格と
して一本化して価格安定制度の対象にした、こう
は、従来の価格安定制度の対象にありました中と
いう規格に比べるとやや下でございます。より大
衆的な、それでかつ去勢牛の中でかなりの量を
占めている、そういう部分を対象にしようじやな
いがということでB2、B3というところを対象
として一本化して価格安定制度の対象にしたとい
うことです。

ただ、その際B2とB3を対象にしたというの
は、従来の価格安定制度の対象にしました中と
いう規格に比べるとやや下でございます。より大
衆的な、それでかつ去勢牛の中でかなりの量を
占めている、そういう部分を対象にしようじやな
いがということでB2、B3というところを対象
として一本化して価格安定制度の対象にしたとい
うことです。

それから二点目に、自由化のもとで一体牛肉の
調整保管というのがどんな機能を果たすのかとい
うお尋ねでございます。

これは先生もまさに御指摘になりましたとお
り、IQ制度で事業団が一元的に輸入牛肉を扱っ
ているという時代における安定帯の設定、そして
その安定帯の下を割りそななときの調整保管とい
うものと、現在の自由化してだれでもが自由に輸
入牛肉を入れられる、そういう制度のもとでの調
整保管、やはり基本的な意味合いを含めて変わっ
てきてるんだろうと、そこはそういうふうに
思っております。

しかし、ここはなかなか断定的に言いがたいわ
けでございますが、牛肉の調整保管が今の制度の
もとで機能を発揮するというような場合は、例え
ば短期的な需給の失調が起きている、例えば半年
とか一年たてば明らかに回復することがわかつて
いる、そういうときに一時的に調整保管をやつて
くるんだら、それはどういったふうに思つております。

それと同時に、もう一つはB2とB3、和牛と
例えれば乳用牛に分けてそれぞれ価格動向を見ます
と、先生御指摘のとおり数百円の格差があるのは
事実でございますが、一定の格差を伴いつかなく
平行的に高い相関関係で動いている、そういう
事実も自由化後もしっかりと見られるわけで、そ
ういう意味では私も今の段階では基本的にB
2、B3で一本化して、省令規格として安定帯の
中におさめるべく努力する、この制度が一応機能
しているんじゃないかなと思っております。

むしろ分離いたしましたと、B2、B3というの
は和牛去勢肉の中では一割ぐらいしかないという
ことでござりますので、和牛の一割だけを対象に
した価格安定制度をまたつくるのはどういうこと

なんだと、こういうような議論も出てまいります。
いましばらく自由化の影響がどういうふうに出で
くるかさらに見定めなければならないかと思いま
すが、一応今の形をもう少し続けてその様子を見
てみたいというのが率直な偽らざる気持ちでござ
います。

それから二点目に、自由化のもとで一体牛肉の
調整保管というのがどんな機能を果たすのかとい
うお尋ねでございます。

これは既に皆さんがあなたが審議会に数字を
見て定めた上で調整保管がどういうふうに
機能するかさらに詰めていくというか、そういう
のを見定めましたとお聞きみたいと思います。

それから二点目に、自由化のもとで一体牛肉の
調整保管というのがどんな機能を果たすのかとい
うお尋ねでございます。

これは先生もまさに御指摘になりましたとお

り、I.Q制度で事業団が一元的に輸入牛肉を扱っ
ているという時代における安定帯の設定、そして
その安定帯の下を割りそななときの調整保管とい
うものと、現在の自由化してだれでもが自由に輸
入牛肉を入れられる、そういう制度のもとでの調
整保管、やはり基本的な意味合いを含めて変わっ
てきてるんだろうと、そこはそういうふうに思つて
おります。

しかし、ここはなかなか断定的に言いがたいわ
けでございますが、牛肉の調整保管が今の制度の
もとで機能を発揮するというような場合は、例え
ば短期的な需給の失調が起きている、例えば半年
とか一年たてば明らかに回復することがわかつて
いる、そういうときに一時的に調整保管をやつて
くるんだら、それはどういったふうに思つております。

それと同時に、もう一つはB2とB3、和牛と
例えれば乳用牛に分けてそれぞれ価格動向を見ます
と、先生御指摘のとおり数百円の格差があるのは
事実でございますが、一定の格差を伴いつかなく
平行的に高い相関関係で動いている、そういう
事実も自由化後もしっかりと見られるわけで、そ
ういう意味では私も今の段階では基本的にB
2、B3で一本化して、省令規格として安定帯の
中におさめるべく努力する、この制度が一応機能
しているんじゃないかなと思っております。

むしろ分離いたしましたと、B2、B3というの
は和牛去勢肉の中では一割ぐらいしかないという
ことでござりますので、和牛の一割だけを対象に
した価格安定制度をまたつくるのはどういうこと

相互の需給なり価格関係に一体どういった形で
ある落ちついた時点で秩序をつくり出すか、そう
いうのを見定めた上で調整保管がどういうふうに
機能するかさらに詰めていくというか、そういう
のを見定めましたとお聞きみたいと思います。

○谷本義君 これは既に皆さんがあなたが審議会に数字を
見て定めた上で調整保管がどういうふうに
機能するかさらに詰めていくというか、そういう
のを見定めましたとお聞きみたいと思います。

○谷本義君 ちょっとお願いしておきますが、答
弁が丁寧なのは結構なんですが、もうちょっと
手短く簡潔にお願いできませんか、伺いたいこ
とまだたくさんありますので。

さて、そこで申し上げたいのは、結局今までの
ような事業団による一元輸入でもって価格安定、
需給調整をやるのが非常に難しくなってきたとい
うようなこともあって肉元子牛生産者補給金制度
が登場してきたというふうに言つてもいい
わけですね。

この問題でちょっと初めて伺つておきたいと思
うのは、合理化目標価格のことです。平成
三年の第一・四半期以降が七期連続で枝肉価格は
合理化目標価格を下回っています。そして、都
道府県基金の支払いが異常にふえるというよう
な状況が生まれてきた。結果、これは合理化目標価
格が輸入牛肉に対して対抗できるような水準では
ないかたというところに私は問題があつたのでは
ないのかというふうに思うのです。ことしの場合
は若干変更しまして十三万四千円というようなこ
とになつたわけですが、どうですか、輸入牛肉に
対してこれが対抗できる水準というふうに皆さん
お考へなんですか。

○説明員(中須勇雄君) 設定期間ではそういう数
値ということで努力をして一定の算式のもとで算
定をしたということでございますが、現実がそれ
よりも下回ったというのもまた事実でござい
ます。ただ、下回ったのが一時的なものなのか、あ
るいは恒久的なものなのか、そこはまだいろいろ
議論もあるところだと思います。

しかし、現実がそういうことでござりますので、例
えば来年度の算定におきましては合理化目標価格
も制度に対する信頼の問題がござります。平成五

年度も含めましてある程度一定部分について手を打つていくということについて、今検討を行つておるところでござります。

○谷本義君 たしか都道府県の基金は県それから農家の負担割合が四分の一ぐらいでしたかになつてましたね。これから莫大な借金を抱えて、これをどう処理していくかということで、一部の地域では農家の特別負担みたいなことをやろうじやないかという話も出ておるようあります。私は余り感心できません。もともと牛肉の自由化をおやりになつたのは政府なんですね。そのときに、自由化に踏み切るときに、これは調整保管だつてこれから難しくなつてきます、そこで子牛の問題についてもこういうことでやらせてもらいますといふような話でやつてきたわけであります。

つまり、打撃緩和の価格保証制度の性格を持つものとして生産者補給金制度なるものができ上がりってきたという経過があるので、そつであつてみれば、それは今まで設定した合理化目標価格というのがちょっとばかり高過ぎたというような経過もあつて都道府県の基金の方の負担がぐつとふえた、それで借金がふえた。そのしりぬぐいをかりそめにも農家にやらせるということは言語道断ですよ。ですから、その辺のところはびしつこの場で約束をしておいていただきたい。いかがでしょうか。

○説明員(中須勇雄君) ただいまお話しございましたように、合理化目標価格より下がつて借り入れをして支払ったその金額について何らかの対策を講ずるという場合に、私どもはそれをすべて生産者が負担すべきだというふうな形で処理すべきものとは考えておりません。やはり公の負担を含めて考えていく、こういうふうに思つております。

○谷本義君 それからもう一つ、この制度を初生牛の価格安定ということにつなげるのはなかなか難しいなという感じがして見ておるのであります。枝肉価格が下落をしてきたという状況の中で、肥育農家の方は素牛農家の方へしわ寄せができる

ような状況があつた。素牛農家の方は初生牛生産農家の方へしわ寄せができるような状況があつた。

この制度がつくられた当初の話でありますけれども、これは公式な話ではありませんが私の記憶に残つてゐるのは、農林省の役所の方ですよ、これが発足したときは初生牛では四万円がそこらにはなるでしょうという話も伺つてきていた経過がありました。ところが実際はそうならないんですね。

最近の状況で言いますと、素牛農家の皆さんに言わせますと、ねれ子はゼロでなきやだめであります、ないしはまた二千円から二千五

百円ぐらい持參金をつけてもらわなきやることはできませんという話になつてきていますね。

そうしますと、この制度がせつかくつくられてきたのだが、肥育農家、素牛生産農家それから初生牛の生産農家、三者にとってうまく恩典が行き渡るような状況になつておらぬ。そこをどうしていくかということが大きな課題になつてきましたと思うのです。その点どうお考えになつてますか。

○説明員(中須勇雄君) 肉用子牛の生産者補給金制度を設け、乳用種についてはおむね七ヶ月齢ぐらいの子牛の段階で、そこを不足払いの場所といふかねらいとして設定をした。その際に、この制度自体は、直接的にはねれ子の価格にどうこうということは制度論としては全くないわけでございますが、制度の立案者の意思を含めましてそういったのは事実だらうと思うわけでございます。現に、例えば今のよつし価格関係、六、七ヶ月齢の子牛が十一万程度で取引をされている。そういうふうに思つておりますと、保証基準価格が現在ですと十六万五千円でござりますから、正確にちよとあれでございますが例えば四万円程度の補給金が出る、こ

て、ねれ子は今の価格じやゼロだな、いいところ一頭二千円だともしおつしやつたとしたら、それは不間に買いたたこうとして言つてはいる、そういうふうに判断して間違ないと思います。もつとねれ子に対する支払い可能な原資は当然あるはずだというふうに思います。

そういう意味では、ねれ子段階、子牛段階、肥育農家が肉を出す段階、それぞれ三段階で価格形成がなされている。その間で適切に利益がシェアされるような関係をつくり出す。それは基本的にある程度の競争があることだと思います。

そういう点で、実は私どもも酪農家の皆様に対して、個別で、あるいは集団で、あるいは農協での取り組みでも結構ですか、どうか酪農家の皆さんもねれ子を育てて、自分で例えば四ヶ月齢まで育てる、そういうことをやってみてはどうだろうかと。そうすればこの制度に乗れるわけで、補給金の交付対象になる。そういうことを続けていけば、別に全部を酪農家の方がされなくとも競争条件が改善されて適切なシェアの関係が生まれる。そういうことが出てくるわけで、現在乳肉複合経営の育成というか奨励等も進めているわけでございまして、私どもは、まだ基本的に中長期的に見れば適切なねれ子の価格の形成にこの制度は役立つというか資するものであると一応考えております。

○谷本義君 問題は乳肉複合経営ですよ。これをうまく軌道に乗せることができりやかなり解決できるような条件が整えられてくるわけです。ところが、実際問題どうなんですか、頭数がふえます。頭数がふえます。それからもう一つの問題は、緊急輸入制限の問題です。こんなに日本の肉牛生産、とりわけ今ままで論じてまいりました乳牛なんかの場合はひどい状況になつてきているにもかかわらず緊急輸入制限が発動できるような状況にはない。結局一体あれは何だったのかという声が非常に強いわけですね。

○説明員(中須勇雄君) 御指摘のとおりでござります。緊急輸入制限の問題を問題にしておつて、価格問題というのは全くあそこには配慮されていないという問題もあるわけですね。ですから、関税の五〇%からさらさら引き下げるということはもちろんまかりならぬが、それと同時に輸入制限の問題ですね、その辺の改定問題も含めてどんな考え方を持っておられるかお聞かせいただきたいのです。

○政府委員(須藤良太郎君) 先生おつしゃいますように、五年度は五〇%ということでありますけ

れども、これからこの関税率を下げるということは本当にできないということだと思います。そういうことでこれからいろいろな障害がありますけれども断固頑張っていただきたい、こういうふうに考えておるところでございます。それから、緊急輸入の問題はちょっと審議官の方から答えさせてるので、よろしくお願ひいたします。

○説明員(中須英雄君) 午前中も若干出ましたが、確かにこの日米合意、日豪合意、六十三年の合意に基づく緊急輸入限制措置は御指摘のとおり量だけの問題でございます。そういう意味で現在の状況では適用できない。そのとおりでございます。

ただ、一つは、ウルグアイ・ラウンドの中でもまた特別セーフガードみたいな議論がございます。ただ、これは関税化と結びついておりますので、大変危険な議論という側面があるわけでございます。そういう中の議論では、量と価格と両面である程度のセーフガードというふうな議論もなされているようございます。そういう状況を見ながら、将来の自由化された品目についてどういうふうな形でセーフガードを設けるのが必要なのか、そういうような、ちょっと離しい問題はござりますけれども、機会をとらえて努力をしていきたいと思います。

○谷本義君 最後に、厚生省は来ておりますか。

きのう、質問取りに来られた方に話を聞いて、私もちょっととびっくりしたんですけども、つまりハーモニゼーションの問題について厚生省はどう考えておりますかというような話を聞きながら、話を伺つていったんですが、北米自由貿易協定、あそこの中じゃ環境条項が入ることになった。そして、その環境条項の中で特に今強調されてているのは、各国がそれ持っている安全基準を相互に尊重しようではないかという話がかなり有力な考え方の一つとして浮上してきておりましす。厚生省当局の方が全くそういう事情を知らなかつたということについて、私は背筋が凍るような思いがいたしました。

厚生省はこれまでアメリカの言うとおりに何でもやつてきた、ほんと。そして、要らないものまで日本は買わされ、日本の農業がぶぶされてしまいました。そういう意味では厚生省が果たしてきた役割といふのはまさしく犯罪的な役割だと私は言つていいとも思つておる。ハーモニゼーション問題についてどのように対処していかれるか、その考え方を聞かせていただきたい。

○説明員(織田義君) ガット・ウルグアイ・ラウンドの検疫・衛生措置に関するところでございまが、一昨年末に出されました最終合意案におきましては、いかなる締約国も人の生命または健康を保護するための措置を採用することを妨げられるべきではないことを確認しております。生命や健康の保護が当然の前提となつております。

このため、国際基準とのハーモナイゼーションを図りつも、科学的正当性がある場合等には国際基準よりも厳しい措置をとることができるとされているところでございます。したがいまして、最終合意案においても国民の食生活の安全性を確保する上で支障がない、このように考えておる次第であります。

○谷本義君 時間が来ましたので、厚生省との論議は別途やらせていただきます。これで終わります。

○風間純君 公明党の風間でございます。

午前中から種々の厳しい酪農・畜産の状況をずっとお話を伺つておりますが、私なりに整理をさせていただいて、やっぱり根本の原因は牛肉の輸入自由化によって起つてきただのではないかと、いうふうに思つておるわけです。実際、輸入自由化によって個体価格の下落が起つて、酪農家の方々は大変な状況に遭つてゐる。その所得が減つた分、乳量をふやす、搾るのをどんどんやる、そして頭数を拡大する、そして規模拡大。そのためには労働を過重に、過分にやらなければならぬ。しかし、それもう限界に来つてゐるというのが、なかなかたつたということについて、私は背筋が凍る

です。だから、ずっと今まで午前中から伺つていまして、何か不毛なお答えのように受けとめられる部分、今酪農家の皆さん方が一番感じておるのは、まさに将来に対する不安、将来の展望が見えないとも思つておる。ハーモニゼーション問題についてどのように対処していかれるか、その考え方を聞かせていただきたい。

○説明員(織田義君) ガット・ウルグアイ・ラウンドの検疫・衛生措置に関するところでございまが、一昨年末に出されました最終合意案におきましては、いかなる締約国も人の生命または健康を保護するための措置を採用することを妨げられるべきではないことを確認しております。生命や健康の保護が当然の前提となつております。

このため、国際基準とのハーモナイゼーションを図りつも、科学的正当性がある場合等には国際基準よりも厳しい措置をとることができるとされているところでございます。したがいまして、最終合意案においても国民の食生活の安全性を確保する上で支障がない、このように考えておる次第であります。

○谷本義君 時間が来ましたので、厚生省との論議は別途やらせていただきます。これで終わります。

○風間純君 公明党の風間でございます。

午前中から種々の厳しい酪農・畜産の状況をずっとお話を伺つておりますが、私なりに整理をさせていただいて、やっぱり根本の原因は牛肉の輸入自由化によって起つてきただのではないかと、いうふうに思つておるわけです。実際、輸入自由化によって個体価格の下落が起つて、酪農家の方々は大変な状況に遭つてゐる。その所得が減つた分、乳量をふやす、搾るのをどんどんやる、そして頭数を拡大する、そして規模拡大。そのためには労働を過重に、過分にやらなければならぬ。しかし、それもう限界に来つてゐるというのが、なかなかたつたということについて、私は背筋が凍る

です。だから、ずっと今まで午前中から伺つていまして、何か不毛なお答えのように受けとめられる部分、今酪農家の皆さん方が一番感じておるのは、まさに将来に対する不安、将来の展望が見えないとも思つておる。ハーモニゼーション問題についてどのように対処していかれるか、その考え方を聞かせていただきたい。

○説明員(織田義君) ガット・ウルグアイ・ラウンドの検疫・衛生措置に関するところでございまが、一昨年末に出されました最終合意案におきましては、いかなる締約国も人の生命または健康を保護するための措置を採用することを妨げられるべきではないことを確認しております。生命や健康の保護が当然の前提となつております。

このため、国際基準とのハーモナイゼーションを図りつも、科学的正当性がある場合等には国際基準よりも厳しい措置をとることができるとされているところでございます。したがいまして、最終合意案においても国民の食生活の安全性を確保する上で支障がない、このように考えておる次第であります。

○谷本義君 時間が来ましたので、厚生省との論議は別途やらせていただきます。これで終わります。

○風間純君 公明党の風間でございます。

午前中から種々の厳しい酪農・畜産の状況をずっとお話を伺つておりますが、私なりに整理をさせていただいて、やっぱり根本の原因は牛肉の輸入自由化によって起つてきただのではないかと、いうふうに思つておるわけです。実際、輸入自由化によって個体価格の下落が起つて、酪農家の方々は大変な状況に遭つてゐる。その所得が減つた分、乳量をふやす、搾るのをどんどんやる、そして頭数を拡大する、そして規模拡大。そのためには労働を過重に、過分にやらなければならぬ。しかし、それもう限界に来つてゐるというのが、なかなかたつたということについて、私は背筋が凍る

が暴落、その暴落がまた酪農家のいわば直撃的収入減と、雄子牛の売却収入が牛乳の生産販売に次ぐ副収入であるわけで、そういう意味で牛肉輸入関税率の低下というのは非常に大きな影響を与えていたのが実態だというふうに思います。

先ほどもお話を出ておりましたが、ウルグアイ・ラウンドの関税交渉の一つとして関税率は四年以降は九三年水準より引き上げないと。しかし、七〇・六〇・五〇と下がってきて、これ以上はもう限界だという酪農家の声をしっかりと受けとめていただきたいというふうに思います。先ほど政務次官は五〇%以下にさせない、そう努力するというふうにおっしゃっていました。

じゃ、ちょっと話をえまして、平成四年の関税率六〇%で輸入の牛肉は国産とほぼ同じ量の四十万トンを占めることになつたわけですけれども、ことしから関税率五〇%になつていても輸入総量はどのくらいになるんでしょう。

○説明員(中須勇雄君) 関税率が六〇から五〇に下がるということは、仮にほかの条件が同じであれば、より安い輸入牛肉が我が国のマーケットに入ってくるといふことでござりますので、量的には拡大をするだろうというふうに見通すのが素直だらうと思います。

ただ、じや具体的にどの程度ふえるのかというになりますと、国内の景気動向であるとか、あるいは国産の牛肉、これは来年度も増加すると思います。どの程度の量増加するのかはなかなか見定めがたいところございますが、そういう関係それと外国におきます市況、輸出国において牛肉価格がどう推移するかと、そういう不確定な要素がござりますので、率直に言つて計数的にその増加量を示すというのは私ども現在の段階ではちょっと不可能といふか難しいと思つております。

○風間赳君 きちつと何万トンと言うのは難しいかもしれませんか、おおよそのことはわかるんじゃないですか。

○説明員(中須勇雄君) 率直に言つて、よく経済

誌等にも出でております。それぞれ企業の担当者の

方が、ある意味で腰だめでござりますが、来年は何%ぐらいふえるんじやないかと、いうような見通しも言つておられます。が、役所という公的な機関になりますと、個人ベースで見通しを語るということは可能でございますが、そこはお許しをいた

だきたいと思います。

○風間赳君 じゃ、後ほど個人ベースで伺えば教えていただけるんでしようか。どうなんでしょう

か、それは。——よくわかりました。

次に、我が国においては乳用種から供給される牛肉がかなりの量を占めておるわけであります。まだちょっと勉強不足でござりますが、昭和五十八年に酪農振興法が改正され、改正後は酪農及び肉牛生産の振興に関する法律、いわゆる酪肉振興法といふんです、これには酪農と肉牛生産とを一括して生産振興を図るのか、教え

ていただきたいと思います。

○説明員(中須勇雄君) ただいま御指摘ございま

したとおり、現在の我が国産の牛肉、その供給量のうち既に六割が乳用種でござります。その乳用種というのは、酪農経営で生まれた雄子牛を専ら肉専用に育てて肉牛として出荷するという形態

のほかに、言うまでもございませんが、酪農経営で搾乳をした後の母牛、これが肉として出荷される、それを含めて六割、その他の四割が肉専用種、こういう形になつております。

したがいまして、もはや我が国産牛肉とい

うものを考える場合に乳用種のことを抜きに考えられないわけでござります。資源である乳用種の母牛を飼つておられる酪農経営はどういうふうな動向で今後推移するのか、どう発展するのか、そ

のことにかなり我が国産肉牛生産それ自体が依存している。それは消費者としての国民も依存して

いる。そういうようなまづ基本的な問題があろう

と、酪農と肉牛生産というのは、種類こそ違え、

あるいは種類が同じ場合もありますが、飼料作物、特に草というものを共通に必要とする意味で、草地を媒介として生産構造というのが構造といふものが、構造といふ生産面が非常に代替性があるというか似ています。

それとも一つは、最近の新しい技術の問題でございますが、受精卵の移植というような新しい技術が発展してまいりました。和牛の優良な受精卵をホルスタインの雌牛のお腹を借りて出産をする、こういう形を通じて和牛資源というのが急速に増強できる、そういうような可能性も、もう一つ将来の課題ではございましょうが、出てきている

ございますが、受精卵の移植というような新しい技術が発展してまいりました。和牛の優良な受精卵をホルスタインの雌牛のお腹を借りて出産をする、こういう形を通じて和牛資源というのが急速に増強できる、そういうような可能性も、もう一つ将来の課題ではございましょうが、出てきている

けで、まだまだ生産面でと申しましょか、酪農経営が私たちの現在の感じではもう少し雄子牛の

保育という部分に関しましても自分の経営内にあるものは計算の中に取り込んで酪農経営の安定というものに寄与させてはいかがかなと、そういうふうに考えております。

○風間赳君 酪農家の方々の負債の問題について

はかねてから取り上げられてきておりますけれども、政府としてその実態についてどのように把握

していらっしゃるのか。

また、負債農家についてはいろんな制度資金あるいは特別資金などの手当でがなされているのは承知しておりますが、現実に末端の生産農家の

方々まで指導が徹底しているとは思えないんですけれども、どうでしょうか。この二点について。

○説明員(中須勇雄君) 酪農経営の負債の状況につきまして、私どもが持つておるというか一番使つておりますデータは農林水産省の統計情報部

がやつております農家経済調査でござります。たゞ、これはあくまでも平均値としてどのような負

債の状況かということに相なるわけでございま思つております。

○風間赳君 大まかなその目的はわかりました。

しかし、規模としまして、草地を媒介とする事

業あるいは受精卵の移植、生産消費流通面から

具体的にすべてうまくいっているんですが、これ

は予定どおり。

百二十三万六千円、こういうような数字でございます。まして、全国平均よりはかなり一戸当たりでは大きいということでございます。ただ、この場合でも、経年的には六十年度以降減少傾向で推移している、こういうものがこの農家経済調査からは出てくるわけでございます。

それからもう一点の各種の融資制度の問題でございます。

ただいまのお話に関連して申しますと、酪農経営でもかなり負債の重圧にあえいでいるというか、元利償還金が完全に支払えないという農家があるのも事実でございます。こういった農家に対しまして昭和六十三年度から、大家畜資金と通常いならわしておりますが、返済不可能な分について低利の資金を提供して借りかる。そういうような制度も設けております。そういうものを含めて、制度資金、大変通常の農協のプロパー資金等に比べますと政策的に安い金利体系がとられているわけでございまして、これを末端農家に十分周知をすることも大変重要な問題でございます。

このために、これを取り扱う具体的な農協等の融資機関自体がまず十分貸付対象とか貸付条件について理解をしていただく、そして末端農家にその活用を指導していただくことが日常的な結びつきの上で重要でございますので、各都道府県あるいは系統金融機関等の金融機関を通じて資金の普及啓蒙の指導を行うとともに、通達等によりまして活用の推進についての指導、さらに畜産独自の分野で申しますと制度資金についてのパンフレットを作成して広範に配布をする、そういうようなことを行っているわけでございますが、なお今後とも一層努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○風間昶君 今伺いますと一戸当たり全国平均で平成三年度で一千百十九万、北海道でその倍になつてます。単純に考えれば、数のトリックかもしれないけれども、この数だけで北海道の人たちは末端の農家まで指導が農協もしくは団体など

を経由して徹底してないというふうにとつてしまふ人だつてあるわけですね。そうではないんですか。

○説明員(中須英雄君) 私の説明が十分でなくて恐縮でございますが、この数字 자체は北海道と全国平均の規模の差、つまりそもそも投資額自体がかなり違つている。そのことを反映して借入金でもって資金調達をする、一定部分は皆様されているわけでございますので、そういう差が出ているということをございます。

借入金というのは、総額自体はむしろ制度資金を積極的に借りても借入金負担は増大するというかには結びつかない、そういう数字でございます。○風間昶君 じかには結びつかないけれども、当然結びついているわけですよ。そう考えるのが普段の数字からはそういう制度資金の活用についての普及が十分であったかどうかということはじかには結びつかない、そういう数字でございます。

○風間昶君 この数字から私はそういう制度資金の活用についての普及が十分であったかどうかということはどうかには結びつかない、そういう数字でございます。したがいまして、この数字から私はそういう制度資金の活用についての普及が十分であったかどうかということはどうかには結びつかない、そういう数字でございます。

○説明員(中須英雄君) それぞれ何と申しましょうか、今申しました全国で言えば一千百十九万二千円、北海道で言えば二千五百二十三万六千円というのには、内訳といふかどういう資金を借りているかという内容があるわけでございます。

たいまの北海道の二千五百二十三万六千円をベースにいたしましてその内訳を若干御紹介申し上げますと、まず第一に財政資金、これは農林漁業金融公庫資金であるとか、そういう財政が支援をして資金を出して行っております低利政策資金でございますが、これが一千四百五十九万七千円、それから第二として農協の系統資金、これが七百七十一万一千円、それから最後にその他といふことで、銀行とかそういうことでございましょうが、百五十万七千円ということで、多分かなりの政策的な低利資金という財政資金が相当のウエートを北海道においても占めているわけでございます。

○風間昶君 いすれにしても、この負債の問題とこれは我が国のゆとりある酪農・畜産発展のためにには避けて通れない、本当に初めから、親の代

から借金、ある人によつてはもつたままやつているという状況があるわけです。そういう意味でしっかりとこの部分の治療をやっていかないと大変な目に私は遭うんじやないかというふうに思つかりとこの部分の治療をやっていかないと

いるわけですので、どうか本当にきめ細かい、ただ単に文書で、ファックス用紙で指導をするという部分ではなくて、現場に行つてきちっと伝えていてもらつて資金調達をする、一定部分は皆様されていいるわけでございますので、そういう差が出ているということをございます。

次に、酪農家の所得の水準について、先ほども社会党の皆野さんの方からも資料の部分でありますたが、私も同じ資料を使わせていただきて、北海道の一万四千戸近くある酪農家のうちの中規模酪農家百三十戸に対する調査で、一戸当たりの所得の推移を見てまいりますと、平成元年で九百九十万、二年で八百一十七万、三年で六百九十六万、四年で少し上がって七百八十万というデータがあるわけでありますけれども、この所得水準についての全国的な調査はされていらっしゃるんでしょうが。データがもしあればぜひ示していただきたい

というふうに思います。

○説明員(中須英雄君) 先ほども御説明申し上げましたとおり、これは北海道の農協中央会の方で、農協の貯金のいわゆる組合員勘定というふうに言われておりますが、その数字の出し入れと申しますよ、か、現金収支ベースのものをまとめたものでございまして、これはこれで一つの資料ということがあります。私どもはこういったベース

の年は生産費調査の期間ということで、前年の七月から当年の六月まで、ちょうど半年であります。その間のものである。四年はその調査の期間がさらに若干ずれておりまして、前年九月から

当年八月末まで、こういう数字でございます。○風間昶君 じゃ、所得水準は余り減少してない、大体一千万近くずつとこの数年確保されているところです。ただし、だいま私は各年を申しましたが、この年は生産費調査の期間ということで、前年の七月から当年の六月まで、ちょうど半年であります。その間のものである。四年はその調査の期間がさらに若干ずれておりまして、前年九月から当年八月末まで、こういう数字でございます。

○説明員(中須英雄君) 北海道で各年で申し上げますと、昭和六十三年八百八万二千円、平成元年九百三十四万一千円、平成二年一千三十三万七千円、三年九百六万ちょうど、四年九百六十万一千円、こういう数字でございます。

ただし、だいま私は各年を申しましたが、この年は生産費調査の期間ということで、前年の七月から当年の六月まで、ちょうど半年であります。その間のものである。四年はその調査の期間がさらに若干ずれておりまして、前年九月から当年八月末まで、こういう数字でございます。

○説明員(中須英雄君) ただいまの数字を各年の増減という形で見ていただきますと、六十三年を

ベースにいたしますと、平成元年は一五・六%となりますが、一番端的なのは生産費調査、これに基づいておりません。私どもが全国ベースあるいは北海道ベースで所得の状況を見るということになりますと、一端的なのは生産費調査、これに基づいて所得の推移というようなことを一つのデータとして持つておるわけでございます。

○風間昶君 ですから、先ほどもそれを伺いました。現金収支ベースのデータを出してみたらいかがでしょうか。そうすると大変なことがおわかりになります。そのねれ子価格が急落いたしまして、三

年、二年が最高水準になつたわけでございます。そして、二年はそこからさらに一〇・七%伸び

うことはないと思うんですけれども。○説明員(中須英雄君) 現在行つております生産費調査というのは、家計とかそういうものは完全に分離いたしまして、一つの経済単位としての酪農経営というものを引き出して、その酪農経営と大きく違つて、現場に行つてきちっと伝えていく

もつて資金調達をする、一定部分は皆様されていいるわけでございますので、そういう差が出ているということをございます。

○説明員(中須英雄君) 私の説明が十分でなくて恐縮でございますが、この数字 자체は北海道と全国平均の規模の差、つまりそもそも投資額自体がかなり違つて、そのことを反映して借入金で借りてもかなり違つて、現場に行つてきちっと伝えていく

もつて資金調達をする、一定部分は皆様されていいるわけでございますので、そういう差が出ているということをございます。

○説明員(中須英雄君) 私の説明が十分でなくて恐縮でございますが、この数字 자체は北海道と全国平均の規模の差、つまりそもそも投資額自体がかなり違つて、現場に行つてきちっと伝えていく

落ち込みました。それが四年の段階ではやや持ち

千トン、四・五ヶ月分といふことになります。

いく、こういうことが基本的な対応になるのでは

も、専従者一人当たりの年間の労働時間も一千八

直して六%の増で九百六十万一千円になつた
んな数字でござります。

○風間水春 じゃ 四・五ヶ月分今現在余って
るわけですね。

ないかなど思つております

百一十七時間になっているというのを私は見まして、生活大国を目指す一つとしての時短が課題の

○風間栄君 いや、平成五年度の見通しはどうなんですか。
○説明員(中須勇雄君) これは所得の推移でござりますので、見込みというふうなものは一切行つておりますません。
○風間栄君 わかりました。
これは私ちょっと勉強不足なので、もう少ししっかり検討してからもう一遍伺いたいと思いま
す。

○説明員(中須英雄君) 通常どの辺が適切かといふことはございますが、二カ月程度を適正在庫と考えますと、二・五ヶ月分適正在庫を超えるものがある、こういうことでござります。

○風間哲君(じや) 二・五ヶ月分オーバーになつてゐるにもかかわらずまた輸入するつもりなんでしょうか。

○説明員(中須英雄君) 輸入につきましては、私ども、バターとか脱脂粉乳、基幹的乳製品と呼んでおります。

ないんです。北海道で言いますとスーパーでは個で五百十円とか、一つ二百二十グラムのときしか余り買わない。そのときまとめて買はるんですけども、それはそれとしまして、テレビでは余りそのPRを見たことないんですけども、やっぱり消費者あつての生産者であり、生産者あつての消費者なんですから、その辺をきちっともう少し使える方法はないか。単にメディアに乗せていくということじゃなくて、これは日本人の今の食

今日、自分のお父さんはこれ以上規模拡大をしないでといった声、あるいは小学生が月に一回週休二日、第二土曜日ですか、そういう時代に休みがないで、それなりの酪農を継ぐという人は出てこないんだといふうに思うわけですよね。労働者一人当たりの年平均労働時間二千二十三時間との格差が広がっているわけであります。酪農専従者一人当たりの年間労働時間二千八百二十七時間、単純に計算しますと一日約八時間弱ですが、の労働になる

乳製品のことについて伺いたいと思います。平成三年度の乳製品の輸入総量は、畜産振興事業団の畜産情報から見ますと、総量四十四万七千トン、特にバターの輸入量は平成二年の九千百トンが翌年倍の一八万一千七百トン輸入しておりますね。これは間違いありませんか。

○説明員（中須英雄君） ちょっとと申しわけございません。ただいま手元に持っておりませんので、しばらくお待ちいただきたいたいと思います。

（風間也吉見よます。）（音斗三郎）

ておりますか、これらについては畜産振興事業局の一元輸入の制度のもとにありますて、国産の供給のみでは不足をするという事態になつて初めて初めて畜産振興事業局が輸入をして、市場に放出して需要にこたえる、こういう仕組みでございます。したがいまして、今申しましたように例えばバターについて通常在庫をかなり超える数量の在庫がある、こういう状況のもとでは、少なくともこういう状況が、どの辺があれかは別にいたしまして、当時学者として、限りなくするところ、うような

ニースといいまして、この辺のフレームもある
と思いますので、ただ単に数字あるいはPRだけ
ではなくて、その辺のところも考えていただきた
いというふうに思うわけですけれども、具体的に
そのPRあるいは具体的な方法がほかにございま
すか。

わけですけれども、実際は朝早くから晩まで働いているわけで、もっと実労働時間は平均的にも多いのではないかというふうに思っているんですけどね。れども、いかがですか。

○説明員(中須勇雄君)　ただいまお話しございましたとおり、私どもの農家経済調査で把握しております労働時間は、専從者当たりで言いますと一千八百数十時間、自家農業就業者一人当たりで割りますと二千五百四十四時間、こういうような水

○風間文春 見せますか（資料を示す）
○説明員（中須英雄君） ただいまの御指摘の数字
のとおりでござります。

○風間抱君：いや、その二・五ヶ月分オーバーの部分の、先ほどもお話が出ておりましたが、一方で消費を拡大していく具体的な方法は考えていらっしゃるんですか、どうですか。

特にバターにつきましては、日本国内での総消費量のうち家庭用バターというのは三〇%強ぐらいでござります。その他の大部分は原料用バターでございまして、いわゆるお菓子とかそういうとあるのかどうかがござると確信を持つてこうだとなかなか申し上げられるものがございません。

ただ、これは一定の約束事に従いまして労働時間というものを各対象農家に記帳していただきまして、それを集計したものということございまして、本当のところその実感はどういう形になつてゐるか、私自身も的確にお答えする余裕がございません。ただ、もちろん

れども、新聞によれば、三ヵ月分もオーバーして、五・一ヵ月分在庫があるというふうに言われて、るんですけど、これも間違いないんですね。

○説明員(中須勇雄君) 先ほど申しましたように、ことしの一月現在で脱脂粉乳については五万トンの在庫があって、それは約二・八ヵ月分という状

○説明員(中須勇雄君) バターにつきましては昨年十月以降どうも需給緩和だと、こういう中で家庭用バターにつきましてテレビでのコマーシャル等を通じまして消費拡大を行つとかいろいろ努力を続けております。ただ、それによつてこれが力の在庫を一挙に解消するというわけにはなかなか

ところで原料に使われる。そういうことになりますと、非常に大きな問題でございますが、景気の回復とかそういう「フォロー」の風が大きくなり吹いていた。だく」ということが何よりも手つ取り早い決め手だと、こういうことではないかと思います。

だからどうこうと云うわけではございませんが、酪農に限らず農業の労働時間というのは、例えれば都会のサラリーマンと比べた場合には通勤時間というものが基本的でない、あるいは極めて少ない、そういうような優位性も逆にあるわけでございます。

○風間栄君 いや、余つてはいるわけですね、一・八ヶ月分。脱脂粉乳という今お話をありましたけれども、バターのことなんですか。

○説明員(中須勇雄君) バターについては三万三千

かまいらないわけでございまして、それだけの在庫がある。これを徐々に市場で使っていく、そういう形に見合って国内生産を行っていく、そういう形の中では無理なく、まあ若干のきしみは出てきてしまふわけでございますが、在庫を徐々に少なくして

今度はまた話が変わりますけれども、労働時間の問題でございますが、酪農家の年間総労働時間というのは、規模拡大をすることで頭数はふえるわ、搾らなきやならないわということで、農水省の統計でも明らかであるわけでありますけれど

しかし、それにしても、やはり現在の醜態の半効時間というものは相当程度過重などころに来ていて、これを減らしていくかないと、先ほど先生御指摘のとおり、後継者自身が残つてくれないといふか、若い人がこれでは後を継ぎうるという気持ち

ならないのではないかと、そういうふうに感じて、これを改善していくというのが今後の酪農の大きな課題だというふうに受けとめているわけでござります。

○風間介君　そこまではたれでも接待するわけですか。
すよ。だから、どう減らすかというその指導をしていくのが私は農水省の役割の一つではないかと
いうふうに思う。それであってこそ初めて、激励
の指導の手を伸べてこそ人材は育つしていくのが世
の中の道理であるというふうに思うわけです。
私も病院に勤めていて、手術患者さんがおりま
すと通常の八時間勤務では済まないわけで、週三
回脊椎の手術をやりますと、一回の手術で一日長
い方で十三時間から十四時間かかるわけです。そ
うするとどこかで穴埋めするわけですね。例え
ば年休だとあるいは所得の保障があるわけです

そういう意味で、大変な状況を減らす努力をしてまいりたいということであるならば、その具体的な道筋をつけていくべく指導、例えば所得の保障をきつちりするとか、単純に考えて。そういう点はどうですか、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○説明員(中須勇雄君) 私どもが行っています生産費調査の中で、労働時間の内容を分析ということのか、したものがござります。酪農の場合、こういうふうに労働時間が多い中でも一番大きなのが家畜の飼養管理、中でも搾乳とかそういうものの時間が大変大きな割合を占めているわけでございます。したがいまして、労働時間の問題といふのは、基本的にもちろん所得の問題と関連いたしますが、同時に、よほど手厚い助成をすれば確かにあります、ある程度の頭数がないければ所得が増加しない。しかし、頭数がふえれば労働時間がこえてしまいます。

そこで、頭数がふえても労働時間がふえないあるいは新しい技術だとかそういうものを導入していくといふことがどうしても決め手になるくるんじゃないかな。ただ、それも今度はまたそれが多額

の投資を伴うのであれば、またさんざん議論が出ておりますが負債の問題にもつながりかねない。そういうふうなことで、私ども一つの考え方として、フリーストール・ミルキングペーラー方式、これに限るわけではございませんが、画期的な撲乳時間の削減を可能にする技術というふうに言われております。これが我が国でもごくわずかでござりますが二%ぐらいの酪農家で今普及に入っています。これはヨーロッパではもう五割以上の酪農家が大体そういうものを使っているというふうに聞いております。ただ、現在の段階では、そういうものを導入された農家の方々に聞きましたが、一つは投資額が非常に大きいという問題と、もう一つは、必ずしも絵にかいたようにうまくいくわけではない。

そういう意味で、我が国の技術水準というか風土というか、それに合った、外国のものを基本は入れるにしても、いろいろそのノウハウを積み重ねて我が国に合ったものにする、そしてできるだけ低コストでそれができるようになります。そういうふうに調べまして、一定の成果を得たら順次そういう研究を、今補助事業等を行いまして、展示的にそういうことを平成五年度から実施いたしまして、どういうものが農家段階に普及して問題がないのか調べまして、一定の成果を得たら順次そういうものを普及していく、そんなことも一つの手段として考えておられます。

○風間赳君 モデル地域を選択してやつていらっしゃるように受けとめられましたが、ミルクバラーワ式ですか、そういったハードの投資、それを日本のこれまでの中にそのまま持ち込むといふのはちょっと安易ではないかというふうに思うわけあります。何にも具体的なバックグラウンドはありませんけれども、単純に考えて、今までやってきたのが大変戦しいから、そういう投資をする地域を選んで、いわばやや短期的な結果を見えて導入を広げる広げないという、規模拡大につなげていくくというふうにも受けとめさせていただいたわけですけれども、むしろハードの部分でなくたわけだけならこれだけお金欲しいと

いう、これは生活者の立場に立てばその思いにならぬか、どうですか。

○説明員（中須勇雄君） 北海道は加工原料乳地帯でございまして、加工原料乳については、基本的に乳業メーカーが買入れる基準取引価格と政府が補給金として交付する不足払いの額、合わせて保証価格水準になるわけでございますが、それが乳価を事実上決めているわけでございます。したがいまして、乳価というものを毎年算定するわけでございますが、その際、言ってみれば一定の国民の税金でもって酪農振興のためにそういう支出をするという考え方でございます。

どういうような水準が妥当かというような議論がさまざまあるわけでございますが、そういう点に関しては、午前中来お話し申し上げておりますように、私どもとしては、飼養管理労働費につきまして、時間当たり単価を同じ北海道におきます製造業五人以上規模の平均労賃というもので評価をすると、こういうことを現在しておりますので、現状ではそれが妥当なものだというふうに考えておられるわけでございます。

○風間純君 今のお話にも関連するんですが、要するに北海道の酪農家は一生懸命頑張つていいものをつけているわけです。例えば、一戸当たりの成牛飼養頭数だってアメリカ、オランダに比べても遜色はないわけで、昭和四十五年から平成二年までの二十年間でどのくらい規模拡大になつたかという倍率にしたつて、アメリカの一・三倍、オランダの一・五倍、EC十カ国の一・三倍に対しても北海道は四・五倍、非常に北海道の酪農というのは短期間に急速な規模拡大をしてきたことはもう御承知のとおりでございます。

搾乳一頭当たりの乳量にしたつてアメリカ、オランダと比べても遜色はないわけですし、一頭当たりの脂肪生産量だって北海道はオランダ、アメリカとはほぼ同じ、二百五十から二百五十五キログラムぐらいいっているわけですよ。生き物が相手だから休みもとれない中で経営努力をしているにもかかわらず所得が上がらないというのは本当に

大変なことなわけです。

この点について、牛肉の自由化による採算悪化に配慮して今年度限り、四年度限りの条件つきで四十八億円の酪農経営安定等緊急特別対策が決まりたわけですけれども、これはウルグアイ・ラウンドへの配慮から、乳価の据え置きまでが限度であるという判断から農水省が別格で実質的に二円のキロ当たり値上げを認めたものと言つてもいいんじゃないかというふうに思います。

この点に関しては農水省は、牛肉の自由化に伴う経営困難を克服していくための一時的な措置である、恒常的な助成ではないというふうに先ほどもお話ししております。政務次官もそのようにお話をされたかと思いますが、五年度以降の廃止をうかがっているよう聞いておったんですけども、酪農家の健全な経営ができるよう、緊急特別対策ではなくて、つけ焼き刃のことじやなくて、ポスト酪農経営安定対策のような農業所得確保の対策を講ずるお考えはないのか、政務次官にお聞きしたいと思います。

○説明員（中須勇雄君） その点については午前中御説明申し上げましたが、保証基準価格あるいは限度数量等について具体的な試算値をまだ調整中という段階でございます。その試算値を提示し、最終的に価格なり限度数量を決定する際にはそれらを補完するというか、それらの措置と一体となつて酪農を守っていく、発展させていくという上で必要な対策、可能な対策というのもまとめたいと思っておりますが、率直に言つて現段階では、個別のこういう事業、あいう事業についてどうだこうだというふうに申すだけの話が詰まっていますから、こういう状況でございますので、御容赦願いたいと思います。

○風間潤君 納得しないですよ。だからこそ、こうやって大事な農水委員会が開かれているんだといふに私は理解しておるわけです。また、それが獲得し得るために、きょうも何人かの酪農家の方々がいらっしゃるわけです。ですから、方々がいらっしゃるわけです。ですから、

そういう意味で、今お話しできる状態じゃないとかなんとかではなくて、やっぱり本当に腹の底から、保護していくとこういうふうになりますよ。

今この状況で政府が頑張っているという姿勢を本当に働く者に与えていっていただきたいというふうに思うわけです。そういう意味で、政務次官、ぜひお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(須藤良太郎君) 御要請はよく承って、できるだけの努力をいたしたいと思います。

○風間昶君 農水大臣も同じことですか。いや、一蓮托生で同じ御意見なんですね。失礼な言い方をいたしましたが、申しわけございません。

時間がちょっと余っていますけれども、私はこれまで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○林紀子君 私は、まず、乳価について質問したいと思います。

牛肉の自由化、低乳価政策で酪農生産基盤は弱体化しています。酪農経営は改善しているのかと況だと思うわけです。先ほど菅野委員が資料として配られました北農中央会の百三十戸の調査結果ですね。私も、北農中央会の皆様からお話を伺いました。この資料も見せていただいたわけです。

借入金の残高の推移というのは、平成四年度利償還後の余剰額の推移というのは、平成四年度は少し赤字が減つてはいるということにはなっておりますけれども、しかしそれを積み増した総額の借入金の額というのは平成四年度でも三年度に比べましてふえているという状況が示されておりますし、先ほどから盛んに個体価格、特にねれ子といふのは横ばい状態だというお話をありますけれども、しかしそれも輸入自由化が決定された六十三年度の額までは到底戻っているというようななことではないと思うわけですね。

私は昨年の十月に北海道の別海町、ここは酪農の理想郷をつくるということで一九七三年から八年まで十年間、九百三十五億円を投入して新酪農建設事業というのが行われたところだという

ことですが、ここに行つて直接酪農家の方たちか

にお話を聞いてまいりました。

そのおうちには今乳牛を七十二頭飼つている。

年四百二十トンの乳量、草地を含めて七十六ヘクタールの耕地がある。借金は一億円ある。実はこれはもともとお兄さんが入植してやっていたのだけれども、とうとうやり切れなくて借金を苦にして自殺をなさった。そのため自分以後を継いでやっているのだというお話でしたけれども、利子も含めて一千万円返済をしている。毎年毎年。牛肉自由化で個体販売も暴落して、販売するものはすべて安くなっている。四百万円の減収になつたそこで、乳量を上げるために頭数をふやし規模拡大して借金を返すしか方法がない、こういうふうに言つていいわけですね。

そして三千万円をかけて、ステールサイロをつくったけれども、このサイロの維持のために年間百万円もかかるから、結局三千万円も投入してつくったステールサイロは現在使わずにロールバックを使っている。そして年一千万円を返済していると言いましたけれども、これは金利分だけで、元金は返せない。三・五%の大畜産資金に乗りかえても、それでも元金を返すことができないといふんです。そして生活費は、農協から現金を手にするわけですから、家族七人、夫婦と子供四人、祖母、その七人で月わずか十六万円だといふんです。そして働いているのは、夫婦二人で朝五時から夜八時ごろまで働きづめだ。

このお話を私は忙しい牛舎のそばで立ち話で聞いたわけですが、もう本当に何と言つていいか声が出ない。本当に涙が出てきてしまつたわけです。

こういう状況はこのおうちだけがといつたら決してそうではないわけですね。別海町の美原地区で去年の八月に北海道酪農協会が調査をした、その調査報告書というのを私は現地でいただきました。八十戸の美原地区、乳牛の個体価格の下落によることだらうと思います。

ただ、加工原料乳の保証価格なりあるいは限度数量については、長いこの制度運営の中で確立されてきた一定のルールがございます。やはり基本

なつた。

借入金の残金は一億円強、売上高負債率という

のは二〇〇%以上、毎年元利償還額が一千万円の経営では生活費が捻出できない。生活費が捻出できなんですね。これは八十戸のうち五十戸がそ

ういう状況だといふんです。しかも労働は休日がとれない。夫婦どちらか一人が倒れるとなつまち経営は破綻に追い込まれる。子供に家族旅行の楽しい思い出をつくりてやりたいが、それもできないで親として本当に情けない。

これらのことから、所得確保のための規模拡大は、再び負債の増大を招くことになるとともに、労働力的にも限界がある。多くの若い後継者に夢と希望のある酪農を確立するためにも、今何らかの対策を講じなければ地域の崩壊を招くことになると酪農協会の調査は結論づけています。

こういう実態を見るにつけて、今回のこの加工原料乳価の問題、これはもう引き上げしかない。引き下げなんかとんでもないことですけれども、据え置きというのもやはりこれは実情に合わないと思つんですね。引き上げしかない。そして限度数量はぜひふやしてほしい。

そのほか、所得確保を図るためにどういうふうにしたらいいかと、いうお考えがあればどうしてもお聞きしたいと思います。

○説明員(中須勇雄君) 明年度の加工原料乳保証基準価格あるいはその限度数量につきましては、本来、本日の畜産振興審議会の酪農部会に試算値を提出する予定でございましたが、内部での調整がおくれ、いまだ審議会の方に提出する段階までに至つておりません。そのために、その内容を含めてここで私からお話を申し上げることができない、その点はおわび申し上げ、御勘弁をいたさ

うことだらうと思います。

しかし一方、ただいまお話をございましたが、急速に規模拡大を進めてまいりました北海道の酪農の中では、酪農経営の一部に借金の重圧というか、元利償還というものがスムーズにできないと

いうことで多くの問題を抱えている農家がある、そのこと自体は私どもも否定しないわけでございまます。ただ、その農家に絞つて、その農家に対する乳価、加工原料乳の保証価格を決めるということは制度的にはできないわけでございまして、価格はルールに従つて決めて、そういう農家を救つていくのか、そういうよつた別途の議論が必要なのではないか、そういうふうに考えているわけでございます。

○林紀子君 今、審議会入りできないということと、農業協同組合の調査は結論づけています。こういう実態を見るにつけて、今回のこの加工原料乳価の問題、これはもう引き上げしかない。引き下げなんかとんでもないことですけれども、据え置きというのもやはりこれは実情に合わないと思つんですね。引き上げしかない。そして限度数量はぜひふやしてほしい。

そのものがいかに酪農家の方たちが大変な状況に置かれているかという、その何よりの証拠なんだから始まる予定ですね。本来ならば十時半にやないかと思うわけですね。これまで十時半に言っておられるわけですから、當農計画というのには三%の伸びで組んだということを聞きました。ところが、中央酪農会議では需給が緩和しているという理由でわざか〇・九%の伸びということでござります。したがつて、来年度の生乳需給下方修正した。こういう中で今の需給関係から乳製品を輸入する。こういう状況にはなつていよいと思うわけです。したがつて、来年度の生乳需給表では特定乳製品の輸入枠、こういうものは設定すべきではないと思いますけれども、どうでしょうか。そして、在庫の解消、これは需給調整をどのようにやっていくつもりかというのもあわせてお伺いいたします。

○説明員(中須勇雄君) ただいまお話を申し上げましたとおり、加工原料乳の保証価格と限度数量、実はこの限度数量を算定するに当たりましては、生乳の需給計画というものを参考資料としてつくりまして、その需給計画に基づいて、これが限度

数量の適正な数字でござりますと、こういう説明書を審議会で、これが從来からのやり方でござります。そういう意味で、限度数量を含めてまだ具体的な項目について今の段階で私から申し上げることはお許しをいただきたいと思ひます。

たな 生乳の需給状況につきましては、私ども
従来から、昨年、それまでの逼迫基調から緩和基調へ
調に大きく転換をした、そしてことし一月段階での
乳製品の在庫量を見てもかなり顕著な緩和傾向で
あると、こういうことを申しております。

今現在の状況で、もちろん何か基幹的乳製品について輸入をするとか、そういう状況はないと言ふまでもございません。ただ、実際の輸入、それは具体的な需給というのをそのときそのときでもって判断して、それが必要なのか必要ではないのかということを決めるということをございまして、例えは今の時点でどうかと聞かれれば、今の時点ではそういうことは到底考えられる環境ではない、そういうようなことは申し上げられる状況でございます。私どもとしましては、需給計画をさらに詰めて、余り時間をかけずに皆様方にお示しできるように努力をしていきたいと思います。

○林紀子君 生乳の消費拡大ということでは、先ほど来飲用乳の消費量というのが非常に伸び悩んでいる、ほとんどゼロ成長だというお話をあつたわけですねけれども、私の住んでる広島市ではいまいきに保育所にニュージーランド産の脱脂粉乳というのを飲ませているわけですね。三歳児以下の子供は牛乳を飲んでるけれども、三歳児以上の子供たちには脱脂粉乳だということなんです。それで、保母さんやお母さんたちから、ぜひ牛乳を飲ませてほしいという大変強い要望が出ておりま

そこで、厚生省にお伺いしたいのですけれども、全国の保育所で飲用している脱脂粉乳の実態といふのがどういうふうになつてゐるか、保育所数そして輸入数量、そしてこの輸入数量をどういう

どうに決めていくのがどう」とも一緒にお答えいただきたいと思います。

○説明員(島嶋彰君) 平成四年度におきます保育所における脱脂粉乳の使用状況でござりますけれども、全国で約二万四千の保育所がございますが、そのうちの約半分の一万三千の保育所で脱脂粉乳を使用しております。

なお、過去の推移を見ますと、昭和五十五年には一万五千カ所、当時の保育所の約七割の保育所においておきまして脱脂粉乳を使用しておりましたが、このときがピークでございまして、その後年々使用保育所数がどんどん減ってまいりまして、現在一万三千カ所、全体の保育所の約半分という状況でございます。

豚脂粉料の輸入量は平成四年度におきまして一千五百トンでござります。これも昭和五十五年がピークでございまして、当時は四千二百トンでございましたが、これも年々減少してまいりました。現在二千五百トンということでございます。

財團料亭の輸入量は、一九三〇年から一九三一年にかけて、年々増加の一途を辿り、一九三一年度は前年比約二割増となりました。たつては通産大臣の許可を必要といたしますので、厚生省におきまして各都道府県を通じて各保育所における希望量を調査いたしまして輸入量を

決めておるというが現在の状況でござります。
○林紀子君 全国の保育所の二万四千のうち一万三千の保育所でまだ脱脂粉乳を飲んでいるといふ

ことですね。これがもし牛乳を飲ませるといううとにになりましたら、その消費拡大というのは随分大きな量になるのではないかと思うわけです。

厚生省は昭和三十八年にこの脱脂粉乳についての通達というのを出しているということですけれども、三十八年当時は随分食料をめぐる状況と

いうのも通っているわけですからともう管理者に対しても脱脂粉乳を使うようにこの通達もとに現在も指導しているのかどうかというのを聞かせてください。

○説明員(宮島彰君) 保育所におきまして脱脂粉乳を使うのかあるいは牛乳を使うのかというのには、個々の保育所の判断にゆだねておりますて、脱脂

○林紀子君 そこで、農水省にお聞きしたいのですが、脱脂粉乳の使用を強制しているということはございません。先ほどの脱脂粉乳の使用実態から見ましても、そういう状況が御理解いただけるんではないか、というふうに思います。
それとも、広島市の父母や先生やそれから子供たちも脱脂粉乳を飲むとまずいと言ふんだそうですが、どうしてこの脱脂粉乳から牛乳に切りかえられないのか。
その一番大きな理由というのは財源問題になるわけですね。経費のかからない脱脂粉乳の方を飲ませようということになつてしまふ。ですからこうした保育所などへの牛乳の消費拡大のための助成措置というのがありましたら、これは脱脂粉乳から牛乳に切りかえる大きなポイントになると思うわけですね。保育所やそれから福祉施設に対してもこのような助成措置があるというふう伺っておりますが、その内容を御説明いただきたいと思います。
○説明員(中須勇雄君) 私ども、御承知のとおり小中学校におきます児童に対する学校給食に対して助成措置を講じて、牛乳の飲用促進といふか、こういうことをずっと続けてまいりました。
国費によってそういう措置を実施しておるわけでございますが、さらにそれを補完する措置といなしまして、幼児等の健康の保持増進に資するとともに、牛乳飲用習慣の定着を通じた牛乳の消費拡大を図る。同時に、それが酪農業の発展にもなるということで、保育所、幼稚園、あるいは老人ホームにおいて飲用牛乳促進奨励交付事業といふものを全国牛乳普及協会が実施しております。これは、具体的にこういう施設におきまして飲用牛乳を供給していただく場合に、二三百cc当たり二円九十銭を助成すると、こういう形でございます。
こういうものを御希望になる場合には、各県の牛乳普及協会の方にお申し出をいただければ十分検討し得るというふうに思っております。
○林紀子君 二円十九銭というお話を聞きました、確かに補助がこれだけでもあれば助かるわけですが、どうしてこの脱脂粉乳から牛乳に切りかえられないのか。

けれども、実は脱脂粉乳は百五十五円当たりに直して十円で、牛乳になると四十五円というのは、ちょっとこれは高目に見積もっていると思うんですね。ですから、一円九十銭、ないよりはいいといふことは言えるわけすけれども、これをもうちょっと引き上げていただくという、消費拡大ということも含めましてそれは考えられないんでしょか。

○説明員(中須勇雄君) 学校給食用の牛乳の供給促進事業自体つきましても実は長い歴史はあるわけでございますが、その補助額というのは、いろいろ補助のシステム自体も変更してございますが、基本的には大きな流れとして額を次第に縮減するという流れの中にございます。もちろんそれは多ければ多いにこしたことはないわけございまますが、やはり限られた財源の中でできるだけ多くの方々にということで現在こういう助成額を設定しておりますし、率直に申しましてこれの単価を上げるというのは大変難しい、そういう状況にござります。

○林紀子君 今、酪農家も大変だし、脱脂粉乳を飲んでいる子供たちもこれじゃなくて牛乳を飲みたいと言つているわけですから、消費者、生産者両方にプラスになる制度なわけですね。ですから、それをもう一度お考へいただきたい、ということをぜひお願いしたいと思います。

厚生省に来ていただいているので、もう一点お伺いしたいんですが、乳等省令といふものを改正するということについて、「酪農事情」というパンフレットの九三年三月号、抜本改正を四十二年ぶりにする、検討会を三月にも設置するという報道をされておりますけれども、こういう事実があるのでしょか。

○説明員(伊藤蓮太郎君) お答え申し上げます。

乳等省令は、食品衛生法に基づきまして、牛乳、乳製品の衛生を確保するという観点から制定されております省令でありまして、それぞれの時代の

科学技術の水準の向上でありますとか、あるいは食品の流通実態などを踏まえて所要の改正をこなしておるが、現行の乳等省令につきましては、この中で定められている検査法の中に科学技術の進展に対応しないものもあるというようなことから、見直しの必要性の有無を含めまして今後検討していくということにしておる状況であります。

○林紀子君　まだ検討の前の検討というか、その辺だということなんだとと思うんですけれども、酪農という観点から考えましたら、生乳の乳脂肪率、これも検討課題の一つだというふうに聞いておるわけですが、私は昨年、一昨年の畜産の集中審議の中でも、現行の乳脂肪分三・五%、それから体細胞の三十万以下ですか、こういうものは本当に酪農家に大変な負担をかけている、しかも、これを今ペナルティーという形でお金の部分でも負担をかけているという状況になつてゐるわけですから、ども、この乳脂肪率三・五%などということが乳等省令ではつきりと定められるということになりますしたら、またまたこれは大きな酪農家に対して負担になると思うのですね。

ですから、農家の実態というのもよく調査をして、それも勘案した上でこの改正というのをやるならやつてほしいということをぜひ希望しておきたいと思います。

○説明員(伊藤蓮太郎君)　牛乳について、今ちょっと前段で御説明をさせていただきましたように、乳等省令の中に、牛乳でありますとかあるいは脱脂粉乳でありますとか、そういう牛乳・乳製品の成分規格というのが決められております。これらは食品衛生の観点から決めておるわけでありますて、現行の牛乳について申し上げれば、乳脂肪分は三%以上、無脂乳固形分は八・〇%以上というふうに定めているところであります。

牛乳の乳脂肪分等の成規格、これについては、生乳の品質の実態でありますとかあるいは学識者の意見を聞きながら、食品衛生の観点から改正をおこなうことが必要であれば改正するというふうに定めています。

○林紀子君 次に、豚肉の対策についてお伺いしたいと思います。

真空包装などの技術進歩で、生鮮物の豚肉輸入が急増しております。それに引きかえ国内の養豚農家は年率一七%の割合で激減している。これ以上輸入量をふやしましらます大変なことになると思います。

ところが、昨年の十月に来日をいたしましたフランスの全国養豚関連産業連盟の会長、この方がこういうふうにおっしゃつてあるわけですね。「日本のE.C.に対する輸出過剰で貿易不均衡が生じているといわれているが、その不均衡を均衡にするためには、我々の努力が必要である。貿易不均衡を解消するために、我々が、これはフランスですね、「日本に提供できる最良の輸出品は、農畜産食料品ではないかと考えている」と、フランスの養豚視察団がこのように述べているということなんですねけれども、豚肉の差額関税制度というのを堅持して養豚農家というのを守るべきだと思うますが、いかがですか。

○説明員(中須勇君) 豚肉の差額関税制度につきましては、基準輸入価格と安定帯の中心価格とを連動した一定価格以下の低価格の豚肉の輸入を抑制する。一方で、一定価格以上の豚肉については国内価格が高い場合に容易に輸入されてくる。こういうことで国内養豚の保護と円滑な輸入を両立させる、そういう形でこういう制度がとられてるわけでございます。

ただ、この制度につきましては、ウルグアイラウンドの交渉におきまして、いわゆる包括合意案の中では、包括的関税化ということがうたわれているわけですが、その包括的関税化の中でこの差額関税のような制度も関税化すべきであるというのが各国の立場でございます。私どもは、もともと包括的関税化ということに異議ありといふ立場でございます。この豚肉の差額関税制度についても、関係各国の理解を求めるべく努力をしているところでございますが、今後とも引き続

き最大限の努力を続けていきたい。こういうふうに思つております。

○林紀子君 そして、伝染病のおそれがあるとして禁止してきたフランス、ドイツから豚肉の輸入を五月にも解禁する、引き続きベルギー、ポーランドについても順次解禁するというふうな報道もされているわけですが、EC内のイタリアでは、口蹄疫というのですか、伝染病が発生して輸出禁止の措置がとられているということです。安全性に不安のある輸入の解禁はすべきではないと思いますし、またこの安全性の問題からも、国産の豚肉の消費拡大のためにも、輸入の鶏肉と同様に輸入の豚肉についても原産国表示というのを行つよう指導を強めればと思ひますけれども、どのように指導なさつてあるのでしょうか。

○説明員(中須英雄君) まず、動物検疫の問題に關しましては、もちろん海外からの悪性の家畜の伝染性疾病的侵入を防止する、私どもの重要な仕事でございます。特に、悪性家畜伝染病でございまます口蹄疫、牛痘、アフリカ豚コレラについては、これらの疾病が発生する等衛生上の問題のある地域からの豚肉を初めとする偶蹄類の動物、さらにはその肉加工品等の輸入を禁止しているわけでござります。

フランス及びドイツの両国につきましては、悪性家畜伝染病、ただいま申しました三つの病気につきましては発生は報告されておりません。しかし、従来これらの国では口蹄疫のワクチンの接種が行われておりました。このために、豚肉を含めた偶蹄類の動物の肉については輸入を禁止してきたところであります。これらの両国からは、一九九〇年四月をもつて口蹄疫のワクチン接種を全面的に廃止したということで、ぜひ解禁するようなどいう要請が来ているのは事実でございます。私ども、両国の家畜専門家間で家畜衛生上の意見交換を行つ、昨年の十二月には当方の専門家を派遣して相手国の家畜衛生事情調査を行つております。その後も資料の提供等を求めているわけでございますが、そうした一定の段階で取りまとめを行

まして、口蹄疫ワクチン接種が廃止された後の西の國家畜衛生状況を判断する、こういうことにないわけでございますが、現段階においていつ解禁される。消費者に対して国産物、輸入物の適切な選択の機会を与えるという意味からも極めて重要なことであります。小売段階で輸入牛肉については輸入物であるという旨を表示を明らかにして販売する。また、そういうことで輸入牛肉について主として進めてまいつたわけでござりますが、近年、牛ののみならず輸入食肉は次第に増加しております。このために、ことしの二月と三月に各食肉の小売店、食肉販売店におきます売る際の部位表示の方法、これらを中心として定めた食肉の小売品質基準あるいは食鶏小売規格、これを私ども定めていたわけでございますが、それを改正いたしました。輸入食肉については輸入物であるということを明確に表示する、可能な場合には原産国の表示をする、こういうような形に小売品質基準と食鶏小売規格を改めまして、その通達を行つたところでございます。今後こういう規格、基準に基づきまして、行政面での指導と、それから各県ごとに食肉販売関係者等が食肉に関する公正取引規約を定めて自的な表示の改善を図つております。そういう組織も通じながら、御指摘のような表示の改善に努めていきたいというふうに思つております。

○林紀子君 満みません。大変長い御答弁をいたしましたものですから時間がなくなつてしまつたんですけれども、規模拡大路線ではやはり酪農家は救えないというふうに思つたわけです。

農水省は新政策の畜産版というのを出されるというお話を聞いているわけですけれども、ですが、最後に政務次官に一言お聞きをしたいと思つたわけです。

思つわけで、本当に抜本的な対策というのが必要だと思いますが、その辺を、大きな話で一言では大変申しわけないんですけれども、ぜひお答えいただきたいと思います。

○政府委員(須藤良太郎君) 生産性向上、経営の体質強化。こういうものはもちろんありますけれども、いわゆる労働時間あるいは生涯所得の問題あるいは環境問題、こういうのをいろいろ含めまして、できるだけ早期に今一番重要なっておられます酪農の振興方策を立てたい、こういうことで頑張っていきたいと思います。

○星川保松君 私が質問を出した点についてでは、先輩の皆さんからかなり重複した質問が出たようございます。多少通告を離れるところが出てくるかもしれません、難しいことは聞かないつもりでありますからよろしくお願ひいたします。

まず、新農政の中における畜産という問題を取り上げてみたいと思うのですが、その新農政そのものについてお考えをまずお聞きしたいと思つております。

この新農政というものは、農業関係者はもちろん国民の大きな関心の的になつておるわけでありまして、私も一生懸命この言わんとするところを酌み取らうと思って読んでみたわけでございまして、この中で「農業政策」というところがございます。ここには、「農業を職業として選択し得る魅力あるものとするため、主たる從事者の年間労働時間は他産業並みの水準とし、また、主たる從事者一人当たりの生涯所得も地域の他産業從事者と遜色ない水準とすることを目標とする。」こ

いわゆる農業基本法の第一章総則に「國の農業に関する政策の目標」というのが第一條にあるわけですね。この中に「農業の自然的經濟的社會的制約による不利を補正し、他産業との生産性の格差が是正されるよう農業の生産性が向上する」と及び農業從事者が所得を増大して、この後ですね、「他産業從事者と均衡する生活を営むこと

を期することができるることを日途として、」云々とこうあるんですね。この農業基本法というのは昭和三十六年にできたわけですよ。それから優に三十年経過しているんですね。ですから、新農政が、基本法に言うところのこの目標三十年前の農業基本法にうたつてのことと全く同じだということに私はびっくりしたんですよ。そういうことからすれば果たしてこの新農政の「新」という文字が適切なのかどうかということを私は疑わしく思つたんです。

それで、まず、この新農政というものは農業基本法といかかる関係にあるとお考へか、お尋ねをしたいと思つておるわけでござります。

○政府委員(日出英輔君) この新政策と基本法との関係でございますが、基本的に新政策はやっぱり農業基本法の政策の流れの中での一つの位置づけかと思つておるわけでござります。

ただ、今お話しのように、私どもが食料政策なり農業政策なり農村政策の頭に「新しい」というふうにつけましたのは、どちらかといいますと具體的なこれから行います施策につきましてこれまでのいろんな制度とか施策にとらわれずに目標を実現するための手段をきちっと整備していくこと、そういうつもりで「新しい」という言葉をつけたわけでござります。

○星川保松君 目標は新農政と同じである、ただその目標に到達するための施策が違うから「新」とつけたと、こうじょうお話をございますが、基本法に掲げた目標が三十年たつて実現できなかつた、三十年たつても依然として他の産業と遜色ない農業を築くことができなかつた、そしてまた同様なことが書いてあるわけなんですよ。

それでは、この三十年間の農業基本法農政といふものは方法においては失敗であつたということをお認めになるんでしようか。

○政府委員(日出英輔君) 今までの基本法で行なつております酪農の問題でありますとか、畜産あるいは果樹、園芸、そういう選択的拡大の問題でありますとか、基本法農政と言われる中で構成された先生お尋ねのように、その中で日本農業を担い下さいわば核的な經營体がただいま日本農業の中で育つてゐるのかということになりますと、当時の状況とまた今の状況と違いますけれども、同じようにやっぱり望ましい經營体なりあるいは日本農業の担い手というものをこれから育てていくという意味では課題がまだ残つておるというふうに理解をしておるわけでございます。

○星川保松君 私が言いたいのは、三十年かかつて他産業との格差の解消ができなかつた。それでまた同じようにこれから十年かそこらかけて今度は解消しようというならば、三十年かけてなぜそれができなかつたかということへの反省と分析、それがなければ、三十年かかつてできなかつたことが何で今後十年でできるかと私は思うのでござります。

ですから、もつと三十年間の基本法農政についての反省をしつかりして、なぜこうなつたか、追いつけなかつたかと。むしろ私は他産業との格差は開いていると思うんですよ。なぜこうなすことになつたのかということについてもつと農水省はきっちりとした分析をして、そして新しい、本当に「新」に値する新農政を掲げていなくちゃならない、こう思つんですよ。その点についてはどういう反省がありますか。

○政府委員(日出英輔君) 先生のお話のような御意見でございますが、この新政策のペーパーを出したときに、約一年間かけていろいろな方面の方々の御意見も伺つた上で、私ども農林水産省の名前でこの新政策のペーパーを世の中に出了したわけでございます。このペーパーの冒頭に書いてありますように、今私どもの方の問題意識として経営のあり方といふものに対しての反省はないんですか。

○政府委員(日出英輔君) この新政策のペーパーをつくりますときに、約一年間かけていろいろな方面の方々の御意見も伺つた上で、私ども農林水産省の名前でこの新政策のペーパーを世の中に出了したわけでございます。このペーパーの冒頭に書いてありますように、今私どもの方の問題意識として経営のあり方といふものに対しての反省はないんですか。

意見でございますが、この新政策のペーパーを出した後、各方面から寄せられてることは事実でございます。私どももそういったお話をつきましてはよくよく腹に入れて新しいこの新政策の具体的な施策の方向と、いうものを決めていかなければなりません。私がもう少しあつたお話をつきましてはよくよく腹に入れて新しいこの新政策の実でござります。

ペーパーのいろんな問題点ももちろんあるうかと思いますが、そういうものをいろいろ各方面から寄せていただきました上で、この新政策に書きました方向の中で具体的な施策を今検討していると、こういう状況でございます。

○星川保松君 こんなこといつまでやつていてもしようがありませんが、ひとつそういう日本の商業が非常に伸びた、その伸びたということからして、そっちの方にばかりとられて農業独自のいわゆる発展の施策というものを見失つてきたから私はいつまでたつても同じ追いかけをしているんだと思うんですよ。その点をもつとしっかり反省して分析をして、本当に新しい農業の施策を打ち立てていってもらいたいということを言うておきます。

それから、この新農政の中の畜産の問題であります。昭和三十六年の基本法農政の始まりのころは私は日本の畜産というものもまだ未発達なときではなかつたかと思うんですよ。日本には肉を食するという習慣が余りなかつたわけでありますから、日本人の人々のたんぱく源というのは、世界三大漁場と私は子どものころ習つたんですが、あの北海道周辺ですね海がいわゆる牧場であつたということを聞かされたわけであります。その後、戦後アメリカの食習慣等が強く入ってきて、それで食肉の需要といものがどんどんふえてきた。だから、そのときの畜産農家といふのは非常な希望を持ったんですね。これからは日本人はどんどん畜産品を食用するんだということで希望を持つてやつてきたと思うんですよ。

それで、例えば肉用牛は一戸当たり平成四年で十三・八頭、それから乳用牛は一戸当たり三十七・八頭、豚が三百六十七頭というような、鳥も何もありますけれども、そういうような状況。ところが、私の資料では、昭和五十九年しかありませんけれども、肉用牛はこの当時八・二頭、それから乳用牛が二十四・一、豚が百十三・九ですね。ここから見ましても一戸当たりの飼養頭数というのは非常に伸びてきているわけですよ。私は三十六年の

いわゆる基本法農政のあたりはもつともつと規模が小さかつたと思うんですね。

新農政ではいわゆる大きな農家、中核農家は規模拡大をやってきてなお基本法農政の時代から脱却できないということなんですね。ここにただ

ありますけれども、こういうふうにどんどんどんも規模拡大をやつてきたわけですよ。それで規模拡大をやってきてなお基本法農政の時代から脱却できないということなんですね。ここにただ

ありますけれども、この点についてはどう考へていますか。

○説明員(中須義雄君) 畜産の戦後の発展の歴史、あるいはそれを基本法農政と申しましようか、そういう中に位置づけてみるとまさに御指摘のよう

な形だったと思ひます。

終戦後、例えは酪農で言いますと、昭和二十一年には戦前の水準に回復して、しかしまだその時代というのは一戸に一頭ずつ乳牛が入つて、いわば水田酪農とか水田農家に稻作農家が傍ら一頭を飼う、こういうような形で発展してきたわけでございます。その時代は、乳製品全体が伸びていて、中で戸数がふえながら飼養頭数があつて、あつたということを聞かされたわけであります。

それがさらに、特に基本法が制定され、畜産という部分が選択的拡大部門といふことで需要の伸びに応じた畜産、畜産だけに限りますが、成長部門を発展させていこうではないかと。

そういう中で、次第に単に外延的に拡大していくだけではなくて内部で規模拡大していく。それがさらに現在ではその状況が続いているわけでありますが、もうとにかく畜産農家の外枠というの

はほとんど広がらない。既存の畜産農家の中で小規模層が脱落をしていく、それを大規模層が、それをと言ふとおかしいございますが、さらにはひとつもひとつと研究してほしいと思います。

それから、この新農政ではいわゆる平場の農業経営とそれから中山間地といふように二つに分けたんですね。これは私は画期的なことだと思います、特に我が国のような平たん部の少ない、中山間地

がふえているわけですが、そこでの飼養頭数の増でも減少の方を貰い切れない、トータルでも若干総頭数が減少すると、こんなふうにかなり様相が変化してきているわけあります。

現在の状況を見ましても、先生が御指摘になりました肉用牛で言いますと年率大体五%戸数は減つております。乳用牛はこの数年対前年比大体五%ぐらい減つておりますが、昨年は七%ぐらいとちよつとふえております。豚はここ一年ぐらいい一七%ぐらい減つているこんなふうな状況でありますし、なお規模拡大は進行しております。これはなおもちよつと続くといふうにやつぱり見ざるを得ないと思います。

ただ、その場合に、先ほど政務次官からもあるお答えしておりますが、新しい農政の展開方向という中で、これは限りない拡大ということではなくて、将来十年なら十年といふものを見て、ここで辺をいわばゴールというか一つの目標にして到達をしようではないか、そういうふうな経営展望をつくっていく、そろそろそういう時期に来ているのではないか、こんなふうな受けとめ方をしております。

○星川保松君 ですから、規模拡大規模拡大ということと結局借金ばかりふえて、それで所得が一向にふえない。だから、規模拡大ばかりあつてみたところでこの新農政の目的が達せられるわけじゃない。じゃ、どこに問題があるのかということをもつと探つていかないと基本法農政と同じようになると私は言いたいんです。ここのことになりますと私は言いたいんです。ここのことからはひとつもひとつと研究してほしいと思います。

それから、この新農政ではいわゆる平場の農業経営とそれから中山間地といふように二つに分けたんですね。これは私は画期的なことだと思います、特に我が国のような平たん部の少ない、中山間地

海道から沖縄まで南北に非常に列島が長く連なっているわけですよ。これが南北でなくて東西の方に連なっている島の場合は、緯度がそう変わりますね。ところが日本の場合はもう大変な違います。

私の隣は喜屋武さんですけれども、喜屋武さんのところはサトウキビなんかつくつていて、いわゆる南方農業なわけですよ。私の方は二メートルも雪の降る寒冷地帯の農業なわけですよ。それから南方農業立地条件は全く違うわけですね。それだけじゃなく、それから今度は脊梁山脈の東の方、太平洋側の気候

も全く違うわけですよ。それで、その点についてはどう考へていますか。

○政府委員(日出英輔君) 先生お話しのように、我が国農業は非常に多様な自然条件あるいは社会的条件のもとで営まれておるわけございまして今国会に提出しております農業基盤強化法案の中で、その地域の農業の姿あるいはその地域農業を支える担い手というものを、市町村が地域

がそれを実現するためのお手伝いをする、こういふことを前提とした法案を今取りまとめたわけでございますが、先生お話しのように、非常に多様な農業でございますので、一律的なあるいは画一的な上からの指導ということには限界があると

それをいわゆる可消化養分総量というえさの、要するに体で消化されて養分になる、その量に換算して、大体資源量としては百八十万トン程度というふうに見積もられております。このうち実は現在も既に飼料用にしまくられるものは約百三十万トン程度、七〇%程度がしまくられています。こういうことであります。

例えは、果汁の加工品の副産物あるいは缶詰加工品の副産物あたりでは六、七割が既に飼料化にしまくられている。それから、大豆の加工品副産物で言えば六八%と、こんなふうなデータも持つてあるわけでございます。

これらの資源のえさ化の問題点につきましてはいろいろございます。一つは、特定の時期にわざと発生して、ほかの時期には発生しないと、こういうような資源がある。それから、そういうた食品産業廃棄物の場合には、水分含有量が非常に多くて、どうしても保管したり製品化のために乾燥をしないとかねといふものが多いとか、発生場所と加工する施設との間あるいは畜産農家との間に距離があるとか、家畜の嗜好性とか種々の問題点があるわけでございます。こういったことのためには、施設の整備であるとか発生者と使用者の間の連携体制の確立とか技術的な問題、そういうふうなことを埋めていく努力が必要ではないかなというふうに思っております。

現在、実は小規模のものでございますが、そういうえさ用資源の効率的な利用を促進するために共同でえさ化するための施設を設置するというのについて助成するという事業もございます。私もそういったものを活用しながらこういった資源化を取り組んでいる、あるいは今後とも取り組みを進めていきたい、こういうことでございます。

○新聞正次君 大変結構なことですので、それはぜひ進めていただきたいと思います。都市近郊型の酪農家の方々によりましてはこれは大変望まれていることではないかなという感じがするわけでございます。

○新聞正次君 大変結構なことですので、それはぜひ進めていただきたいと思います。都市近郊型の酪農家の方々によりましてはこれは大変望まれていることではないかなという感じがするわけでございます。

○政府委員(須藤良太郎君) 飼料生産基盤が余りないわけですから、それに依存しない搾乳専門的

統いて、今度は消費者の立場に立つてというところでござりますけれども、新鮮なおいしい牛乳を飲みたいという、これは我々消費者の共通する願いでありますし、北海道、東北、九州など比較的の牛の牧畜が盛んに行われている地域の方々などは地元で新鮮な牛乳を飲むことができると思いますが、東京、大阪あるいは名古屋、こういう地域においてはそのすべてを自給するというのは大変難しいのではないか、よそから分けていただくというのが現状ではないかと思います。

また、私の地元の愛知県というのもかつては日本の中マーケットと言われたくらい酪農先進県でありますけれども、愛知県ですら今はほとんど自給ができない、というわけでございまして、より新鮮なものを、そしてより高品質なものを、という消費者の方々のニーズにこたえられるべく、地域自給体制の確立という、このことについて御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(須藤良太郎君) おっしゃるように、生産と消費の関係から地場で生産できるものはで生きるだけ地場で貯蔵、これは原則だと思うわけでございます。こういったことのためには、施設の整備であるとか発生者と使用者の間の連携体制の確立だと技術的な問題、そういうふうなことを埋めていく努力が必要ではないかなというふうに思っております。

○新聞正次君 さて、さりとて、今度は都市近郊において酪農を営む方々の場合のこととございますけれども、人間なんというのは勝手なものでございまして、近くにまたそういう牧場あるいは酪農の方々がいらっしゃるという、ハエがうるさいとかにおいがどうもならないなどというような意見も出てくるわけでございますね。

そこで、そういう都市近郊での酪農家の方々の環境衛生、特ににおいなどに対する細かい配慮が対策はいかがでしょうか。

○政府委員(須藤良太郎君) 飼料生産基盤が余りないわけですから、それに依存しない搾乳専門的

な規模の大きい経営が展開されることが一番望ましいわけでございます。そういうことでいろいろ考えるわけでありますけれども、おっしゃいますように畜産の側からすれば畜産というものをより国民に理解していただく、そういうものとして大変意味のあることはないかな、趣旨についてはそういうふうに思っております。

実はこのために、平成元年度からなんでござりますから、この既耕地を飼料基盤として有効に利用する、こういうことでぜひ都市型酪農も振興していくのはいかがなものかと、こういうふうに考えるわけでございます。

○新聞正次君 私が都市型酪農にこだわる理由の一つに、もう一つ子供の情操教育ということで、生き物との触れ合いといふんですか、私どもはちつちつやいときには学校から帰ってきてすぐに、私の親戚にも牧場がありましたから、よくそこへ飛んでいって乳を搾って、その乳を飲んだ記憶もございます。

最近の都市の住宅事情などから見ますと、子犬さえ飼えないような、ペットさえ飼えないというような場所が大変ふえているわけでございます。そのような意味におきましても、都市型のこういう酪農家の方々にいらっしゃって、そしてまた子供たちにぜひそういうふれあいの場をつくっていただき、そのことで生き物を大切にすることもできるわけだと思います。ついでに、ちっちゃいころから酪農に対する興味あるいは関心などを養うことができるわけでございます。直接酪農にかかわらなくても将来的に酪農に関して深い理解を示してくれるとき私は確信を持っておりま

す。

○新聞正次君 ゼビそれも進めていただきたいと思います。

話は変わりますけれども、最近、卵の価格がかなり落ちていて、物価の優等生と言われております卵でございますけれども、価格がかなり落ちているということで、二、三万羽の鶏を飼育する中規模の養鶏業者の方にとってはかなり死活問題だというようなことも耳にするのでございますけれども、卵の価格安定策を含めてお考えを聞かせてください。

○説明員(中須勇雄君) 我が国の卵の消費量というのは実は世界最高水準、一人当たりの消費量で一、二を争う水準にございまして、ほぼ満杯といふ状況でございますが、基本的な趣旨として、牛などの生き物あるいは綠豊かな草地等の緑資源、

こういうものを有する牧場のようなものを都市住民、とりわけ子供たちに提供して、都市住民の側から見ればゆとりとか潤い、それと同時に実は畜産の側からすれば畜産というものをより国民に理解していただけ、そういうものとして大変意味のあることではないかな、趣旨についてはそういうふうに思っております。

こういうものの有する牧場のようなものを都市住民、とりわけ子供たちに提供して、都市住民の側から見ればゆとりとか潤い、それと同時に実は畜産の側からすれば畜産というものをより国民に理解していただけ、そういうものとして大変意味のあることではないかな、趣旨についてはそういうふうに思っております。

況でございます。したがいまして、需要の伸びというのは大きくはもう見込めない状態でございまして、わずかな生産の増加というものが価格面で非常に大きな急落を招く、そういうような構造にございます。

特に現在、卵価は、平成三年度まで価格が大変よかつたわけで、基本的にそのよかつた中で羽数がふえていったということと、ちょうど景気の影響を受けまして業務用、加工用需要がかなり減退をしております。そして、卵というものは冬から春にかけて暖かになりますと鶏が一斉に卵を産み始めるのでございまして、今ちょうど産卵の増加期に当たっております。そういう点でかなり低い水準で今低迷をしておるということございまして、中小を含めまして養鶏農家にとってはかなり厳しい状況にござります。

私どもいたしましては、一つは、価格が一定の基準価格を下回りますと、その価格差の九割を補てんする、あらかじめ積み立てた積立金の中で補てんをする卵価安定基金制度というものを生産者が自主的につくております。これに対して助成を行いまして生産者の経営安定に資する、こういうことを一つやっています。

ただ、基本は、現在の状況を見てみると、生産者を少し抑制することによって価格面では非常に大きな効果が期待できるわけでござります。生産者の皆様方が卵価安定のために生産过剩を解消するということが最も重要なと思っており、各団体を通じまして、計画生産と申しまようか需要に見合った生産というものを強く今後とも指導、要請をしていきたいというふうに思つております。

○新聞正次君 最後になりましたけれども、政務次官のいま一度お答えをいただきたいのでござります。

○政府委員(須藤良太郎君) 平成五年度から五食肉牛でございますね。牛肉の輸入の関税率といふのは五〇%が限度だということになつておりますが、これは間違いないでしょか。

○政府委員(須藤良太郎君) 平成五年度から五〇%に約束であるわけでありますけれども、これ

をその後下げるということは阻止したい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○新聞正次君 時間が余りましたけれども、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○委員長(吉川芳男君) 本件に対する質疑はこの程度いたします。

○菅野久光君 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民会議、日本共産党、民主改革連合の各派及び各派に属しない議員新聞正次君の共同提案に係る畜産物価格及び織糸価格に関する決議案を提出いたします。

本文を朗読いたします。

畜産物価格及び織糸価格に関する決議

(案)

我が国畜産業は、牛肉の輸入自由化後三年目を迎え、その輸入が急増するなかにあって、需給の不均衡、畜産物価格の低下、所得の停滞、後継者不足、さらには畜産農家戸数の減少等厳しい情勢に直面している。

よつて政府は、平成五年度畜産物価格、織糸価格等の決定に当たっては、将来展望が開けるよう次の事項の実現に努め、畜産業及び蚕糸業の安定的発展に万全を期すべきである。

- 一 加工原料乳保証価格については、乳用初生牛等副産物価格の低迷、農家の生産意欲等を総合的に勘案し、また、長年にわたり生乳の生産調整を実施している実情を踏まえ、生乳の再生産を確保することを旨として決定すること。

加工原料乳限度数量については、国産生乳供給の十分な確保を旨とした生乳需給計画の下、適正に決定すること。

二 豚肉・牛肉の安定価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定すること。

三 肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の再生産の確保を旨として適正に決定すること。

し、合理化目標価格については、我が国の内用子牛生産の実態等に十分配慮し適正に決定するとともに、肉用子牛生産者補給金制度についても黒毛和種、褐毛和種の分離を図ること。

○委員長(吉川芳男君) ただいまの菅野君提出の程度といたします。

○菅野君から発言を求められておりますので、この際これを許します。菅野君。

○菅野久光君 私は、自由民主党、日本社会党、護憲民主連合、公明党、国民会議、日本共産党、民主改革連合の各派及び各派に属しない議員新聞正次君の共同提案に係る畜産物価格及び織糸価格に関する決議案を提出いたします。

本文を朗読いたします。

畜産物価格及び織糸価格に関する決議

(案)

六 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉において、我が国畜産の健全な発展及び地域経済の振興を図る観点から、基幹的乳製品の輸入制限措置、牛肉に係る関税率、豚肉の差額関税率制度はそれぞれ全力で堅持すること。

七 国産畜産物の消費拡大を図るために、生産、流通、消費に至る各段階のコスト削減と効率化を更に促進するとともに、卸売価格の小売価格への適切な反映、消費者のニーズに即応した新製品の開発、安全性の確保、原産国を含む表示も可能な表示の適正化に努めること。

八 畜産による環境汚染問題が、生産性の向上と経営の安定を阻害し、畜産農家減少の大きな要因となつてゐることにかんがみ、環境保全対策を充実すること。

九 織糸の安定価格については、織生産及び生糸価格の動向等蚕糸業及び関係業界をめぐる厳しい情勢にかんがみ、これらの健全な発展に資するよう決定すること。

二月二十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

二月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、林業改善資金助成法の一部を改正する法律案

右決議する。
以上でございます。

○委員長(吉川芳男君) ただいまの菅野君提出の決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉川芳男君) ただいまの菅野君提出の決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、須藤農林水産政務次官から発言を求められておりますので、この際これを許します。須藤農林水産政務次官。

○政府委員(須藤良太郎君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従い、最近の畜産及び織糸業をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいり所存でございます。

○委員長(吉川芳男君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十二分散会

○政府委員(須藤良太郎君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従い、最近の畜産及び織糸業をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいり所存でございます。

○委員長(吉川芳男君) 本日はこれにて散会いたします。

○委員長(吉川芳男君) 本日はこれにて散会いたします。

○政府委員(須藤良太郎君) ただいまの御決議につきましては、その趣旨に従い、最近の畜産及び織糸業をめぐる情勢を踏まえつつ、十分検討してまいり所存でございます。

○委員長(吉川芳男君) 本日はこれにて散会いたします。

施設資金又は林業後継者等養成資金」を「林業労働福祉施設資金又は青年林業者等養成確保資金」に改める。

第二条第二項中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に、「防止する」を「防止し、又は林業労働に從事する者を確保する」に改め、「に係る安全衛生施設」の下に「又は林業労働従事する者の福利厚生施設」を加え、同条第三項中「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に、「林業後継者たる青年又は」を「青年林業者」に改め、「従事する者」の下に「その他の林業を担うべき者」を加え、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得その他近代的な林業経営の基礎を形成する」に改める。

第三条第一項及び第四条中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に、「林業後継者等養成資金」に、「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に改める。

第五条を次のように改める。

(貸付金の利率、償還期間等)

第五条 貸付金は、無利子とし、その償還期間(据

置期間を含む)は、林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金及び青年林業者等養成確保資金のそれぞれの種類ごとに、十年を超えない範囲で政令で定める期間とする。

2 貸付金の据置期間は、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、その種類ごとに、政令で定める期間とする。

第六条の見出しを「(担保又は保証人)」に改め、同条第一項中「保証人」を「担保を提供させ、又は保証人」に改める。

第八条第二項中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に改め、「に係る安全衛生施設」の下に「又は林業労働に従事する者の福利厚生施設」を、「防止」の下に「又は林業労働に従事する者の確保」を加え、同条第三項中「林業後継者等養成資金」を「青年林業者等養成確保資金」に、「技術を実地に習得する」を「技術の実地の習得する」に改め、その他の近代的な林業経営の基礎を形成す

る」に、「養成される」を「養成確保される」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第六項中「林業労働安全衛生施設資金」を「林業労働福祉施設資金」に改める。

下に「又は第二項」を加え、「同項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「国内産木材」を「木材」に改め、「とるべき」の下に「次に掲げる」を加え、同号に次のように加える。

イ 第一項の申請に係る合理化計画にあつては、事業の経営改善に関する措置

ロ 前項の申請に係る合理化計画にあつては、木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置

第五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、その管轄する都道府県の区域内に住所を有する前項各号に掲げる者と次に掲げる者との共同の申請に基づき、これらの者の作成する合理化計画であつて事業の協業化、安定的な取引関係の確立による事業規模の拡大その他の木材の生産部門又は流通部門の構造改善に関する措置を内容とするものが適当である旨の認定をすることができる。

一 前項各号に掲げる者

二 地方公共団体の出資又は拠出に係る法人で地域の林業の振興を図ることを目的とするもの

三 関連業種(その業種に属する事業と木材製造又は木材卸売業との関連性が高いことその他の政令で定める基準に該当するものとして農林水産省令で定める業種をいう。)に属する事業を行ふ者(以下「関連事業者」といいう。)又は関連事業者の組織する団体

原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

一 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

二 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

第六条第一号中「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 森林所有者

第五条第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の

第九条 第五条第二項第二号に掲げる法人との共同の申請に基づき同項の認定を受けた素材生産業を営む者は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

二 沿岸漁業改善資金助成法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

なくとも三分の二に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十六条を次のように改める。

(理事会の職務)

第二十六条 理事会は、組合の業務執行を決し、理事の職務の執行を監督する。

第三十六条の二を削る。

第三十七条を次のように改める。

(理事の忠実義務)

第二十七条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、共済規程、内国為替取引規程、信託業務規程及び総会の議決を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事がその任務を怠つたときは、その理事は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第四十条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

5 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

6 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

7 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

8 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

9 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

10 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

11 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

12 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

13 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

14 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

15 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

16 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

17 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

18 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

19 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

20 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

21 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

22 理事がその職務を行つたときは、その理事は、第三者に対する組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

め、同条第一項中「の会日」を「の日」に改め、「財産目録」を削り、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十条とし、同条の次に次の二条を加える。

(監事の兼職禁止)

第四十一条 監事は、理事又は組合の使用人を兼ねてはならない。

第四十四条第二項中「改選の」を削り、「同時にこれを」を「同時に」に改め、「改選を」を削り、同条第三項中「改選の請求」を「請求」に改め、同

条第四項を次のように改める。

第四十五条 第四十四条第五項中「の会日」を「の日」に、「書類」を「書面又はその写し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第六項中「第四十条」を「第四十七条」に改め、同条第七項とし、同条第五項の次に次の二条を加える。

第四十六条第二項中「理事の過半数」を「理事会の議決」に改め、同条第三項中「参事には」を削り、「第三項」を「及び第二項」に、「及び第四十二条の規定」を「並びに第四十二条の規定は、参事について」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十七条第三項中「理事」を「理事会」に改め、同条第四項中「書面」の下に「又はその写し」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

(競争関係にある者の役員等への就任禁止)

第四十八条第一項第二号中「規約」の下に「資本管理規程」を加え、同項第五号を次のように改める。

第五 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは第十一條第一項第三号、第五号若しくは第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部の譲渡又は共済契約の全部若しくは一部の移転（その一部の移転にあっては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するもの（以下「包括移転」という。）に限る。）

第四十九条第一項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第四項を次のように改める。

4 共済規程の変更であつて、その変更に係る定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求した

は監事について、同法第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで、第二百六十条ノ二、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項及び第二項の規定は理事会について準用する。この場合において、同法第二百六十一条第三項中「第二百五十九条」とあるのは、「第二百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と読み替えるものとする。

第四十五条を削る。

第四十七条の五 組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(組合員に對する通知)

第四十七条の五 組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所）にあればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

4 共済規程の変更であつて、その変更に係る定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求した

ときは、理事会は、その請求のあつた日から二日以内に臨時総会を招集すべきことを決定しなければならない。

第四十七条の四 理事の職務を行つ者がないとき、又は前条第二項の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その総会の日の一週間前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

4 共済規程の変更であつて、その変更に係る定款で定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員（准組合員を除く。）が組合員（准組合員を除く。）の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して、総会の招集を請求した

経ることを要しないものとすることができる。

第五十条第三号の二を次のように改める。

三の二 事業の全部の譲渡、信用事業若しくは

第十一条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。）

の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転

第五十一条を次のように改める。

（総会に関する民法及び商法の準用）

第五十一条 民法第六十一条並びに商法第二百三十一条、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。

この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第二百三十二条」と読み替えるものとする。

四十七條の五第三項」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「且つ、貯金者」を「かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第五十四条に次の二項を加える。

3 商法第三百八十条の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

第五十四条の二の見出し中「全部の」を削り、同一条第一項を次のように改める。

第十一条第一項第一号及び第二号の事業を行う組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第五十四条の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 前二条の規定は、信用事業の全部又は一部の譲渡について準用する。

第五十四条の二第四項を削り、同条第五項中「第一項の規定により」を「第四十八条第一項第五号の規定による譲決を経て」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二項を加える。

（共済事業の譲渡等）

第五十四条の二 第十一条第一項第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。以下この条及

び第三十条第一項第十号において「共済事業」という。）を行う組合が共済契約の全部又は一部を移転するとき（その一部を移転する場合にあつては、包括移転を行うときに限る。）は、共済事業を行う他の組合又は共済水産業協同組合連合会に対し、契約をもつてしなければならない。

第五十一条を次のように改める。

（総会に関する民法及び商法の準用）

第五十一条 民法第六十一条並びに商法第二百三十一条、第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項並びに第二百四十七条から第二百五十二条までの規定は、総会について準用する。

この場合において、民法第六十四条中「第六十二条」とあり、及び商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「水産業協同組合法第二百三十二条」と読み替えるものとする。

四十七條の五第三項」と読み替えるものとする。

第五十三条第二項中「且つ、貯金者」を「かつ、貯金者、定期積金の積金者その他政令で定める債権者」に改める。

第五十四条に次の二項を加える。

3 商法第三百八十条の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

第五十四条の二の見出し中「全部の」を削り、同一条第一項を次のように改める。

第十一条第一項第一号及び第二号の事業を行う組合がその信用事業の全部又は一部を譲渡したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第五十四条の二中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 前二条の規定は、信用事業の全部又は一部の譲渡について準用する。

第五十四条の二第四項を削り、同条第五項中「第一項の規定により」を「第四十八条第一項第五号の規定による譲決を経て」に改め、同項を同条第四項とし、同条の次に次の二項を加える。

（共済事業の譲渡等）

第五十四条の二 第十一条第一項第八号の二の事業（これに附帯する事業を含む。以下この条及

出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。

第五十一条を第七十五条とする。

第七十三条中「因る」を「よる」に、「但し」を「ただし」に改め、同条を第七十四条とし、第七十一条の次に次の二条を加える。

（合併に関する商法及び非訟事件手続法の準用）

第七十三条 商法第一百四条第一項及び第三項、第六百五条、第六百六条、第六百八条から第六百十一条まで並びに第四百十五条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第六百三十五条ノ五までを「第十五条の四から第十五条の六まで」に改め、「これを」を削る。

第六十二条第六項を次のように改める。

と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「水産業協同組合法第七十四条」と、同法第四百二十六条第二項中「六月前ヨリ引続キ發行済株主」とあるのは「総組合員（准組合員ヲ除ク。）ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員（准組合員ヲ除ク。）」と読み替えるものとする。

第八十三条の次に次の二条を加える。

に「又は第八十六条第四項において準用する商法

第四百一十七条第一項」を加える。

第一百二十一項中「組合の登記には、」を削り、「規

定を」を「規定は、組合の登記について」に、「第

七十三条本文」を「第七十四条本文」に改める。

第一百二十二条第一項中「省令」を「主務省令」に

改める。

第一百二十四条第三項中「第十五条の二第一項」

を「第十五条の三第一項」に改める。

第一百二十七条の見出しを「監督行政等」に

改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「政

令の」を「政令で」に改め、「これを」を削り、同

項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項

を加える。

この法律（第四項に規定する規定を除く。）に

おける主務大臣は、農林水産大臣とする。たゞ

し、第十一条第一項第二号、第八十七条第一項

第二号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条

第一項第二号の事業を行つ組合があつては、

農林水産大臣及び大蔵大臣とする。

3 第一百二十二条及び第一百二十三条に規定する行

政の権限は、前項ただし書の規定にかかるわら

ず、農林水産大臣及び大蔵大臣がそれぞれ単独

に行使することを妨げない。

4 第十二条第一項（第九十二条第一項、第九十

六条第一項及び第一百条第一項において準用する

場合を含む。）並びに第十二条第四項（第九十二

条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項

において準用する場合を含む。次号において同

六条第一項及び第一百条第一項において準用する

場合を含む。）において読み替えて準用する

倉庫業法第二十七条第一項、第十二条第一項、第

二十二条及び第二十七条第一項において準用する主務

大臣は、農林水産大臣及び運輸大臣とする。

5 第十二条第四項において読み替えて準用する

この法律における主務省令は、主務大臣の発

する命令とする。

第一百三十条第一項各号列記以外の部分中「これ

を」を削り、同項第二号の二中「第十五条の二第一

項若しくは第十五条の三」を「第十五条の三第一

項若しくは第十五条の四」に、「第十五条の四」を

「第十五条の五」に、「第十五条の五」を「第十五

条の六」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同

項第八号中「第四十二条」を「第三十九条」に、「第

四十三条」を「第四十条」に改め、同号を同項第六

号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 第四十四条又は第四十二条第四項（これら

の規定を第八十六条第二項、第九十二条第三

項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第

百条の六第三項において準用する場合を含

む。）の規定に違反したとき。

九 第四十四条（第九十二条第三項、第九十六

条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三

項において準用する場合を含む。次号において同

四条第二項又は同法第二百七十五条の規定に

よる調査を妨げたとき。

九の二 第四十四条において、若しくは第七十

七条（第九十二条第五項、第九十六条第五項、

第一百条第五項及び第一百条の六第五項において同

四条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同

じ。）において、それぞれ準用する商法第二百

六十条ノ四第一項若しくは第二項、第五十一

条第二項、第八条第二項、第十二条第一項、第

二十二条及び第二十七条第一項において準用する主務

大臣は、農林水産大臣及び運輸大臣とする。

5 第十二条第四項において読み替えて準用する

倉庫業法第二十七条第一項、第十二条第一項、第

二十二条及び第二十七条第一項において準用する主務

大臣及び運輸大臣がそれぞれ単独に行使するこ

とを妨げない。

6 この法律における主務省令は、主務大臣の発

しくは第二項、第七十五条第一項（第八十六条

条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第

五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項に

おいて準用する場合を含む。）、若しくは第七

十七条において、若しくは第八十六条第四項

において、それぞれ準用する同法第四百二十

条七十七条又は第八十六条第四項において準用

する商法第一百三十一条の規定に違反して第

二条第一項の規定に違反して議事録、財産目

録、貸借対照表若しくは決算報告書を作成せ

ず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記

載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九の三 第四十七条の二（第九十二条第三項、

第一百条第三項、第一百条第三項及び第一百条

の六第三項において準用する場合を含む。）、

第四十七条の三第二項若しくは第四十七条の

四（これらの規定を第四十二条第七項（第八

十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六

条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三

項において準用する場合を含む。）、第八十六

条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第

三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項に

おいて準用する場合を含む。）又は第八十六

条第二項において準用する民法第六十条の規

定に違反したとき。

四（これらの規定を第四十二条第七項（第八

十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六

条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三

項において準用する場合を含む。）、第七十九

条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第

三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項に

おいて準用する場合を含む。）又は第八十六

条第二項において準用する民法第六十条の規

定に違反したとき。

十五 第七十七条において準用する商法第一百

四条第三項若しくは同法第四百二十二条第一

項若しくは第八十六条第四項において準用

する民法第七十九条第一項若しくは同法第八

十二条第一項に規定する公告を怠り、又は不

正の公告をしたとき。

十六 第七十七条又は第八十六条第四項におい

て準用する商法第一百三十一条の規定に違反し

て組合の財産を処分したとき。

十七 清算の結了を遅延させる目的をもつて第

七十七条において準用する商法第四百二十一

条第一項又は第八十六条第四項において準用

する民法第七十九条第一項の期間を不当に定

めたとき。

十八 第七十七条において準用する商法第四百

二十三条规定に違反して債務の弁済をし、

又は第八十六条第四項において準用する民法

第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済を

したとき。

十九 第七十七条において準用する商法第二百

十条第一項第十号中「第五十四条の二第二

项」を「第五十四条の二第二项」に、「全部の讓

渡し」を「全部若しくは一部を譲渡し、第五十四

条の三第三項（第九十六条第三項において準用す

る場合を含む。）において準用する第五十三条若

しくは第五十四条第二項の規定に違反して共済事

業の全部若しくは一部を譲渡し、若しくは共済事

業に係る財産を移転し」に改め、同項第十号の二

（経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超える月を越えない範囲内において政令で定

められた日から施行する。

第二条 改正後の水産業協同組合法（以下「新法」という。）の規定は、特別の定めがある場合を除

いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の水産業協同組合法（以下「旧法」という。）によって生じた効力を妨げ

ない。

第三条 この法律の施行の際現に存する漁業協同

組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び共済水産業

協同組合連合会（以下単に「組合」という。）の理事、監事又は清算人については、この法律の

施行後に最初に到来する決算期に関する通常総会（総代会を含む。以下同じ。）の終了前は、この法律の

法律の施行後も、なお従前の例による。

る合併後の組合が同項の規定により適当である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十三年四月一日から平成六年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中、「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成六年三月三十日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十三年四月一日から昭和六十一年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合)」とする。

12 組合が附則第三項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和五十五年四月一日から昭和六十一年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中、「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が附則第三項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い平成十一年三月三十日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四条第二項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い昭和六十三年四月一日から昭和六十一年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合)」とする。

2 稽核特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十七条の八第一項中「附則第二項の規定」を「第二条若しくは附則第二項の規定」に改める。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」の下に「若しくは漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成五年法律第十一号）」の施行の日以後に当該認定を受けたもの」の下に「若しくは漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律（平成五年法律第十一号）」という。の施行の日から平成十年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法第二条の規定により同法第四条第二項の認定を求め、平成五年法律第十一号の施行の日以後に当該認定を受けたもの」を加える。

附則第十八条第七項中「昭和六十三年法律第十五号の施行の日以後に当該認定を受けて合併をする場合」の下に「及び平成五年法律第十五号の施行の日から平成十年三月三十一日までの間に合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合が、第四条第二項の規定により同法第四条第一項の認定を求め、平成五年法律第十一号の施行の日以後に当該認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十日までに更に他の組合と合併した場合には、附則第四項中「その合併に係る合併後の組合」とあるのは、「その合併に係る合併後の組合(その組合が、第四条第一項の規定により適當である旨の認定を受けた合併及び事業経営計画に従い、平成十一年三月三十日までに合併した場合におけるその合併に係る合併後の組合)」とする。

附 則

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法の一部改正）
三月五日本委員会に左の案件が付託された。

第三〇八号 平成五年二月十九日受理
請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六
紹介議員 森田恒雄
米市場開放阻止に関する請願
請願者 長野県下伊那郡豊丘村河野三、六
紹介議員 村沢牧君
米は、国民の主食であり、我が國農業の基幹作物として地域経済の維持発展を支えるとともに、水田稻作は、国土の保全や自然環境の維持にも重要な役割を果たしている。ガットのウルグアイ・ラウンド農業交渉は、昨年十一月二十日、米国とEUが農業分野において基本的に合意し、「例外なき関税化」が盛り込まれた最終合意案についての多国間協議が再開されるなど、我が国の米の市場開放が一層強く求められる状況となっている。関税化により米市場が開放されると、我が國農業は計り知れない打撃を受け、生存に不可欠な食糧の長期的安定供給体制が崩壊するばかりでなく、国民生活の安定にも重大な影響を及ぼすことは必至である。ついては、今後の交渉に当たり、国会決議等を踏まえ、米の国内完全自給方針を堅持し、市場開放は絶対に阻止するようになされたい。

第三〇九号 平成五年二月十九日受理
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
米市場開放阻止に関する請願
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
第三一二号 平成五年二月十九日受理
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。
第三一三号 平成五年二月十九日受理
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
森林・林業施策の充実と山村の復興に関する請願
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。
第三一四号 平成五年二月十九日受理
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
森林・林業施策の充実と山村の復興に関する請願
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
紹介議員 今井澄君
この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

第三三四号 平成五年一月二十三日受理
米市場開放阻止に関する請願
請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛
紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第三三六号 平成五年二月二十三日受理
森林・林業施策の充実と山村の復興に関する請願

請願者 長野市上松四ノ二九ノ七 西沢盛
紹介議員 北澤 俊美君
永

この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

第三五二号 平成五年二月二十四日受理
森林・林業施策の充実と山村の復興に関する請願

請願者 長野県下高井郡山ノ内町大字平穏
二、一〇一 西山平四郎

この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

第三五二号 平成五年二月二十四日受理
紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三〇九号と同じである。

三月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案
農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五
号）の一部を次のように改正する。

第一十二条第一項中「共済目的の種類等」と「水
稻及び第八十四条第一項第一号の政令で指定する
食糧農作物に係るものにあつては、第一百六条第一
号」を加え、「及びその農業共済組合又は
市町村に係る農作物共済の共済目的の種類等」と
に「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「農
作物危険段階基準共済掛金率」の下に「（第
一百二十条の六第三項の規定による申出に係る金額
を共済金額とする収穫共済（以下特定収穫共済
といふ。）にあつては、同項の特定収穫共済の共済目
的の種類等）」を加え、「当該農作物共済の
市町村に係る農作物共済金国庫負担割合」を削
り、「当該共済目的の種類」を「当該農作物共済の
共済目的の種類等」に改め、「金額」の下に「の
二分の一」を加え、同条第二項中「共済目的の種
類」を「第一百六条第一項第一号の農作物共済の共
済目的の種類等」に、「別表の」を「次の」に改
め、「（別表に定めのある農作物以外の共済目的の
種類については、組合等に係る同項の農作物基準
共済掛金率を基礎として政令で定めるところによ
り算出される率）」を削り、同項に次の表を加え
る。

区 分	割 合
〇・〇三以下の部分	百分の五十
〇・〇三を超える部分	百分の五十五

共済目的の種類等」に改め、「金額」の下に「の
二分の一」を加え、同条第二項中「共済目的の種
類」を「第一百六条第一項第一号の農作物共済の共
済目的の種類等」に、「別表の」を「次の」に改
め、「（別表に定めのある農作物以外の共済目的の
種類については、組合等に係る同項の農作物基準
共済掛金率を基礎として政令で定めるところによ
り算出される率）」を削り、同項に次の表を加え
る。

第十二条第三項中「住所」の下に「（第十六条第
一項の蚕糸共済資格団体にあつては、その代表者
の住所）」を加え、「同項」を「第一百八条第一項」に
改め、「及び当該都道府県に係る蚕糸共済掛金國
庫負担割合」を削り、「得た金額」の下に「（二分
の一）」を加え、同条第五項中「又は第三項」を「
第二項又は第四項」に改め、同条第四項を削り、同
条第一項の次に次の一項を加える。

国庫は、農作物共済につき、麦に係るものに
あつては、第一百六条第一項第一号の農作物共済
の共済目的の種類等ごと及び第一百七条第一項の
農作物共済事故等による種別ごとに、組
合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合
員等に係る共済金額に、その者が組合員となつ
ている農業共済組合又はその者と当該共済関係
の存する市町村に係る同項の農作物基準共済掛
金率及びその農業共済組合又は市町村に係る農
作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額に
相当する金額を負担する。

第十三条第一項中「又は第三項」を「第一項又
は第四項」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第十五条第一項中「左の各号の一に該当する者
で」を次に掲げる者で、第一号から第七号までに
掲げる者にあつては、「有するもの」の下
に「第八号に掲げる者にあつてはその構成員の
すべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有す
るもの」を加え、「命令の」を「省令で」に改め、
同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項に
次の一号を加える。

八 第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げ
る者のみが構成員となつてゐる団体（法人を
除く。）で、共済掛金の分担及び共済金の配分
の方法、代表者その他の省令で定める事項に
ついて省令で定める基準に従つた規約を定
め、かつ省令で定めるところにより、第一号
に規定する耕作、養蚕、第四号に規定する栽培
培又是第五号に規定する栽培を行つことを目
的とするもの（以下農業共済資格団体とい
う。）

第十五条第一項の次に次の一項を加える。
前項第八号の農業共済資格団体で同項の規定
によつては、同項の特定収穫共済の共済目
的の種類ごと」を加え、同項第一号中「の住所の
存する同項の区域又は地域の属する危険階級の
種類」を「に係る」に改め、「種類等」の下に「（特定收
穫共済にあつては、当該特定收穫共済の共済目的
の種類）」を加え、「省令の」を「省令で」に改め、
同項第二号中「第一百二十条の七第七項」を「第一百二
十条の七第五項」に改め、「種類等」の下に「（特
定收穫共済にあつては、当該特定收穫共済の共済目的
の種類）」を加え、「省令の」を「省令で」に
改め、同条第一項中「第一百二十条の六第九項」を
「第一百二十条の六第一項」に、「の住所の存する
第一百二十条の七第八項の区域又は地域の属する危
険階級の」を「に係る」に、「同条第十三項」を「第
一百二十条の七第九項」に改める。

第十三条の四中「住所」の下に「（同条第二項の
烟作物共済資格団体にあつては、その代表者の住
所）」を加え、「五分の三」を「百分の五十五」に
改め、「及び当該都道府県に係る蚕糸共済掛金國
庫負担割合」を削り、「得た金額」の下に「（二分
の一）」を加え、同条第五項中「又は第三項」を「
第二項又は第四項」に改め、同条第四項を削り、同
条第一項の次に次の一項を加える。

国庫は、農作物共済につき、麦に係るものに
あつては、第一百六条第一項第一号の農作物共済
の共済目的の種類等ごと及び第一百七条第一項の
農作物共済事故等による種別ごとに、組
合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合
員等に係る共済金額に、その者が組合員となつ
ている農業共済組合又はその者と当該共済関係
の存する市町村に係る同項の農作物基準共済掛
金率及びその農業共済組合又は市町村に係る農
作物共済掛金国庫負担割合を乗じて得た金額に
相当する金額を負担する。

第十五条第一項中「又は第三項」を「第一項又
は第四項」に、「政令の」を「政令で」に改める。

第十六条第一項中「該当して」を「掲げる者で
あるもの」に、「有する者」を「有するもの及び農業共済資格
団体のうち同項第一号に規定する耕作を行つこ
とを目的とするもの（以下農作物共済資格団体とい
う。）で同項の規定により組合員たる資格を有す
るもの又は農業共済資格団体のうち養蚕を行つこ
とを目的とするもの（以下蚕糸共済資格団体とい
う。）で同項の規定により組合員たる資格を有す
るもの」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条
第二項第一号中「前条第一項第一号に該当して」
を「前条第一項第一号に掲げる者及び蚕糸共済資格団体
に規定する栽培の業務、養蚕の業務、同項第四
号に規定する栽培の業務又は同項第五号に規定
する栽培の業務とみなす。

第十五条第一項中「該当して」を「掲げる者で
あるもの」に、「有する者」を「有するもの及び農業共済資格
団体のうち同項第一号に規定する耕作を行つこ
とを目的とするもの（以下農作物共済資格団体とい
う。）で同項の規定により組合員たる資格を有す
るもの」に、「政令の」を「政令で」に改め、同条
第二項第一号中「前条第一項第一号に該当して」
を「前条第一項第一号に掲げる者及び蚕糸共済資格団体
に規定する栽培の業務、養蚕の業務、同項第四
号に規定する栽培の業務又は同項第五号に規定
する栽培の業務とみなす。

第十五条第一項の次に次の一項を加える。
前項第八号の農業共済資格団体で同項の規定
によつては、同項の特定収穫共済の共済目
的の種類ごと」を「当該農業共済資格団体に
あつてはその代表者の住所」を「市町村にあつては、」を
「農業共済資格団体にあつてはその代表者の住所」

度額という。)を超えない範囲内において、申し出た金額とする。

第一百二十条の七第一項中「区域又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域ごとに、その区域又は地域の属する危険階級の収穫基準共済掛金率」を「区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、収穫基準共済掛金率)に改め、同項に次のたなし書を加える。

ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率が一般に改定されるまでの間は、当該農業共済組合の合併等の前の組合等の区域ごとに、それぞれ当該組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることができる。

第一百二十条の七第二項中「定める共済目的の種類」の下に「(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類)」を、「収穫共済の共済目的の種類等」の下に「(特定収穫共済にあつては、当該特定収穫共済の共済目的の種類)」を加え、当該特定収穫共済の共済目的の種類を「省令の」を「省令で」に、「第七項」を「第五項」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一項の収穫基準共済掛金率は、組合等の区域内における収穫共済の共済目的の種類等ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の収穫共済掛金標準率に一致するよう、主務大臣が収穫共済の共済目的の種類等ごと、収穫共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に、次の率を合計したものと

する。

一 省令で定める一定年間ににおける各年の被害率(以下この項において被害率といふ。)のうち、主務大臣が定める通常標準被害率(以下収穫通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。))を超えるものその超える部分の率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫通常標準被害率といふ。)

第一百二十条の七第十二項中「第八項」を「第六項」に改め、「又は同項の規定により都道府県知事が定める地域」を削り、同条第十四項中「第三項の収穫一次共済掛金標準率及び第九項の樹木一次共済掛金標準率」を「収穫通常共済掛金標準率、収穫異常共済掛金標準率、樹木通常共済掛金標準率及び樹木異常共済掛金標準率」に改め、同条第十一項及び第十二項を削り、同条第七項中「又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、次の率を合計したるものとする。

二 被害率のうち、収穫通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。)を超えるものには、主務大臣が定める通常標準被害率(以下樹木通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下樹木異常共済掛金標準率といふ。))を超えるものには、樹木通常標準被害率を超えるものにあつては樹木通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下樹木異常共済掛金標準率といふ。)

「(ごと)特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと」に、「又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る」を「に係る」に改め、同条第八項中「又はその区域を分けて都道府県知事が定める地域」を削り、「その区域又は地域の属する危険階級の樹木基準共済掛金率」を「樹木基準共済掛金率」に改め、同項に次のたなし書を加える。

ただし、農業共済組合の合併等があつた場合については、当該農業共済組合の合併等が行われた後最初に第十項の規定により樹木通常共済掛金率とする組合等が定款等で定めていた共済掛金率とすることは、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと(特定収穫共済にあつては、特定収穫共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごと)に、次の率を合計したものと

改める。

前項の樹木基準共済掛金率は、組合等の区域内における樹木共済の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が当該組合等の樹木共済掛金標準率に一致するよう、主務大臣が樹木共済の共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに定める。

前項の樹木共済掛金標準率は、共済目的の種類ごと及び組合等の区域ごとに、次の率を合計したるものとする。

一 省令で定める一定年間ににおける各年の被害率(以下この項において被害率といふ。)のうち、主務大臣が定める通常標準被害率(以下収穫通常標準被害率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫異常共済掛金標準率といふ。))を超えるものその超える部分の率を基礎として主務大臣が定める率(以下収穫通常標準被害率といふ。)

第一百二十条の九第一号中「共済関係に係る果樹」の下に「(特定収穫共済にあつては、特定の特定収穫の共済目的の種類に係る果樹)」を加える。

定収穫共済限度額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第一百二十条の九第一号中「共済関係に係る果樹」の下に「(特定収穫共済にあつては、特定の特定収穫の共済目的の種類に係る果樹)」を加える。

第一百二十条の十中「品質」の下に「(特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格)」を加える。

第一百二十条の十三中「(省令の定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)で、当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有するもの並びにその者のみが構成員となつていてる团体(法人を除く。)で共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の省令で定める事項について省令で定める基準に従つた規約を定め、かつ、省令で定めるところにより当該農作物につき栽培を行うことを目的とするもの(省令で定めるところにより共済事業の実施に関する条例で定める者を除く。)に改め、同条に次の一項を加える。

前項に規定する団体についてのこの法律の規定の適用については、当該団体の農作物の栽培の業務を営む者と、当該団体が行う農作物の栽培を農作物の栽培の業務とみなす。

第一百二十条の十四第一項第一号中「百分の八十」の下に「(てん菜その他政令で定める農作物の栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体及び前項第一項に規定する団体)」を「(前項)」に、「(前項及び第二項)」に、「(百分の九十)」を加え、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、特定収穫共済については、特定収穫の共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する果実の減収又は品質の低下(省令で定めるものに限る。)がある場合において、第九十八条の二の準則に従い認定された当該組合員等の当該特定収穫の共済目的の種類に係るその年産の果実の生産金額がその特定収穫共済限度額に達しないときに、その特定収穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額に、共済金額の特

のすべてがその地域内に住所を有する畑作物栽培資格団体(第十五条第一項第五号に規定する栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体及び前項第一項に規定する団体をいう。以下同じ。)で前項第二号に掲げる共済目的の種類のうち政令で指定する共済目的の種類たる農作物

の耕作を行うものとの当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物に係る収穫物の相当部分につき省令で定めるところによりその収穫量を適正に確認することができる見込みがあるものとして、主務大臣が都道府県知事の意見を聽いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する農業共済組合の組合員若しくは畑作物共済資格者又はその構成員のすべてがその地域内に住所を有する畑作物共済資格団体（省令で定める者に限る。以下この項において同じ。）との間に成立する畑作物共済の共済目的の種類等に係るものにおける当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る共済金額は、同項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び農業共済組合の組合員又は畑作物共済資格者ごとに、単位当たり共済金額に、同項第一号に掲げる数を乗じて得た金額とする。

前項の規定による地域の指定は、組合等の中請に基づいてするものとする。

組合等は、前項の申請をするには、あらかじめ総会（共済事業を行う市町村にあつては、議会）の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一百二十条の十六第一号中「農作物の収穫量」の下に、「(てん菜その他政令で定める農作物に係る畑作物共済にあつては、その年における当該組合員等の収穫量に係る当該農作物の糖度に応じ当該収穫量に主務大臣が定める方法により一定の調整を加えて得た数量)」を、「百分の二十」の下に「(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十)」を加え、同条に次の二項を加える。

組合等は、第一百二十条の十四第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る畑作物共済については、前項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、同項第一号に掲げる金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第一百二十条の十八及び第一百二十条の二十五中「果実の数量又は品質」の下に「(特定収穫共済にあつては、果実の数量、品質又は価格)」を加える。

第一百二十条第一項中「掲げる者」の下に「若しくはその構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体」を加え、「農作物共済の共済目的の種類たる農作物」を「共済目的の種類」に改め、同条第二項中「掲げる者」の下に「その構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体」を加え、「農作物共済の共済目的の種類たる農作物」を「共済目的の種類」に改め、同号第二項中「掲げる者」の下に「その構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体」を加え、「農作物共済の共済目的の種類たる農作物」を「共済目的の種類」に改め、「果樹共済」を削り、同条に次の二項を加える。

農業共済組合連合会の組合員たる組合等と、その組合員又は果樹共済資格者との間に果樹共済の共済目的の種類等が存するときは、収穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び主務大臣が定める収穫共済の区分（以下収穫共済区分といふ。）ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごとに、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に、当該共済目的の種類たる農作物を一体としてこれにつき当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

同項第一号中「共済目的の種類たる農作物」を「共済目的の種類」に改め、同号イ中「通常責任共済金額」という」を加え、同号ロ中「通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に改め、「差し引いて得た金額」の下に「(以下農作物異常責任保険金額といふ)」を加え、同号ロ中「通常責任共済金額に政令の」を「農作物通常責任共済金額に政令で定める方法により一定の調整を加えて得た数量)」を、「百分の二十」の下に「(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十)」を加え、同条に次の二項を加える。

組合等は、第一百二十条の十四第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る畑作物共済については、前項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、次に次の二号を加える。

二の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下樹体通常責任共済金額といふ。）を差し引いて得た金額（以下樹体異常責任共済金額といふ。）の九十に相当する金額

ロ 収穫異常責任共済金額から、収穫異常責任共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下樹体異常責任共済金額といふ。）を差し引いて得た金額（以下樹体異常責任共済金額といふ。）の九十に相当する金額

ハ 収穫通常責任共済金額に樹体異常責任保険歩合を乗じて得た金額

二の三 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額

イ 総共済金額から、総共済金額に樹体通常標準被害率を乗じて得た金額（以下樹体通常責任共済金額といふ。）を差し引いて得た金額（以下樹体異常責任共済金額といふ。）の九十に相当する金額

ロ 収穫異常責任共済金額から、収穫異常責任共済金額に樹体異常標準被害率を乗じて得た金額（以下樹体異常責任共済金額といふ。）の九十に相当する金額

ハ 収穫通常責任共済金額に樹体異常責任保険歩合を乗じて得た金額

第一百二十三条第一項中「省令の」を「省令で」に改め、「前項第一号」の下に「及び第三号」を加える。

第一百二十四条第一項中「農作物共済の共済目的の種類たる農作物」を「共済目的の種類」に改め、同項第一号中「農作物異常共済掛金基準率」を「農作物異常共済掛金標準率」に改め、「農作物通常責任保険歩合」に改め、同項第二号中「家畜共済及び果樹共済」を「及び家畜共済」に改め、同号ロ中「通常責任共済掛金の合計金額から樹体異常共済掛金を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額」を「共済掛金の合計金額から樹体異常共済掛金を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額」に改め、同号イ中「通常責任共済金額」という」を加え、同号ロ中「通常責任共済金額に政令の」を「農作物通常責任共済金額に政令で定める方法により一定の調整を加えて得た数量)」を、「百分の二十」の下に「(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、百分の十)」を加え、同条に次の二号を加える。

組合等は、第一百二十条の十四第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る畑作物共済については、前項の規定にかかわらず、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び組合等ごとに、次に次の二号を加える。

二の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに、次の金額を合計して得た金額（以下樹体異常責任保険歩合といふ。）を加え、同号ロ中「通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に、「通常責任保険歩合」を「農作物通常責任保険歩合」に改め、同号ロ中「通常責任共済金額」を「農作物通常責任共済金額」に、「通常責任保険歩合」を「農作物通常責任保険歩合」に改め、同号ロ中「通常責任共済金額」に改め、「部分の金額」の下に「(以下樹体異常責任保険歩合といふ。)」を加え、「通常責任保険歩合」を「農作物通常責任保険歩合」に改め、同号ロ中「及び果樹共済」を削り、同項第三号の次に次の二号を加える。

三の二 果樹共済のうち収穫共済に係るものに

あつては、共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及び組合員たる組合等ごとに次の金額

イ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の

総額が収穫通常責任共済金額以下である場

合にあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額以上である場合にあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

口 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が収穫通常責任共済金額を超える場合にあつては、次の金額を合計して得た金額

(1) その超える部分の金額の百分の九十に相当する金額

(2) その超える部分の金額から(1)の金額を差し引いて得た金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

(3) 収穫通常責任共済金額に収穫責任保険歩合を乗じて得た金額

三の三 果樹共済のうち樹体共済に係るものにあつては、共済目的の種類ごと及び組合員たる組合等ごとに次の金額

イ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額以下である場合にあつては、組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

ロ 組合員たる組合等が支払うべき共済金の総額が樹体通常責任共済金額を超える場合にあつては、次の金額を合計して得た金額

(1) その超える部分の金額の百分の九十に相当する金額

(2) その超える部分の金額から(1)の金額を差し引いて得た金額に樹体責任保険歩合を乗じて得た金額

四号の金額及び同項第五号の金額（園芸施設異常

事故に係るもの）を除く。」を加える。

第二百三十二条の二第一項中「除く。」の下に「、

その構成員のすべてが当該実施区域内に住所を有する農作物共済資格団体若しくは蚕繭共済資格団

体」を加える。

第二百三十四条第一項を次のように改める。

農業共済組合連合会とその組合員との間に農作物共済に係る保険事業の保険関係が存するとときは、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共

作事故等による種別ごとに、政府と当該農業共

作組合連合会との間に、当該保険関係を有する農作物共済組合連合会との間に、当該保険事業に

係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第百三十四条第三項を次のように改める。

農業共済組合連合会とその組合員との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に係る保険事

業の保険関係が存するときは、政府と当該農業共

作組合連合会との間に当該保険関係につき当該保険事業に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

第百三十五条中「左の」を「次の」に改め、同条

第一号中「共済目的の種類たる農作物」を「共済

作物異常責任共済組合連合会との間に家畜共済、果樹共済又は園芸施設共済に係る保険事

業の保険関係が存するときは、政府と当該農業共

作の種類たる農作物」を「共済目的の種類」に改め、「の組合員たる組合等」を削り、「総共済金額に農

作物異常共済掛金基準率」を「連合会異常責任保

險金額に農作物再保険料率」に、「農作物異常共

掛金基準率」を「農作物再保険料率」に改め、同条

第四項第一号及び第二号を次のように改める。

一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及

び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ご

とに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当す

る金額

一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及

び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ご

とに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当す

る金額

一 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合

会の組合員たる組合等ごとに、樹体異常共済

掛金の百分の九十に相当する金額

一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及

び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ご

とに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当す

る金額

一 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連合

会の組合員たる組合等ごとに、樹体異常共済

掛金の百分の九十に相当する金額

一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及

び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ご

とに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当す

る金額

一 共済目的の種類ごと、収穫共済区分ごと及

び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ご

とに、収穫異常共済掛金の百分の九十に相当す

る金額

の百分の九十に相当する金額（特定収穫共

濟にあつては、その金額が主務大臣が定め

る金額を超えるときは、主務大臣が定める

金額）

口 共済目的の種類ごと及び農業共済組合連

合会の組合員たる組合等ごとに、その組合

員たる組合等が支払うべき共済金の総額か

ら、当該果樹に係る樹体通常責任共済金額

を差し引いて得た金額の百分の九十に相当す

る金額

第百四十六条第一項及び第百四十七条第一項中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百四十八条第一項中「五万円」を「十万円」に改める。

第百五十条の四中「共済目的の種類」を「農作物

共済の共済目的の種類等」に改め、同条第一号中

「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改める。

第百三十六条第五項及び第六項を削り、同条第

一項の次に次の一項を加える。

前項の農作物再保険料率は、共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及

び農業共済組合連合会の組合員たる組合等ご

とのうち、農作物異常標準被害率を超えるものの

その超える部分の率を基礎として、主務大臣が

定める。

第百三十七条中「左の」を「次の」に改め、同条

第一号中「共済目的の種類たる農作物」を「共済

作物異常責任共済組合連合会との間に家畜共

済の種類」に改め、「の組合員たる組合等」を削り、

並び農業共済組合連合会ごとに、異常部分被害率

のうち、農作物異常標準被害率を超えるものの

その超える部分の率を基礎として、主務大臣が

定める。

第百五十一条第一項中「収穫共済」を「畑作

作物」に改め、「第百二十条の六第一項」を「第百二十条の六第二項」に、「省令」を「省令

又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改める。

第百五十一条の五第一項中「當む組合員等」の下

に、「及び組合員たる水稻の耕作を行う農作物共

漁資格団体でその構成員のすべてがその地域内に

住所を有するもの」を加える。

第百五十条の六第一項中「収穫共済」を「畑作

作物」に改め、「第百二十条の六第二項」を「第百二十条の六第三項」に、「省令」を「省令

又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改める。

第百三十九条第一項中「當む組合員等」の下

に、「又は畑作共済資格者」を「畑作物共済資格者」

と「畑作物共済資格者」を「畑作物共済資格者」

六第一項に、「第八十四条第一項第四号に規定する果実の減収又は品質の低下」を「第八十四条第一項第六号に規定する農作物の減収（てん菜その他政令で定める農作物にあつては農作物の減収又は糖度の低下とし、）に、「の果実」を「の農作物」に、「共済限度額」を「特定畑作物共済限度額」に改める。

第一百五十条の八を次のように改める。

第一百五十条の八 前条に規定する畑作物共済についての第十三条の四、第八十四条第一項第六号、

第一百二十条の十二第一項第一号、第二百二十条の

十五第一項から第三項まで及び第六項、第二百二

十条の十七、第二百二十条の十八において読み替

えて準用する第二百二十条の十並びに第二百三十七

条第五号の規定の適用については、第十三条の

四中「第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の

共済目的の種類等」とあるのは「第二百五十条の

二項を加える部分に限る。」と、

第六第一項の政令で指定する共済目的の種類（同

項の規定による指定に係る区分を除く。以下特

定畑作物共済の共済目的の種類といふ。）と、

同条第二項」とあるのは「第二百二十条の十四第

二項」と、第八十四条第一項第六号中「による農

作物の減収」とあるのは「による農作物の減収

を伴う生産金額の減少」と、「及び糖度の低下」

とあるのは「又は糖度の低下を伴う生産金額の

減少」と、第二百二十条の十二第一項第一号中「第二百二十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的

の種類等」とあるのは「特定畑作物共済の共済

目的の種類」と、「第二百二十条の十五第一項中

「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは

「特定畑作物共済の共済目的の種類」と、同条第

二項中「畑作物一次共済掛金標準率（前条第一

項の区分が定められた共済目的の種類に係るも

のについては、当該都道府県の畑作物一次共済掛

金標準率」と、同項並びに同条第三項及び第六項

中「畑作物共済の共済目的の種類等」とあるのは

「特定畑作物共済の共済目的の種類」と、「第二

百二十条の十七中「畑作物共済の共済目的の種

類等」とあるのは「特定畑作物共済の共済目的の種類」と、第二百二十条の十八において読み替えて準用する第二百二十条の十中「収穫物の数量」とあるのは「収穫物の数量又は価格」と、第二百三十七条第五号中「相当する金額」とあるのは「相当する金額（その金額が主務大臣が定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣が定める金額）」とする。

別表を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、平成五年八月一日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の四、第八十四条第一項第六号、第二百二十条の十四第一項第一号、第二百二十条の十六、第二百二十三条第二項及び第二百二十五条第四項の改正規定並びに附則第六項第二号及び第七項の規定 平成五年十一月一日

二 第十三条の三、第八十四条第一項第四号、第二百二十条の二第一項及び第二百二十条の三の二第一項の改正規定、第二百二十条の六の改正規定（第二項に係る部分を除く。）、第二百二十条の七から第二百二十条の十まで、第二百二十条の十八及び第二百二十条の二十五の改正規定、第二百二十二条の改正規定（第二項中「果樹共済資格者」と及び「果樹共済」を削り、同条に第一項を加える部分に限る。）、第二百二十三条第一項、第二百二十二条第一項及び第二百二十二条第二項、第二百二十二条第三項及び第二百二十二条第四項の規定

三 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百二十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第四項及び第二百三十六条第五項及び第二百三十九項、第二百四十条の二第二項、第二百四十条の四第二項及び第二百四十条の五第一項の規定

四 第八十四条第一項及び第二百三十五条第一項第一号の改正規定（第二項中「果樹共済」を削り、同条に第一項を加える部分に限る。）、第二百三十五条第一項及び第二百三十六条第一項、第二百三十五条第一項及び第二百三十六条第一項の規定

五 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

六 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

七 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

八 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

九 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

十 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

十一 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

十二 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

十三 第八十四条第一項第七号及び第四项の改正規定、第二百三十五条第一項の改正規定（第二項に係る部分に限る。）並びに第二百三十五条第二項及び第二百三十六条第二項の規定

年四月一日

2 （農作物共済に関する経過措置）

農作物共済に係るこの法律による改正後の農業災害補償法（以下「新法」という。）第十二条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第二項、第八十四条第一項第一号、第二百四十五条第四項、第九十三条第一項、第九十九条第三項、第一百四条第五項及び第九項、第一百四十五条第四項、第九十三条第一項及び第二項、第一百四十五条第五項及び第四項、第一百四十五条第六項及び第二項の十四第二項及び第四項、第一百四十五条第七項、第一百四十五条第八項及び第二項の二第二項、第一百四十五条第九項及び第二項の三第二項、第一百四十五条第十項及び第二項の四第二項及び第四項、第一百四十五条第十一項及び第二項の五第二項及び第二項の六第二項までの

規定期間の開始する経過措置は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る農作物（さとうきびを除く。）から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお從前の例による。

3 （果樹共済に関する経過措置）

果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお從前の例による。

4 （果樹共済に関する経過措置）

果樹から適用するものとし、同日前に共済責任期間の開始する果樹共済に係る果樹については、なお從前の例による。

5 （畑作物共済に関する経過措置）

畑作物共済に係る新法第十五条第一項及び第二項、第九十三条第二項、第一百二十三条第二項及び第二百二十五条第四項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る畑作物については、なお從前の例による。

6 （畑作物共済に関する経過措置）

畑作物共済に係る新法第十五条第一項及び第二項、第九十三条第二項並びに第一百二十条の十三の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する畑作物共済に係る畑作物については、なお從前の例による。

7 （園芸施設共済に関する経過措置）

園芸施設共済に係る新法第十五条第一項及び第二項、第九十三条第二項並びに第一百二十五条第四項の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済に係る園芸施設共済については、なお從前の例による。

8 （園芸施設共済に関する経過措置）

園芸施設共済に係る新法第十五条第一項及び第二項、第九十三条第二項並びに第一百二十五条第四項の規定は、附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日以後に共済責任期間の開始する園芸施設共済に係る園芸施設共済については、なお從前の例による。

9 （収穫通常共済掛金標準率等の改定の特例）

新法第百二十条の七第四項の収穫通常共済掛金標準率及び収穫異常共済掛金標準率並びに同条第八項の樹木通常共済掛金標準率の平成六年における設定の後最初に行つ一般の改定及び当該改定の次に行つ

一般の改定は、同条第十項の規定にかかるわらず、それぞれ平成八年及び平成十年において行うものとする。この場合における同条第一項ただし書又は第六項ただし書の規定の適用について

は、これらの規定中「第十項」とあるのは、「農

業災害補償法（以下「新法」という。）第十二条第一項、第十五条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第二項、第八十四条第一項第一号、第二百四十五条第四項、第九十三条第一項、第九十九条第三項、第一百四条第五項及び第九項、第一百四十五条第六項及び第二項の十四第二項及び第四項、第一百四十五条第七項、第一百四十五条第八項及び第二項の二第二項、第一百四十五条第九項及び第二項の三第二項、第一百四十五条第十項及び第二項の四第二項及び第四項、第一百四十五条第十一項及び第二項の五第二項及び第二項の六第二項までの

9 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成五年法律第二号）附則第八項」とする。
（園芸施設共済の共済掛金標準率甲等の改定の特例）

新法第二百二十条の二十三第一項第一号の共済掛金標準率甲及び同項第二号の共済掛金標準率乙の平成七年における一般の改定の次に行う一般の改定は、同条第四項の規定にかかわらず、平成九年において行うものとする。

平成五年四月七日印刷

平成五年四月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局